

令和5年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和5年第3回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 9月8日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎報告第7号から議案第55号まで一括上程、説明	5
◎委員会提出議案第4号の上程、説明	18
◎散会の宣告	18

第2日 9月13日(水)

◎議事日程	21
◎本日の会議に付した事件	21
◎出席議員	21
◎欠席議員	21
◎説明のための出席者	21
◎事務局職員出席者	22
◎開議の宣告	23
◎議事日程の報告	23
◎一般質問	23
森 秀 一 議員	23

古川 晃 議員	3 2
丸山 陽子 議員	4 9
星 和孝 議員	5 8
湯田 哲 議員	6 6
渡部 裕太 議員	7 9
◎散会の宣告	9 0

第3日 9月14日(木)

◎議事日程	9 1
◎本日の会議に付した事件	9 1
◎出席議員	9 1
◎欠席議員	9 1
◎説明のための出席者	9 1
◎事務局職員出席者	9 2
◎開議の宣告	9 3
◎発言の訂正について	9 3
◎議事日程の報告	9 3
◎一般質問	9 4
湯田 剛正 議員	9 4
芳賀 正義 議員	9 9
酒井 幸司 議員	1 1 0
湯田 芳博 議員	1 1 5
渡部 訓正 議員	1 3 2
◎散会の宣告	1 4 9

第4日 9月15日(金)

◎議事日程	1 5 1
◎本日の会議に付した事件	1 5 2
◎出席議員	1 5 2
◎欠席議員	1 5 2

◎説明のための出席者	1 5 2
◎事務局職員出席者	1 5 3
◎開議の宣告	1 5 4
◎議事日程の報告	1 5 4
◎発言の申出	1 5 4
◎委員会提出議案第 4 号 南会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例 の制定についての質疑、討論、採決	1 5 5
◎報告第 7 号 専決処分 of 報告についての質疑	1 5 6
◎議案第 4 0 号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の質疑、討論、採決	1 5 7
◎議案第 4 1 号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	1 5 8
◎議案第 4 2 号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例の質 議、討論、採決	1 5 8
◎議案第 4 3 号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例の質疑 討論、採決	1 5 9
◎議案第 4 4 号 町道路線の廃止についての質疑、討論、採決	1 6 0
◎議案第 4 5 号 町道路線の認定についての質疑、討論、採決	1 6 0
◎諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、 採決	1 6 1
◎報告第 8 号 令和 4 年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績 に関する報告について	1 6 2
◎報告第 9 号 債権放棄の報告についての質疑	1 6 2
◎議案第 4 6 号 令和 4 年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての 質疑、討論、採決	1 6 3
◎議案第 4 7 号 令和 4 年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定についての質疑、討論、採決	1 7 4
◎議案第 4 8 号 令和 4 年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定についての質疑、討論、採決	1 7 5
◎議案第 4 9 号 令和 4 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に	

	についての質疑、討論、採決……………	176
◎議案第50号	令和4年度南会津町水道事業会計決算の認定についての質疑、 討論、採決……………	177
◎議案第51号	令和4年度南会津町下水道事業会計決算の認定についての質 議、討論、採決……………	177
◎議案第52号	令和5年度南会津町一般会計補正予算（第5号）の質疑、討 論、採決……………	178
◎議案第53号	令和5年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）の 質疑、討論、採決……………	183
◎議案第54号	令和5年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑、 討論、採決……………	184
◎議案第55号	令和5年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）の質 議、討論、採決……………	184
◎日程の追加……………		186
◎諸報告……………		186
◎議員派遣の件について……………		186
◎閉会中の継続調査について……………		187
◎閉会の宣告……………		187
◎署名議員……………		189

令和5年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和5年9月8日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸報告
日程第 4 報告第7号から議案第55号まで一括上程
(提案理由の説明)
日程第 5 委員会提出議案第4号の上程
(趣旨説明)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
8番	川島進	議員	9番	湯田芳博	議員
10番	室井英雄	議員	11番	丸山陽子	議員
12番	楠正次	議員	13番	湯田哲	議員
14番	高野精一	議員	15番	渡部訓正	議員
16番	山内政	議員			

欠席議員 (1名)

7番 森秀一 議員

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
星英雄	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	鈴木秀和	税務課長
星貴夫	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
橘昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	馬場誠	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長	渡部寛	代表監査委員

事務局職員出席者

星博文	事務局長	星彰	事務局長補佐
-----	------	----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

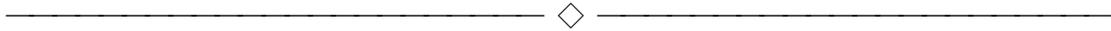
○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

都合により欠席届のあった議員は、7番、森秀一君です。遅刻する旨、届出のあった議員は、14番、高野精一君です。

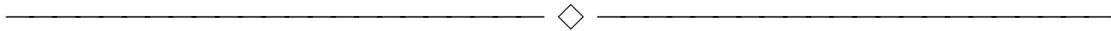
ただいまから令和5年第3回南会津町議会定例会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い上衣の脱衣を許します。



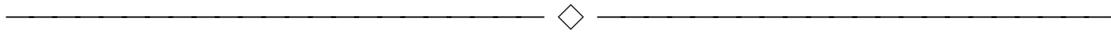
◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

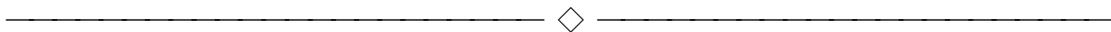
○山内 政議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、星和孝君、12番、楠正次君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月15日までの8日間とし、明9日から12日までを休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの8日間とし、明9日から12日までを休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○山内 政議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和5年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告、議会広報委員が出席した町村議会広報研修会報告書は、お手元に配付のとおりです。

次に、8月24日に招集されました令和5年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和5年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、監査委員から、令和5年度7月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、本町関係法人等に係る令和4年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、株式会社みなみあいづ、医療法人社団仁嘉会、以上の4法人等に係る経営状況説明資料は、議会事務局に保管されております。

なお、公益財団法人南会津町振興公社及び株式会社みなみあいづの経営状況を説明する資料は、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和5年第2回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報

告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



◎報告第7号から議案第55号まで一括上程、説明

○山内 政議長 日程第4、報告第7号から議案第55号までを一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さんおはようございます。

令和5年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用中のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

これより今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、報告第7号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第13号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、令和5年6月6日、高杖第一配水池の水位低下に伴い、近隣の消火栓からホースブリッジを設置し、消防ホースにより配水池に給水作業を行っていたところ、通行車両がホースブリッジを乗り越える際、車両後部のバンパーがホースブリッジに接触し、破損させてしまったものであります。

過失割合を町60%とし、相手方に対し車の修理代として賠償金3万1,823円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、令和4年10月に、水道の閉栓申請に基づき閉栓した家屋において、止水栓が完全に閉まっていなかったため、令和5年2月20日に給水器具が凍結により破損し、相手方の給水器具に損害を与えたものであります。

過失割合を町100%とし、相手方に対し給水器具の修理代として賠償金4万700円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第40号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につい

てご説明申し上げます。

本案は、マイナンバーカード及びスマートフォンなどを利用して、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機から各種証明書が取得できる自動交付サービスの導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、法人税の一部及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部等が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正内容であります。1点目が、法人税の連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴う改正で、2点目が、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用に当たり、事業者の資本金の額等もしくは出資金の額に係る規定の改正で、いずれも関連する条文について改正を行うものであります。

次に、議案第42号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、昭和51年度に建築した上郷教職員住宅2棟及び昭和52年度に建設した松戸原教職員住宅2棟の解体に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第43号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、会津高原スキー場のリフトの利用料金等について、各スキー場の運営方針に即した料金設定ができるよう柔軟性を持たせ、安定した運営に寄与するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号 町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本案は、国道289号田島バイパスの供用開始に伴い、町道東荒井松下線について、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止をするものであります。

次に、議案第45号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、国道289号線田島バイパスの供用開始に伴い町に移管される路線、及び南会津町私道の寄附採納基準に基づき寄附を受けた路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき認定するものであります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

ます。

今回、新たな人権擁護委員として推薦いたします馬場宗一氏の主な略歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。

馬場氏は、人物、識見ともに優れ広く社会に精通されていることから人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和6年1月1日から3か年となる予定であります。

次に、報告第8号 令和4年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第46号以下の各会計の決算認定に付するための説明書として、令和4年度事務報告、主要な施策の成果及び令和4年度決算概要を配付しておりますので、決算書と併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

次に、報告第9号 債権放棄の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、南会津町債権管理条例第14条第1項及び第5号の規定により、債権放棄を行った水道料金553万1,250円について、同条例第15条の規定により報告を行うものであります。

次に、議案第46号 令和4年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

なお、議案第46号から第51号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、別冊で配付しております令和4年度決算概要によりご説明を申し上げます。

令和4年度の予算編成に当たっては、地方財政計画等の国の動向を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底し、感染症を契機とした新たな常識を的確に捉えながら、町民の安全安心な生活の維持とウィズコロナ下における町内経済の景気回復を目指し、最終年度となる第2次総合振興計画後期基本計画に掲げる町の将来像「互いに思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」の実現に向け、未来へと幸せが続く持続可能なまちづくりを基本方針に掲げ予算編成を行いました。

この結果、一般会計当初予算額は前年度比1.7%減の124億2,000万円で、その後、新型コロナウイルス感染症対策に要する予算計上など計11回の補正予算を行い、前年度繰越明許費を含む最終予算総額は136億3,373万3,000円となりました。

続いて、決算について申し上げます。決算概要の6ページをご覧いただきたいと思っております。

なお、説明に際しまして1,000円単位で申し上げます。端数の関係で四捨五入の数字を調整して申し上げます。ご承知願いますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

歳入総額133億8,872万8,000円、歳出総額129億2,917万8,000円、前年度決算と比較すると歳入で6.3%、歳出で6.8%の減少となりました。歳入から歳出を差し引いた形式的収支は4億5,954万9,000円の黒字、さらに、翌年度へ繰り越すべき財源2,115万1,000円を除いた実質収支額は4億3,839万9,000円となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は3,460万6,000円の黒字、これに財政調整基金への積立額と取崩し額の差額212万9,000円を加えた実質単年度収支は3,673万5,000円の黒字となり、決算状況はおおむね良好となりました。

次に、7ページをご覧くださいと思います。

歳入では、普通交付税及び臨時財政対策債の減少による財源不足を補うため財政調整基金を取り崩したことなどにより、第19款繰入金が対前年度比89.4%増の4億2,654万8,000円となり、第11款地方交付税が前年度比1.9%減の66億9,564万円、第15款国庫支出金が、新型コロナウイルス感染症関連事業費や臨時経済対策事業費の減少などにより対前年度比24.8%減の14億345万3,000円、第22款町債であります。地方債充当事業実施計画に基づいた発行額の抑制などにより、対前年度比29.2%減の10億7,226万4,000円となったことで、歳入合計で対前年度比6.3%減となりました。

次に、12ページをご覧くださいと思います。

歳出について性質別決算によりご説明を申し上げます。

歳入と同様、新型コロナウイルス感染症関連事業費や臨時経済対策事業費の減少の影響が大きく、扶助費が対前年比で20.8%減の10億231万8,000円、普通建設事業費が、林業成長産業化地域創出モデル事業や星の郷ホテル建設事業の完了などにより対前年度比9.0%減の19億4,250万4,000円、維持補修費が少雪に伴う除雪経費の減などにより対前年度比27.0%の減、6億3,652万6,000円となったことから、歳出合計で対前年度比6.8%の減という数字でございます。

次に、主な財政指標の状況についてご説明申し上げます。

4ページをお開きいただきしたいと思います。

近年高い水準で推移してきました経常収支比率につきましては、前年度と同様の86.6%となりました。具体的には、地方債元金償還据置期間の終了に伴う公債費の増加や、電気料金高騰などの影響による物件費の増加があったものの、職員の退職に伴う人件費の減少や少雪による除雪経費の減少に伴う維持補修費の減少などもあり、前年と同じ比率になったものと判断をしております。

近年、本町の経常収支比率は高い水準にあることから、南会津町公共施設等総合管理計画個

別実施計画に基づく公共施設の統廃合や、集中と選択による事務事業の見直しなど、引き続き経常経費の抑制に取り組みながら、物価高騰対策といった急激な社会情勢の変化に柔軟に対応できる持続可能な財政構造の確立に努めていきたいと考えているところであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の5ページのとおりであり、いずれも早期健全化基準を下回る数値となっております。

このうち、実質公債費比率については、3か年平均の比率で前年度より1.0%増の6.8%となりましたが、地方債の発行と償還の管理を徹底することにより改善されると判断しており、引き続き健全な財政運営に努めてまいる所存であります。

次に、議案第47号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和4年度決算概要の21ページからとなります。

本会計の決算は、歳入総額15億8,400万2,000円で対前年度比で3.0%の減、歳出総額15億4,009万8,000円で対前年度比3.9%の減となり、歳入歳出ともに前年度より減額となりました。

減額の主な要因としては、被保険者が後期高齢者へ移行したことによる被保険者数の減少や、コロナ禍における被保険者の受診控え等によって療養給付費等の支出が少なくなったことによるもので、医療費に係る療養給付費が減少し、それに伴う普通交付金等の県支出金が減少したことによるものであります。

注意すべき点としては、医療技術の進歩に伴い高度な医療、新薬の服用が可能になったことが影響し、1件当たりの医療費が高額になってきていることや、コロナ禍における受診控え等に起因する疾病の重症化等により療養給付費の急激な増加も想定されるため、予防対策に傾注する必要があるものと考えております。

今後も、保健事業や医療費適正化事業等を推進することにより、安定した国保財政の運営につなげてまいる所存であります。

次に、議案第48号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和4年度決算概要の23ページからとなります。

本会計の決算は、歳入総額2億3,982万3,000円で対前年度比3.4%の増、歳出総額2億3,621万8,000円で対前年度比3.5%の増となり、歳入歳出ともに前年度より増額となりました。

その主な要因であります。被保険者の増加に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合負担金や被保険者からの保険料が増加したこと、また、後期高齢者の健診等における受診率の増加に

よるものであると考えられます。

今後も、福島県後期高齢者医療広域連合と連携しながら医療費の適正化に努めてまいります。

次に、議案第49号 令和4年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和4年度決算概要の25ページからとなります。

本会計の決算は、歳入総額24億1,091万8,000円対前年度比2.6%の増、歳出総額であります。23億1,953万1,000円対前年度比3.8%の増となり、歳入歳出とも前年度より増額となっております。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響で減少傾向にあった保険給付費も、対前年度比1.0%増となるなど以前の水準に戻っていくことが予想されることから、令和5年度に策定する第9期介護保険事業計画の中で検証し、引き続き、介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第50号 令和4年度南会津町水道事業会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算概要の27ページからとなります。

経営状況のうち、営業活動等を表す収益的収支の決算状況であります。事業収益6億1,865万8,000円に対し事業費用5億7,227万円で、差引き4,638万8,000円となり、消費税を除いた純利益は2,438万7,000円となりました。

また、施設の整備状況を表す資本的収支の決算状況であります。収入3億4,963万円に対し支出5億4,975万5,000円で、差引き2億7万5,000円の収入不足となりましたが、減価償却費など現金支出を伴わない損益勘定留保資金等で不足分を補填しております。

今後も、人口減少による使用料の減収が進む中、将来にわたり安定的な水道事業を継続していくため経営の健全化を進め、計画的かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第51号 令和4年度南会津町下水道事業会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

29ページ目からとなります。

経営状況のうち、営業活動等を示す収益的収支の決算状況であります。事業収益6億6,948万円に対し事業費用6億7,087万6,000円で、差引き139万6,000円の赤字となり、消費税等を除いた純損益は323万5,000円となりました。

また、施設の整備状況等を表す資本的支出の決算状況であります。収入3億4,724万円に

対し支出3億6,336万7,000円で、差引き1,612万7,000円の収入不足となりましたが、減価償却など現金支出を伴わない損益勘定留保資金等で不足分を補填いたしました。

今後も、人口減少による使用料の減収が進む中、将来にわたり安定的な下水道事業を継続していくため経営の健全化を進め、計画的かつ効率的な事業運営に努めてまいり所存であります。

以上、各会計の決算についてご説明申し上げましたが、6月定例議会に報告しておりますとおり、価格高騰緊急支援給付金事業のほか一般会計で5事業、総額2億715万3,000円、水道事業会計で4事業、総額7,527万6,000円、下水道事業会計が1事業で総額187万円を令和5年度に繰り越しておりますので、改めてご報告をさせていただきます。

続いて、議案第52号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2億7,357万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ133億3,537万2,000円とするものであります。

補正予算の主な項目につきまして歳入からご説明申し上げます。

第11款地方交付税であります。普通交付税の本算定の結果、交付額の確定により6,246万5,000円を追加するものであり、この結果、臨時財政対策債振替分を含む今年度の普通交付税の額であります。59億1,651万5,000円となり、令和4年度の実績と比較し1億2,309万7,000円、率にして2.0%の減となりました。

なお、令和4年度は国税収入の増額補正等により年度内に1億440万8,000円の追加交付があったことから、当初分の比較としては1,868万9,000円、0.3%の減であり、おおむね前年度ベースの交付となったというふうに捉えております。

第15款国庫支出金であります。1,901万3,000円の減で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの追加計上、福島再生加速化交付金の新規計上のほか、道路等の整備費用として交付される社会資本整備総合交付金等について、今年度の交付見込みを踏まえ減額をするものであります。

第20款繰越金であります。令和4年度決算に基づき2億3,839万9,000円を追加し、繰越金総額を4億3,839万9,000円とするものであります。

第21款諸収入は、福島県発注工事で支障となる光ファイバーの支障移転工事補償金など663万4,000円を追加計上し、第22款町債は、町道整備に充当する過疎対策事業債、及び地方交付税の振替として発行する臨時財政対策債について総額1,735万円を減額いたします。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、町議会議員一般選挙の選挙執行経費の確定に伴い選挙費を減額する一方で、令和4年度決算剰余金の財政調整基金への積立て及びふるさと納税寄附額の一部をふるさとづくり基金へ積み立てるほか、町有観光施設について外部評価を受けるための委託料などを新たに計上するなど、1億4,026万円の追加補正となっております。

第3款民生費であります。放課後児童クラブの受入れ児童数の増加に伴う委託料の追加、及び私立保育所運営費国県負担金の精算による返還金を新たに計上するなど、698万4,000円の追加補正であります。

第6款農林水産業費であります。肥料高騰により影響を受けている農家の経営安定を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した肥料高騰緊急対策事業補助金などを新たに計上するもので、725万6,000円の追加補正となっております。

第7款商工費であります。たかつえスキー場リフト修繕工事の追加、及び福島再生加速化交付金を活用して実施する地域魅力向上・発信支援事業に関する費用を新たに計上する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、原油価格等の高騰により大きな影響を受けている町内事業者に対して燃料費、光熱費の一部助成を行ってまいりました原油価格等高騰対策事業補助金の事業費確定に伴う減額などで、全体では1,308万7,000円の減額補正となっております。

第8款土木費であります。町道修繕工事費を追加するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした下水道施設の電気料高騰対策として下水道事業会計繰出金を計上する一方、社会資本整備総合交付金事業の事業内容変更による減額でありまして、2,975万2,000円の減額補正であります。

第10款教育費であります。現在12月から運行しております冬季のスクールバス、スクールタクシーについて、児童の安全を確保するため、11月から1か月前倒しで運行を開始するための委託料の追加、及び南郷地域の旧山内家住宅雪害修繕工事実施設計委託料を新たに計上するなど522万9,000円の追加補正となっております。

第14款予備費であります。歳入との関連で1億5,668万8,000円を追加するものであります。なお、既定の地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

次に、議案第53号 令和5年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ9,142万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

23億2,842万3,000円とするものであります。

その主な内容であります。令和4年度決算に伴う給付費の精算のほか、決算剰余金の介護給付費準備基金への積立金の計上などです。

次に、議案第54号 令和5年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

収益的支出の補正については22万4,000円を追加し、支出の予定額を5億9,078万2,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正については、収入で490万円を追加し3億1,516万6,000円とし、支出の部では539万円を追加し4億9,980万円とするものであります。その補正の内容ですが、福島県発注の農道整備工事において、支障となる水道管の移設に関する設計委託料などを追加計上するものであります。

次に、議案第55号 令和5年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の補正については、収入の部を794万3,000円追加し6億5,891万1,000円とし、支出の部を781万1,000円追加し6億5,679万1,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正については、収入の部で347万5,000円減額し3億4,390万円とするものであります。支出の部では703万9,000円を減額し3億5,530万2,000円とするものであります。

その主な内容ですが、電気料の高騰対策として一般会計から繰入れをする一方、当初予算で計上しておりました公共下水道事業全体計画変更業務委託のうち、田島処理区に係る部分について実施時期を次年度以降にすることとしたため、その費用等について減額をするものであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案16件、報告3件、諮問1件に関する説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○山内 政議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第46号から議案第51号までの令和4年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計に係る歳入歳出決算について、監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

渡部寛代表監査委員。

○渡部 寛代表監査委員 代表監査委員の渡部寛でございます。

令和4年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、令和4年度南会津町水道事業会計決算、令和4年度南会津町下水道事業会計決算、令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、令和5年7月10日から7月19日までの実質7日間にわたり、舟木隆監査委員、川島進監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された令和4年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収入に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書、令和4年度南会津町水道事業会計決算及び令和4年度南会津町下水道事業会計決算について、関係諸帳簿及び証書類等と照合し、計数の確認と併せて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査いたしました。

審査に付された関係書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況は適正なものと認められたので、ここにご報告をさせていただきます。

以下、1,000円単位で申し上げます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額133億8,872万8,000円、歳出決算額129億2,917万8,000円、歳入歳出差引額4億5,955万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,115万1,000円を差し引いた南会津の実質収支額は4億3,839万9,000円となっております。

特別会計の決算状況は、歳入決算額42億3,474万3,000円、歳出決算額40億9,584万7,000円、歳入歳出差引額1億3,889万6,000円が特別会計実質収支額となっております。

次に、町税等の収入未済額についてであります。自主財源である町税等の未納が依然として発生している状況にあります。1,000円単位で申し上げます。町民税、固定資産税、軽自動車税の収入未済額は合計で1億6,098万8,000円となり、前年度と比較しますと108万6,000円の減少となっております。

国民健康保険税の未納額は1億964万7,000円となり、前年度と比較しますと485万9,000円減少しました。ただし、町税等の不納欠損処理額が大きく、特に消滅時効によるものが大きいので、その縮減に努めることが必要であります。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は461万7,000円となり、前年度と比較しますと40万円の減少となりました。

介護保険料の収入未済額は1,297万円となり、前年度と比較しますと192万4,000円の減少と

なっております。

次に、使用料等全体では収入未済額が1億172万7,000円となり、前年度と比較しますと1,321万2,000円の減少となりました。

個別に申し上げますと、保育料の収入未済額は117万2,000円となり、前年度との比較で11万2,000円の減少、町営住宅使用料の収入未済額は1,446万9,000円となり、前年度との比較で125万円の減少となっております。

水道料の収入未済額は7,135万3,000円であり、前年度との比較で656万2,000円減少しておりますが、そのうち債権放棄により不納欠損されたものが553万1,000円となっております。

下水道使用料等の収入未済額は1,473万3,000円であり、前年度の比較で357万円減少となったものの、消滅時効による不納欠損額が304万8,000円となり、町税同様、滞納者への対応を強化していく必要があります。

全体として見ますと、町税等並びに使用料等を合計した収入未済額は令和4年度末時点で3億8,994万9,000円となり、前年度と比較しますと2,148万1,000円の減少となっておりますが、先ほど述べましたとおり、これには多くの消滅時効による不納欠損が含まれております。

滞納対策は、財源の確保はもとより、受益者負担の原則及び負担の公平性が損なわれることにより、行政への信頼にも関わる問題であることを十分留意され、収納率の向上に誠意努力する必要があります。

次に、町債についてであります。一般会計の令和3年度末地方債現在高は169億7,573万8,000円でありましたが、令和4年度末では164億1,330万5,000円と、5億6,243万3,000円の減少となっております。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

令和4年度の経営実績について、水道事業収益6億1,865万8,000円、事業費用5億7,227万円で、当期純利益は2,438万7,000円となりました。

財政状況を見ると、流動比率は令和3年度が111.7%、令和4年度106.6%で推移しており、資金繰りに特に懸念はありません。料金回収率は88.6%であり、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味するため、適切な料金収入の確保が求められます。有形固定資産減価償却率は57.9%であり、法定耐用年数に近い資産が多いことが想定されるため、将来の施設の更新等の必要を考慮していく必要があります。

企業債残高は30億4,151万6,000円となっており、将来の償還原資の確保の前提となる収支計画における経営見通しについて、今後、再確認していく必要があります。

今後も、平成28年度に策定された南会津町水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により安定した資金繰りや、給水世帯数、給水人口の減少傾向も続くと予想される中、さらなる経営の効率化、健全化を進め、安全で安定した水道水の供給に努めることを期待いたします。

次に、下水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し上げさせていただきます。

令和4年度の経営成績については、下水道事業収益6億6,948万円、事業費用6億7,087万6,000円で、当期純損失は323万5,000円となっております。

財政状態は、経常収支比率が99.5%であり、経営改善に向けた取組が必要であります。また、累積欠損金比率は2.3%ですが、経営の健全性に課題があると言えるため、経年の状況も踏まえながら経営改善を図っていく必要があります。

流動比率は45.9%となっておりますが、流動負債には建設改良費に充てられた企業債等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還、返済の原資を使用料収入等によることが予定されている場合には一概に支払い能力がないとは言えませんが、短期的な支払い能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

さらに、経費回収率が71.9%であり、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入より賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

また、起業債残高は18億2,889万8,000円となっており、将来の償還原資の確保の前提となる収支計画における経営見通しについて、今後、再確認していく必要があります。

今後も、平成28年度に策定された南会津町下水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により安定した資金繰りや、世帯数や人口の減少傾向も続くと予想される中、将来にわたり安定的な下水道事業を継続していくため、さらなる経営の効率化、健全化を進め、計画的かつ効率的な事業運営を期待します。

次に、財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率、並びにそれらの策定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に沿って作成されているのかなどに主眼を置き、証書類との照合を行うとともに関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された以下の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等の令和4年度決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に基準上の問題はありません。

実質公債費比率は、3か年の平均値を見てみると6.8%で、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っており、基準上の問題はありません。

しかしながら、単年度の比較では、令和2年度6.0%、令和3年度6.2%、令和4年度8.4%と低位ではありますが上昇傾向であり、超少子・高齢化社会の進展や公共施設の老朽化対策等に財政需要の増加が見込まれる場合には注視していく必要があります。

将来負担率については、令和4年度は31.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており、この基準での判断から問題はありません。過去3か年度を比較しても、令和元年度33.1%、令和2年度32.5%、令和3年度31.4%と低位で推移をしております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても基準上の問題はありません。

令和4年度の主要財政指標については、健全財政に向けた努力の跡が見られますが、今後も、人口減少や高齢化の進行等の社会情勢の変化、行政需要の多様化に対応するため、財政状況を踏まえながら継続した行政改革のさらなる推進が必要であります。

最後に、効率的な自治体経営の確立と住民サービスを向上するための改善に取り組み、住民の立場に立った行政運営の実現には、第4次南会津町行政改革大綱及び実施計画の確実な実施が求められます。さらに、町が目指す「夢と希望と活力に満ちた南会津町の実現」のために、職員は役割を認識し、新たに策定した第3次南会津町総合振興計画の目標を達成すべく、さらなる努力されることを期待するものであります。

今後とも、住民の福祉向上のため行財政改革を推進し、経費等の節減を図りながら、限られた財源の効率的配分と健全な財政運営に努めるとともに、自主財源である町税等の収納率向上に向け不断の努力をされるよう要望し、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘・改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどご覧いただくことで割愛させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

○山内 政議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎委員会提出議案第4号の上程、説明

○山内 政議長 日程第5、委員会提出議案第4号を上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、ただいま議題になりました委員会提出議案第4号について説明を申し上げます。

南会津町議会議長、山内政様。

提出者は、南会津町議会議会運営委員長、楠正次であります。

南会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び南会津町議会会議規則（平成18年議会規則第1号）第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、南会津町議会議員と南会津町との間の同法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成及び事務の執行の適正を図るため、本条例を制定するものです。

制定文は裏面にございますので、ご覧いただきたいと思えます。

慎重審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これで委員会提出議案の説明は終わりました。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は、9月13日午前10時から開議し一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

なお、この後、午前11時20分から正副常任委員長会議を中会議室2で開催しますので、関係者はお集まりください。

また、全議員に連絡したい事項等がございますので、議席でその場でお待ちください。

散会 午前11時08分

令和5年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和5年9月13日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 7番 森 秀一 議員
- 5番 古川 晃 議員
- 11番 丸山 陽子 議員
- 4番 星 和孝 議員
- 13番 湯田 哲 議員
- 6番 渡部 裕太 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 酒井 幸司 議員 | 2番 芳賀 正義 議員 |
| 3番 湯田 剛正 議員 | 4番 星 和孝 議員 |
| 5番 古川 晃 議員 | 6番 渡部 裕太 議員 |
| 7番 森 秀一 議員 | 8番 川島 進 議員 |
| 9番 湯田 芳博 議員 | 10番 室井 英雄 議員 |
| 11番 丸山 陽子 議員 | 12番 楠 正次 議員 |
| 13番 湯田 哲 議員 | 14番 高野 精一 議員 |
| 15番 渡部 訓正 議員 | 16番 山内 政 議員 |

欠席議員(なし)

説明のための出席者

渡部 正義 町 長 佐藤 一範 副 町 長

星 英 雄	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
星 貴 夫	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	星 彰	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-----	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 森 秀 一 議員

○山内 政議長 7番、森秀一君の登壇を許します。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 皆さん、おはようございます。

本議会の最初の質問者として登壇をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

それでは、議席番号7番、森秀一、通告に従いまして一般質問を行います。

質問は2点になります。

質問事項の1点目は、県道大倉大橋浜野線期成同盟会の設立をであります。

南会津町には、国道121号、国道289号、国道352号、国道400号、国道401号の国道5路線と県道高岡田島線、県道栗山館岩線、県道黒磯田島線、県道大倉大橋浜野線の県道4路線が通っています。

またこれらの国道、県道には改良整備を促進させるために、期成同盟会が設立され、それぞれに要望書を提出して活動を行っています。これら9路線ある国道、県道の中で唯一、期成同盟会がないのが、県道大倉大橋浜野線であります。国道はともかく、他の県道3路線に期成同盟会があって、なぜ県道大倉大橋浜野線にないのか、大変疑問を感じております。

本路線の期成同盟会が設立されなかった事情は分かりませんが、合併前の旧南郷村では年に1度、移動建設事務所が開催され、南会津建設事務所、山口土木事務所の幹部職員と旧南郷村の幹部職員が一堂に会し、南郷村内の両事務所の管理施設に対して整備要望をする機会がありました。期成同盟会がなくても、地域の課題を解決するための要望を伝える手段があったということが設立しなかった要因かとも考えられます。

しかしながら、現在設立されていないことは事実であります。県道大倉大橋浜野線は、他の3路線と比較して林野区間も少なく、全区間が集落と集落を結ぶ地域住民の生活に密着した、なくてはならない大切な道路であります。現状を見ると、カーブ箇所や狭小区間も多くあり、過去においては死亡事故も発生したことがありました。

このような状況から、県道大倉大橋浜野線期成同盟会を設立し、改良整備を促進すべきと考え、現状把握と今後の整備方針について3点について質問します。

1点目は、改良整備に関する地域からの要望はであります。

本路線の区間内には整備の必要箇所は数多く見受けられます。山口土木事務所では道路監視を行っているようですが、整備のための道路監視とは思われません。改良整備について、路線内の集落区長や地域住民から町に対して要望は出されていると思うが、これらの情報について伺います。

次に、2点目、町が行ってきた県に対する要望はであります。

路線内集落からの要望がある、なしにかかわらず、整備の必要な箇所は数多く見受けられます。県に対する整備要望は地域住民に代わって町が行う以外に考えられません。町が行ってきた本路線の整備要望はどのような状況であったのかをお聞きします。

次に、3点目、期成同盟会設立の考えはであります。

本路線は、県道とはいえ、住民に密着した生活道路であります。整備の必要箇所も数多くある中で、今後の改良整備は必要不可欠であり、県に対して強く要望する必要があります。要望の手段としては、期成同盟会を設立し、組織をもって要望することが一番の手段と考えます。このことから、本路線の期成同盟会の設立について、町長のお考えをお聞きします。

次に、質問事項の2点目、伊南・南郷地域公共交通体系の再編はであります。

私は南郷地域で運行されている乗合タクシーの区域外住民から会津バスの運行時刻では利用したい時間が全然合わないので、乗合タクシーの区域に入れてほしいという要望を聞きました。現在町では、地域公共交通の運行再編を検討しているという説明を聞き、今度の再編計画に取り組んでいただけるのではないかと期待をしたところであります。

再編に当たっての進め方では、課題やニーズの共有、運行プランの検討、実証運行、再編実施という流れについて記載されており、いずれにしても話合いの場を設定し、丁寧な対応を行うということになっています。

私は、現在運行されている路線バスを廃止し、青柳・梁取間と同じく、田島・山口間、内川・山口間を乗合タクシーでの運行に変更し、3区間の連携運行にすべきと考えています。また、高齢者からは、乗合タクシーの運行コースまでの距離があって利用するのが厳しいという声も聞きました。このような中で、東部地域では、デマンド交通を地域の公共交通として運行しています。このことから、乗合タクシーとデマンド交通のいずれが高齢者に優しいか、利便性について比較も必要かと考えます。

いずれにしても、交通弱者である高齢者を利用対象者として通院、買物、観光所等への利用など利用目的に合わせた運行に改正すべきと考えます。田島までの利用を基本として、田島・山口間を区域設定し、次に田島・山口間に合わせて、山口・内川間と山口・梁取間を運行区域にすべきと考えます。

いずれにしても、住民、特に高齢者が求める交通体系に変更されることを期待するところがあります。まずは現状を知ることが大切と考え、次の4点について質問します。

1点目、路線バスの利用状況はであります。

現在運行されている田島・内川間の路線バスでどの程度の利用者数があるのかお聞きします。

2点目、乗合タクシーとデマンド交通の利便性はであります。

路線バスについては、高齢者にとって乗り降りや料金など不便な交通手段と思っています。現在、南郷地域で運行されている乗合タクシーと田島地域を運行されているデマンド交通、2つの交通体系に対して、交通弱者である高齢者や免許を持たない町民にとって、どちらの方法

が親切な交通手段なのか、双方の利便性についてお聞きます。

3点目、交通手段に対する町の負担状況はであります。

現在実施している田島・内川間の路線バス料金と青柳・梁取間の乗合タクシー委託料を合わせ、それと比較して田島・山口間、山口・内川間、山口・梁取間の3区間を乗合タクシーに変更した場合とデマンド交通に変更した場合、想定される委託料を積算し、それぞれの交通体系を比較した場合、町負担はどのように変わるのか、比較した結果についてお聞きします。

4点目、交通体系別の利用料金の状況はであります。

路線バスは、距離による料金体系であり、距離によっては高額となり比較に値しませんが、乗合タクシーとデマンド交通、町が設定した利用料金と思います。高齢者や免許を持たない町民にとって、優しい利用料金が設定されていると思います。乗合タクシーとデマンド交通の利用料金についてお聞きします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

7番、森秀一議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、県道大倉大橋浜野線期成同盟会の設立をに関する1点目、改良整備に関する地域からの要望はとのおただしであります。当路線に関する地域からの要望といたしましては、これまでに伊南地域でいえば、小塩地区、青柳地区、浜野地区、南郷地域でいえば、鵠巣地区、大橋地区からの要望書が提出されております。

これらの要望の内容としては、狭隘箇所、それから自動車の運転手が道路前方を見渡す際の視距改良、道路線形の見直しのほか、集水ますの改修や道路側溝の修繕に関する内容となっているところであります。

次に2点目、町が行ってきた県に対する要望はとのおただしでございますが、毎年、定期的に行われている南会津建設事務所とそして山口土木事務所との地域課題検討会において、南会津町における道路整備箇所の要望を行っているところであります。先ほど議員から旧南郷村のお話をいただきましたが、それと同様の取組が続いているということでございます。

これまでの要望内容といたしましては、1点目の答弁でもお答え申し上げましたが、地区からの要望があった道路改良や修繕に関する内容のほかに、過去に雪崩により通行止めになった大橋地区と鵠巣地区の間にある蛇岩スノーシェットの延長に関する要望等を実施しているところでございます。

次に3点目、期成同盟会設立の考えはとのおただしではありますが、本路線は只見町と本町を結ぶ住民の通勤通学をはじめとした日常生活に欠かせない路線であり、また、国道289号において、自然災害や交通事故等で交通災害が発生した際には、唯一の代替路線として重要な役割を果たしている路線であると認識をしております。

また、国道289号は、只見町、新潟県三条市区間の令和8年開通が見込まれておりますが、開通によって、産業、経済、文化等の新たな交流による地域経済の好循環化が期待されているところであり、交流エリアの拡大といった点からも、県道大倉大橋浜野線の整備は重要であると考えております。

今後につきましては、本路線の整備促進に向け、関係自治体である只見町や道路管理者である福島県との協議を進めながら、期成同盟会等の必要性について検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、伊南・南郷地域公共交通体系の再編はに関する1点目ではありますが、路線バスの利用状況についておただしを受けました。田島・山口・内川線の直近に当たる令和3年10月1日から令和4年9月30日までの輸送実績、年間で6,308人でありました。

なお、始点から終点までの1運行1便に対して、実際に乗車している人数を表す乗車密度というものがありますが、これは0.5人でございます。

次に2点目、乗合タクシーとデマンド交通の利便性はとのおただしでございますが、南郷地域で運行されている乗合タクシーは、一般的な路線バスと同じように、停留所と発着時間が決まっている定時定路線方式で運行されており、利便性としては、利用者が運行状況を把握しやすい点であるというふうに考えております。

一方、田島エリアや館岩地域で運行されているデマンド交通ではありますが、利用者の予約状況に応じて、運行経路やスケジュールを組み立てる方式で運行されており、利便性としては、利用者が指定した場所から乗車し、指定した目的地へ直接行くことができるという点であるというふうに考えております。

次に3点目、交通体系別の町の負担状況はとのおただしではありますが、令和4年度の実績で申し上げたいと思います。

南郷地域乗合タクシーであります。委託料として931万6,898円、生活バス路線田島・山口・内川線でございますが、こちらは補助金として3,117万5,802円この2路線を合わせた合計で4,049万2,700円を町が負担している状況でございます。

この2つの交通体系を他の地域で運行しているデマンド交通の内容に変更した場合、概算で

はございますが、約40%の経費で運行できるものと試算しているところでもあります。しかしながら、実際にデマンド交通に変更するためには、運行を担う事業者やドライバーの確保という基礎的な課題を解決する必要があります。

また、地域住民や事業者との協議、合意が必要でございまして、運行本数や契約単価などによっては試算どおりにならないことも想定しているところでもあります。

次に4点目、交通体系別の利用料金の状況はとのおただしでございますが、南郷地域乗合タクシーと栗生沢、荒海、長野、桧沢、館岩のデマンドタクシーはいずれも片道料金で大人が300円、75歳以上が200円、小中学生と障害者をお持ちの方が100円をベースに設定されているところでもあります。

ただし、荒海と桧沢のデマンドタクシーについては、田島中心エリアからおおむね10キロ以上離れている地域につきましては、路線バス、鉄道、そういった料金との兼ね合いもございまして、同等の料金設定に調整しているところがあります。

なお、館岩地域から会津高原尾瀬口を経由して田島中心エリアへ移動する地域間路線の片道運賃であります。館岩から会津高原尾瀬口までが、大人が900円、75歳以上が600円、小学生と障害者をお持ちの方が300円、会津荒海、あたご作業所、中新井、こちらの場所であれば、いずれも大人が1,200円、それから75歳以上が800円、小中学生と障害者をお持ちの方が400円、さらに県立南会津病院を含む田島中心エリアまでの料金でございますが、大人で1,500円、75歳以上が1,000円、小学生と障害者をお持ちの方が500円というような料金設定になっております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、地域課題検討会という組織があつて、私が先ほど申し上げました、移動建設事務所と同じような内容で、要望がされていたということで、ほつとしたというところがあります。

それで、期成同盟会の設立ということなんですが、ただいまの答弁の中で、今、只見町の話も出てきました。いずれ期成同盟会というのは、2町以上の組織で行われているというのが、当たり前前の状況のようになっているんですが。ただ、只見町との区間といいますと、二軒在家と大倉、この2つの集落で路線延長も短くて、ある程度の整備をされているのかなというふうに思います。そのような中で、只見のほうに乗ってきていただけなかったらばというちょっと

不安もあるわけなんですけど、もし、只見のほうで、私のほうはという遠慮するような内容になったときには、そのほかの手段があるのかどうか、もし何かありましたらお聞きをしたいと思えます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 仮定の話でのご質問だというふうに理解します。

まず、取りあえずは、私のほうから只見の町長のほうにそういったことで議会でもお話しになっているので、協議をさせていただきますというところを言って、その結果、只見町として、それはうちとしては望みませんといったときに、考える話だということで、この場でそのときどうするんだというところは、なかなか明言としてお答えできる内容ではないというふうに理解しております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ただいま町長、申し上げたとおりだと思います。相手のあることを今回こうしますと言い切るということのはできないと思います。ただ、私としては、できれば何らかの形で組織としての要望をお願いしたいということなものですから、もし、そうでなくても南会津町だけの話になったとしても、何らかの組織でやっていただければなというふうな思いを持っていますので、ちょっとそれについてお考えをお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほどお答え申し上げましたけど、それらについては、当然議会のほうとの相談も出てくるでしょうし、この場で私の口からこういうふうな考えで進めますというふうなところはまだ言える状況にはありません。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 町長、おっしゃるとおりだと思います。ぜひ何らかの形で組織の中で進められるようなことでぜひお願いをしたいと思えます。

それでは、デマンド交通と乗合タクシーの関係について質問に移らせていただきたいと思います。

デマンド交通と乗合タクシーと私にしてみると、南郷地域なものですから、乗合タクシーの印象しかないわけなんですけど、デマンド交通としても自宅から直接向かわれるということで、かなり親切な内容なのかなと、ただ、料金的には乗合タクシーの場合は300円、高齢者にとっては200円ということなものですから、これについては、どっちがいいとか悪いとかいうことはできないと思えますけど、それで、ただいまこれらについて、行われるという段階なものです。

から、これについて私の意見でこうしなさいと言い切れるものではありませんので、できるだけ再編の進め方に対して、地元の声を聞いていただきたいという要望的な話になるかもしれません。

ただ、ここで気になるのが、ある程度これから再編に進められるという状況の中で、これから先、どのような流れの中で進めていくのか、これについてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

伊南・南郷地域、さらに伊南・南郷から田島地域に向かった地域間交通と言われるものの再編につきましては、現在、伊南地域において、伊南地域の区長の皆様と公共交通の再編に向けた話合いを進めているところであります。

さらに、路線バスにつきましては、檜枝岐村と会津バスと南会津町の3者で協議をしている中で、先日協議の中で、檜枝岐村から現在の田島・山口・内川線について檜枝岐まで伸ばすことについての提案がありました。ですので、路線バスの再編についても検討していかなければならないかなというふうを考えておまして、それらの方針を町のほうとしても整理していく必要があるというふうに認識しております。

さらに、その伊南地域のほうで、今、話合いを進めている中では、大桃から山口南郷総合支所であったり、会津バスの山口営業所付近までの公共交通について話合いがされておまして、そうしますと、南郷地域におきまして、現在、乗合タクシー利用者が年々減少している中で、今後、効果的な運行であったり、森議員からお話のありました利便性の高い公共交通にするために、意見交換、話合いの場を設けていかなければならないかなというふうには考えておりますので、今後、そういった伊南・南郷地域、さらに桧沢地域の方々と話合いを進めてまいりまして再編を進めていくということ考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 状況についてはよく分かりました。

それで、再編を進めていくためには、地域の高齢者の声を十分に聞いていただくということで、これはお願いするようになるわけなんです、それをぜひやっていただきたい。それで最後にお聞きしますが、これらを取り組んでいく上で、先ほどちょっと課題的な話も答弁の中にありましたけれども、総合政策課長として、これは問題だと、これはこれからやっていく上での課題だなというようなものがありましたら、お聞きしたいです。

○山内 政議長 森秀一議員に申し上げます。

質問は町長にお願いいたします。特定の課長の指名はここではできないことになっておりますので、ご留意をいただきたいと思ひます。

○7番 森 秀一議員 分かりました。大変失礼しました。

それでは、町長に伺ひます。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたドライバー不足というものがやはり課題になっていると考えております。

さらに、町の財政負担を考えますと、限られた財源で、いかに利便性を上げていくか、さらに、効果的に運行するかということが一番だと思ひています。それらを実行するために、今、デマンド交通に再編された地区であっても、その利用者を増加するために、地区の方々と不定期ではありますが、意見を聞いたりというようなことも考えておりますので、今後、地域の方々の意見を聞きながらその課題解決に向けて進めていきたいなというふうに考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 総合政策課長の答弁に加えてお答えを申し上げたいと思ひます。

これまでも生活バス路線の再編に当たっては、運行許可を持っている会津乗合自動車、こことの調整というのは非常に重要な部分になります。そこに営業の権利を持っているということで、料金設定だったり、それから、そこから路線が離れるということであれば、その際の協議、それは非常に重要な部分でございますので、労力も使いますが、そこは解決していかないと地域の生活路線の、地域交通の再編はできないというふうに思ひしておりますので、課題ではあります、そこは前向きに解決するような方針で町としては調整に当たっていくというようなことを申し上げたいと思ひます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それで、私の求める質問に対しては一切、答弁をいただきました。

これで一般質問を終わります。

○山内 政議長 ここで、議長より7番議員に申し上げます。

一般質問の中で執行部にお願いという言葉が度々出されておりますが、できるだけここはお願いということではなくて、整理をさせていただくようにご留意願ひます。

以上で、7番、森秀一君の一般質問を終わります。

◇ 古川 晃 議員

○山内 政議長 次に、5番、古川晃君の登壇を許します。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番、古川晃です。

通告に従い、一般質問を行います。私は今回、質問事項を3点準備しています。

質問事項1、学校給食費支援による少子化対策の考えはということで、現在、福島県内、多くの自治体が学校給食費の無償化あるいは、自治体による一部補助を行っています。このことは、子育て世代への支援の差となり、自治体格差という言葉も使われるようになっていきます。

一方、政府も少子化対策として、今年6月13日に発表したこども未来戦略方針素案の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表するとしています。無償化実施時期は明言していませんが、今後、学校給食は国の補助に基づく無償化の方向へ進んでいくものと期待できます。

給食費無償化実施自治体の多くは、子育て世代の支援とともに、住民の流出を食い止め、新住民を呼び込むということを狙いの一つにしています。本町においても、国の無償化実施を待たずに、全額、または一部補助を実施すべきと考えますが、これは町長に答弁を求めます。

質問事項2、学校教育環境の整備充実を。

これは質問要旨、次の4点です。

①小中学校のエアコン設置率について、普通教室は100%と充実していますが、特別教室への設置がほとんど進んでいない状況です。今後の設置拡充の見通しは。

②中学校部活動の地域移行について、現在の進捗状況と今後の見通しは。

③統合型校務支援システム導入の見通しは。

④全国的に教員不足が問題になっています。本来配置される教員が見つからず、配置されない問題は、教育に穴が開くという言葉が用いられるほど一つの社会問題にもなっています。本町の実態と今後、欠員等生じた場合に切れ目なく教員を配置するための対策は。

以上、①から④は教育長に答弁を求めます。

質問事項3、祇園会館の廃止方針の見直しを。

質問要旨、以下3点です。

①南会津町公共施設等総合管理計画個別施設計画において、総延床面積50.8%ですが、これを縮減目標としているのはなぜか。本来、維持・管理等、経費縮減を数値目標とすべきではないかと考えるものですが。

②縮減目標の設定に当たり、維持・管理、更新等に関わる経費を基に算出しているが、施設廃止の方針は、費用対効果や町観光誘客への貢献度、施設廃止による損失等を含めて総合的に判断すべきと考えるが、いかがでしょうか。

③総務省による公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針には、計画策定に当たっての留意事項として、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定という文言があります。祇園会館は令和8年度廃止としているが、町観光事業への影響が小さくないことを考えて、拙速に判断すべきではないと考えます。廃止保留として慎重な検討を行う考えは。

以上、①から③は町長に答弁を求めます。

以上、壇上で質問を終えますが、与えられた時間の範囲で再度質問させていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 5番、古川晃議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、学校給食費支援による少子化対策の考えはとのおただしでございますが、学校給食費の無償化については、過日、開催いたしました町の総合教育会議において、教育委員の皆さんからもご意見をいただきました。

教育委員の皆さんからは、衣食住に関するものは、保護者が負担すべきではないかという意見や、多くの自治体が補助を行っているので、国が補助すべきではないかというような意見がございました。また、給食が低価格で提供できているのは、町が人件費や光熱費を支出しているからなので、仕組みをさらに理解いただいた上で、食材費については、これまで同様、保護者の皆さんに協力いただいてもよいのではないかというようなご意見もありました。

現在、学校給食1食当たりの単価であります。食材費のほかに給食を作るための人件費、光熱水費、施設の修繕費などを含めると、現在1食、約1,200円となっております。

保護者の皆さんには、食材費として小学校が平均300円、中学校が一律350円をご負担していただき、その他の経費850円から900円は町が負担していることになっております。

町では限られた財源の中で教育行政を運営しており、引き続き、国や他市町村の動向を注視してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、祇園会館の廃止方針の見直しに関する1点目、南会津町公共施設等総合管理計画、個別施設計画の縮減目標、総床面積で50.8%にしているのはなぜか。本来、維持・管理等経費縮

減を目標値とすべきではないかとのおただしをいただきました。当該計画は、総務省が策定した公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針というものが出されておりました、それに基づき策定しているものでありまして、当指針では、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて数値目標を設定するよう示されているところであります。

本町は、類似団体と比較しても非常に多くの公共施設を有していることから、将来世代が負担する施設の維持管理経費等を大幅に縮減するためには、延べ床面積、ひいては施設の数や縮減することが重要であるとの認識に立ち、延べ床面積を縮減目標としているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、施設廃止の方針は費用対効果や町観光誘客への貢献度、施設廃止による損失等を含めて総合的に判断すべきとおただしをいただきました。

まず、令和4年度の祇園会館の指定管理料は、祇園公園及び電気料高騰対策分を含めまして1,187万1,000円、入館者は2,957人、指定管理をしていただきますNPO法人はひとつが、自主事業として営業されているレストランの利用者であります、4,884人との報告を受けているところであります。

また、施設は老朽化しており、指定管理者からは空調設備の軽微な修繕は、本年度既に3回実施したとの報告もあります。大規模な修繕には多額の経費が見込まれる上、施設は規模が大きく、光熱費もかさみます。これらを総合的に判断し、廃止の方針を決定しておりますので、この件についてもご理解をいただきたいと思っております。

次に3点目、祇園会館は令和8年度廃止としているが、観光事業への影響が小さくないことを考え、廃止保留として慎重な検討を行う考えはとおただしでございます。

これまで、公共施設等総合管理計画、または同個別施設計画の策定に当たり、検討委員会、作業部会を経て、議員懇談会、議会全員協議会での説明、パブリックコメントの実施という手順を踏んで行っております。

改めて申し上げますが、廃止と判断した根拠としては、施設の管理経費が高額となること、施設の老朽化とともに多額の修繕費用が見込まれること、4つの屋台格納庫が整備され、年間を通して本物の屋台を見ることが出来る環境が整うなど、祇園会館の設置の当初の目的が達成されたことから、施設の廃止という方向性を出しているところでございます。

今後は、中心市街地の活性化と併せ、現在祇園会館が担っている役割、どのように果たしていくかについて、関係する皆様方と協議しながら、検討を加えていきたいと、このように考え

ております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは学校教育環境の整備・充実をについてお答えいたします。

1点目、小中学校のエアコン設置率について、特別教室への設置がほとんど進んでいない状況があるが、今後の設置拡充の見通しはとのおただしであります。議員、おただしのとおり、町内小中学校の普通教室へのエアコン設置率は100%となっておりますが、特別教室の設置は進んでおりません。

これは、平成30年度に普通教室を対象としたエアコン設置等に関する1年限りの国の補助制度が創設されたことから、これを活用して整備したものです。近年は温暖化が進み、理科室や家庭科室などの特別教室の空調設備の設置につきましても、検討しなければなりません。多額の設備費が必要となることから、有利な財源が活用できるタイミングを見ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、中学校部活動の地域移行について、現在の進捗状況と今後の見通しはとのおただしであります。部活動の地域移行に向けては、部活動の受皿となる団体や指導者の確保が重要であると認識しております。そのため、町スポーツ協会及び町スポーツ少年団の加盟団体における指導者の状況調査を行ったところ、町スポーツ協会で7団体45名、町スポーツ少年団で14団体80名が指導者として活動されているとの報告がありました。

今後は、報告を受けた指導者が地域移行後の部活動における指導者として活動できるよう、中学校や関係する各団体などと協議する場を設け、当地域の実情に合った活動ができるように取り組んでまいります。

次に3点目、統合型校務支援システム導入の見通しはとのおただしであります。児童生徒の出欠管理や学習成績、健康の記録など、様々な情報を一元管理し、教職員の業務負担の軽減や学習指導や生活指導の質の向上が期待できるとされる統合型校務支援システムにつきましては、県教育委員会推奨の校務支援システム説明会に職員が出席し、県教育委員会担当課及び導入業者から内容の説明を受けたほか、実際に操作し、機能面についても確認を行っております。また、他市町村で導入しているシステムについても視察を行うなど、導入に向けて検討してまいりました。

しかしながら、実際に導入した場合、導入費用や維持管理費が高額になることや小規模校が多い本町においては、導入のメリットが少ないと判断し、導入を見合わせております。

今後、校務支援システムを導入している他町村の状況や各学校からの意見などを参考にしながら引き続き検討してまいります。

次に4点目、全国的に教員不足が問題になっているが、本町の実態と今後、欠員が生じた場合に切れ目なく教員を配置するための対策はとのおただしであります。本町の実態につきましては、教職員数の配置基準である教職員定数は9月1日現在、全校満たされており、欠員は生じておりません。一部定数外の非常勤の加配教員や補充教員が配置していない学校がありますが、各学校の努力もあり、現在のところ教育課程実施や児童生徒の教育活動を行う上で支障は出ておりません。

教員不足については、議員、おただしのとおり、全国的な問題となっております。教員の任用は主に県教育委員会が行っているため、町教育委員会では、県教育委員会に対し、教員免許を所持している方の情報提供や教員免許を所持している町民に対する県主催の相談会の周知に協力するなど、教員の確保に努めているところであります。

今後も教員不足の問題に対しましては、県教育委員会と連携を続け、欠員による児童生徒の教育活動に影響が出ないように対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、再質問させていただきます。

最初に学校給食費の支援に関することなんですけども、教育委員の会合でたたき台にのせていただいたと、その部分、とても前進かなというふうに思っておりまして、その中で様々な意見が出たと、賛成、反対いろいろ出されたということで、そういう部分、評価したいと思うんですけども、私は、この保護者負担軽減について少子化対策と関わって、ちょっと質問していきたいと思うんですけども、こども家庭庁がまとめた、こども未来戦略方針、先ほども出したものなんですけども、これには次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けてというサブタイトルがついているんですね。

その最初のページに何と書いてあるかということなんです。I. こども・子育て政策の基本的考え方～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～。ラストチャンスなんです。少子化

は我が国が直面する最大の危機である。こういう見出しで加速化する少子化によって、日本がどうなっていくのかという、深刻な分析をしているんですね。そして2030年までがラストチャンスであり、我が国の持てる力を総動員し、少子化対策と経済成長実現に不退転の決意で取り組まなければならないというところまで言っているわけなんです。

国でさえラストチャンスと言っていますね。では、南会津町はどうかというと、この国の中では、少子化の進行ではかなり先を行く先進自治体、自慢ではないんですけど。町長は、さきの6月議会の中で給食無償化に関わって、今後、国の動きを見ながら町としてどうすればこの問題に対処できるか、検討していきたいと答弁していますが、私は国の動きを見ながら対処していたのではラストチャンスを逃して手遅れになるというふうに危惧するんです。

ラストチャンス、このために、ちょっと大きな手を打たなくてはならないんじゃないかと、財政的な問題いろいろ挙げられましたけれども、ここは思い切った方法として少子化対策、そのための一つとして給食費の支援が必要ではないかということなんです、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、議員が言われたように、この問題は単に給食費を無償化する、または軽減するということではないと思うんですね。ほかでやっているから南会津町でなぜやらないんだという議論はやっぱり核心を突いていないと。子育て対策として、この無償化が必要かということだと思います。できればやりたいですよ。ただ、年間4,800万円、これだけの財源をどう捻出するかというのは簡単ではありません。

例えば、学校の施設の改修を遅らせてもいいからやってくれということであれば踏み込めるでしょうけども、それもやはりハードルが高いなというふうに思いますし、国のほうで学校給食の無償化の話は一度出ましたけど、今、さほど大きな議論になっておりません。昨日も国会議員の方とお話する機会があつて、様子を聞いてみましたが、確かに出ているけど、それが財政的な裏づけも含めて、ゴーサインにはなっていないということですので、前回6月でも答弁申し上げましたように、町としてはやっぱり財源的なところを抜きにしては考えられない、一度始まればやめるわけにはいかない制度でございます。

ですから、これについて、やはり国として国の政策として子育て一環の中で、全国の市町村の対応に隔たりがないように、対策を講じるべきであるというふうに私は思います。他市町村の中で、結構多くの自治体がやっているというようなこともありまして、過日の総合教育会議の中でも、委員さんからはこれだけほかでやっているとなかなか町ができないというのも苦しいよなというような話がありましたけど、やはりポイントとしては、子育て施策として必要か

どうか、可能であればやりたいと思いますけども、その部分と、実際にどの程度これが無償化にすることで効果があるのか、そういったところを含め、県、それから国の動向を見ながら今後の対応を決めていくというのが今現在の私の考え方であります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今、本当に財源のことをありましたけれども、財源についてちょっと後半のほうで話をさせていただくことにして、まず、学校給食費の無償化というのは、やはり全ての子供対象に、平等にで、学齢期の子供、保護者を経済的に支援できるという施策だと思っています。もちろん財政負担が大きいことは承知しているんですけども、その分、保護者にとってはそれだけ手厚い支援になるわけですよ。福島県59市町村の中で私が知るところ、保護者が全額負担している自治体は14自治体というふうに見ているんですけども、一概に比較はできないにしても、子育てにお金がかかるまちというふうに色がついて見られてしまうんではないかというのを私は心配するんですね。

最初に言ったように、やはり子育て世代の支援とともに、住民の流出を食い止める、新しい住民を呼び込む、この南会津町、どうぞ子育てに来てくださいというふうに胸を張って言えるようには、全ての子供を対象に平等にそのためには、給食無償化というのが、ひとつ必要ではないかというふうに思うんです。

令和元年8月に福島県が少子化子育てに関する県民意識調査というのをやって、報告書を出しているんですね。このときに、理想的な人数の子供を持ってない理由はという問いがありまして、それについて、「そう思う」「どちらかといえばややそう思う」と合わせたその「そう思う」が一番多い項目というのは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるから、72%なんですよ。

ですからこれ、少子化対策というのは、経済的に就学困難な家庭だけの支援では全く不十分であって、やっぱりここは広く全ての子供を対象平等に子育て世代を支援する、それにはやっぱり学校給食の無償化、これが一番ふさわしいのではないかというふうに私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 子育て支援の政策についての中身だというふうに思います。私どもも、やっぱり南会津町の子育て支援がどういうレベルにあるのか、非常に重要だと思ひまして、健康福祉のほうに指示をいたしまして、今、子育て支援の、町としての一覧表を作成しました。単独でやっている事業もございます。例えば、子育ての相談組織、これなんかすごく充実しています。そのほかにも、それから妊娠から出産までのサポート、そういったものもございまして、

子供が生まれたときのお祝い金もやっていますし、その中に、子育てのこの中で学校給食がなければ、この政策として成り立たないかということではないと思います。これらについては、先ほども答弁申し上げましたように、国の動きもありますし、他市町村の動向をさらに調査をしながら、また財源的なところもありますので、検討を加えるというようなところで、今回の答弁はそこにとどめさせていただきます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 先ほどのこども未来戦略方針の中には、とにかくこの少子化対策として、全ての子供、子育て世代をライフステージに応じて切れ目なく支援する、これが基本理念ということで入っていますので、ぜひ何が一番効果的なのか、ふさわしい支援なのか、その辺を検討よろしくお願ひしたいと思うんですけども、それで、私は学校給食費無償化について、ちょっと財源についても触れさせていただきたいんですが、この質問、教育長ではなくて町長に答弁を求めているのは、もちろんこれは教育問題というよりは、少子化問題ということで取り上げてはいるわけなんですけど、この給食費の支援にはお金がかかって、それは教育部局だけでやりくりするのはまず無理です。ほかの町村ではどのようにして財源確保しているのかということで、ちょっといろいろ調べてみたんですが、なかなか分かりにくくて、苦しいところをやりくりして財源確保、町の財政全体の中から何とか確保しているんだというような表現のところを読み取れました。

今回、決算議会ということなんですが、来年度の予算編成に向けて、町予算全体の中で、少子化対策のためにもう一回、やりくりして全体でちょっと少子化対策のために思い切って財源確保しようやというようなことができるのは、やっぱり町長かなというふうに思うんですね。国でも本当に異次元という言葉を使いながら、この少子化対策にメスを入れたいと言っている中で、この南会津町が、国の動向を見ながらとか、周りの町村はというふうに言っている場合ではないのかなというふうに思います。ぜひ思い切った財政確保、本当に町の財政苦しいというのは、重々承知の上ですけども、やっぱりこの子供がいなくなってしまうならば、若い世代がいなくなったら、本当に町の存亡に関わることですので、ここは思い切った決断を必要とするところではないかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 次年度予算編成の話も出ましたが、それについては議員のご意見として承っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 検討をよろしくお願いします。

それでは、2番の学校教育環境の設備充実をということに入りたいと思います。

4項目なんですが、まず①番小中学校エアコンの設置率についてですが、先ほど言われたような実態があるわけですね。普通教室100%、特別教室ゼロ%、今年の夏は連日猛暑で大変な夏でしたが、予報によると来年もこのような暑い夏がやってくるのではないかというようなことを言っていました。

私は教員でしたので、夏の暑い日でもエアコンが効いた教室では本当に子供たちが落ち着いて、集中して学習ができて、いや、エアコンの力はすごいなというふうに思っていたんですけども、文部科学省が令和4年9月28日に、報道発表した資料があるんですけど、全国の公立学校施設の空調設備の設置状況調査、全国の公立学校施設対象にしているんですけど、これによると南会津町の小中学校の特別教室はゼロ%と。これもほかの町村と比較しては申し訳ないかもしれないんですが、59市町村の一覧表を見ると特別教室がゼロという自治体は南会津町と川内村の2町村だけなんですよ。私も教員時代、6月末から9月中旬までの理科室での授業は本当に汗だらだらかきながら、子供たちと一緒にとてもつらかったことを覚えています。

音楽とか美術とか技術とか家庭とか、その教室でなければできない授業というのがあるわけですね。一度に全てでなくていいと思うんです。何年度かに分けて、計画的に各学校に必要な順番を決めてもらって、必要な数をできる範囲で整備していくという、せめてそういうような取組が必要かなと思うんですが、今回この質問をしたのは、普通教室100%入れて、ああ、もう終わりですかというふうな、動きが見えなかったので質問させていただきました。いかがでしょうか、今言ったように、何年度か分けて計画的に整備していく、この考えについていかがでしょう。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

今ほど議員のほうから特別教室の本町のエアコンの設置率につきましてゼロ%という国の発表があったというお話がございました。こちらについては、大変申し訳なかったんですが、私どもの答えるときの間違いがございまして、この補助金を使って設置したのは何台あるかというところで、ゼロ台という報告をしてしまった関係で、ゼロ%と出てしまいました。申し訳ございません。

それで、正式なところでパーセンテージを申し上げますと、特別教室全体で11校合わせて98室ございます。そのうちエアコンの設置されているお部屋が14教室ございまして、割り算しま

すと14.3%というのが本町の特別教室へのエアコン設置率ということになりますので、こちらで訂正させていただきます。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私は今後の設置についてということで述べたいと思いますが、私も教員でしたので、暑い教室での授業というのは、なかなか大変かなというのは経験があります。今後は、やっぱり議員おただしのとおり、こういう猛暑が続く中ですので、子供たちの健康を第一に考えると設置の必要性はあるかなというふうに思いますので、先ほど申し上げましたけども、まず、有益な財源の確保というのがやっぱり大事になってくるかなと。あとなかなか難しいですけども、随時やっぱり必要な箇所からエアコンを設置していくというふうに考えております。

また、エアコンが設置しなくてもやっぱり暑さ対策は必要ですので、エアコン以外の方法でそれが可能かどうかなんかも検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 先ほど訂正の数字があって、私も実態とちょっと、あれおかしいとか、かけ離れているかなというふうに思っていたところあるんです。田島中学校にも福島国体のときに入れられた空調設備何かもあったりしたので、あれは老朽化したので入っていないのかなんて思いながら見ていたんですけど、ただ、かなり古いのには間違いなくてと思います。整備が必要だということは間違いなくと思いますし、肝心の理科室、音楽室、美術室、こういったところには入っていないところが多いですし、この8月にも、私、ちょっと各学校を回らせていただいて、いろいろ話を聞かせていただいたんですが、やっぱり特別教室のほうには、子供たちが使わせたいようなところに入っていないところが多いというようなことを訴えていましたので、ぜひここは進めていただきたいと思います。

それで、この報道資料に入っていたんですが、私も昨日気がついたんですけど、文科大臣の言葉だと思うんですが、今後も空調設備の設置について各地方公共団体からの相談には丁寧に対応し、児童生徒や教職員の安全安心の確保のための取組が進むよう財政面も含め、引き続き支援してまいりますというふうにあるんですね。よく見ると、大規模構造事業（空調・冷暖房設備整備）学校施設環境改善交付金というものがあるようなんですけども、これはご存じですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 答えいたします。

こちらの交付金につきましては、私どものほうでも理解はしております。事業名で言いますと、学校施設環境改善交付金（大規模改造事業）という事業名でありまして、原則3分の1の補助、そして下限額が400万円というところで設定されているというふうに聞いております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひこういった交付金なども活用できるのであれば、整備を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、②番のほうにちょっと入らせていただきます。

中学校の部活動の地域移行についてなんですけど、調査を行ったというところまで来ているということなんですけど、なかなか本当にこれ進まなくて、学校現場の中でも一体どうなるんだというような声があります。文科省のスケジュールによれば、令和4年度、昨年度までに地域環境の整備や地域部活動推進のための実践研究がもう行われて、完了しているはず。今年度令和5年度から令和7年度までに部活動改革の全国展開がされるという、そういうはずだったんですね。

しかし、私も最初、これを見たときに、そんなのは無理だろうと、先ほど教育長からあったように、地域の実態はそんな簡単に進むもんじゃないと課題山積なんだというふうに思っていたらば、文部科学省も地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すというふうにトーンダウンさせてしまったと。以前にも似たようなことがあって、またうやむやにされそうな気配になってきたなというふうに思っているんですね。ただ、これは、教職員の働き方が今、ブラックというふうに言われるほど大変な状況にあって、目を背けるわけにはいかない問題だというふうに思います。

さらに、南会津には、この地域特有の課題というのがあると思うんですね。少子化が進んでチーム編成ができない、やりたい種目がこの地域にない、こういうことが原因で家族ごと都市部へ引っ越していってしまったというケース、私も複数知っているんです。先ほどの学校給食費無償化と同じなんですけど、これも国の動きとか周辺自治体の動向をなどと考えていたらば、教職員も子供も救われず、この地域の衰退につながってしまうんじゃないかなというふうに心配しているところです。

取りあえず、こういった地域特有の問題も含めて、部活移行の問題も含め、しっかりした協議会、地域の人と教員、学校代表、こういうものを含めた協議会というのを早急に立ち上げなければならないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

今ほど議員からおただしありましたことにつきましては、今後、今、教育長より答弁いたしました指導者の数値が見えてまいりました。ただ、まだ回答をいただけていない団体もございますので、そういったところにもう一度確認をしながら町内でどれだけ指導できる方、資格を持った人も含めて、調査を行いながら、まず学校の先生方の協議が一番大切だと思っております。さらには、実際に部活動に参加する子供たちが参加しやすい環境も必要だと思っておりますので、保護者であったり、指導する受皿となる団体も、そういったところも含めて協議会を年度内に立ち上げて、協議する場を設けていきたいと考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひそのように動き出してほしいというふうに思うんですけども、私もこれ本当に非常に難しい問題だと思っていて、私自身もちろんとした解決策というものは持てないでいます。学校の中でも少子化による部活動の実態というのは、本当悩みの種です。チーム編成ができなくなって部を廃止すれば、途端にもう苦情にさらされたりとか。かといって存続させてもほかの部との共倒れのようになって、十分に満足できる活動ができなくなったり。

今現在、学校の中では、こういった問題を学校の中で抱えて悶々と悩んでいるという状況があると思うんですけど、これをやっぱり地域の課題として地域で知恵を出しあって、地域で解決していくという、やっぱり地域の子供は地域で育てていこうという、そういうきっかけになるチャンスではあるかなというふうに思うんですね。先ほど言ったように、もう少子化問題では先進地ですので、こういった協議会というのは、いろんなトラブル解決、100%解決にははなくても、子供たちがちょっとでも満足いく活動につながれるのであれば、先進地ならではの南会津モデルみたいなのができるんじゃないかなというふうに思うんです。ぜひ協議の場を設けていただきたいなと思います。

それでは、③番なんですけど、統合型校務支援システム導入についてなんですけど、これちょっと簡単にいきたいと思います。これ、実は学校現場の教員から、このままでは南会津町はデジタル後進町になっちゃうんじゃないですかというような言葉があったんですね。ほかの地域では、この校務支援システムどんどん導入されている。ほかの市町村の様子を聞くと、授業計画の作成とか、生徒の出欠、欠席管理、成績管理など、こういうものをシステムでやっていると、私もそういう機械を使ってやっていくのに、覚えるの大変じゃないというふうに思っていたんですけど、割と軌道に乗ってしまえば、多忙解消に役立っているという、高評価あるらしくて、やっぱこれは、先ほど言ったように、自治体による格差というのが、ここもあっては

いけないんじゃないかなというふうに思います。ほかの地域でどんどん導入が進んでいく中で、南会津から転勤していった職員が、その先で一回もやったことないんで、一から教えてくださいなんていうことが起こりかねないというふうに思うんです。

ですので、これは財政的な問題もあるというふうにはおっしゃっていましたが、導入は急ぐべきかなと。教職員が必要とする部分から運用していくべきではないかといふふうに思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えいたします。

確かに、統合型の校務支援システムというのは、いろんな機能を持っていて、いろんなことができるということで、教職員の多忙化の解消にもつながっていくということがやっぱり期待できるのかなというふうに思います。

ただ反面、全てそこに機能があるものですから、教職員を常にパソコンの前に座らせるような状況が発生することちょっと懸念されます。やはり私としては、できるだけ子供と触れ合う時間を確保しながら勤めていただきたいと。間違いなくこのシステムを使うことによって多忙化が解消できると、そういう時間の確保が間違いなく発生するということが分かりましたら、そちらのほうにもかじを切っていきたいなというふうに思いますが、現在のところ、そういう小規模校の多い我が町におきましては、それまでのシステムの有益性というか、それはちょっとまだ確信しておりませんので、今後もそれはシステムの活用状況等、他の町村の事例などを鑑みながら検討してまいりたいなというふうに思っています。

なお、校務支援システムのほとんど導入されているので、本町から行った教職員がほかに行って、それを一から覚えるのはなかなか大変ではないかなという、確かに懸念もありますけど、先ほど議員おただしのおり、システムを使うのが大変かなと思ったら、意外と先生方、しっかりと覚えているというお話もありましたので、先生方のご努力にその辺は期待したいなというふうに思っております。

なお、デジタル化と言いましても、先生方の統合型でなくても、それぞれ皆さんパソコンをお使いになって成績書類や子供たちの管理、あと出欠管理も行っています。統合されていれば、データベース的にそれをいろんなものに活用できるというメリットはありますけども、そういう意味では、各学校のやはり努力でそういうことは処理されているなというふうに思いますので、全くデジタル化されていないということではないので、その辺をご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 小規模校が多いということなんですけども、田島小学校、中学校辺りでは、やっぱりそれなりの人数がいるところですし、そういったところからの話として出てくるわけですね。このシステムが入ったので、教員がパソコンの前に張りつきになるということではなくて、このシステム導入によって、多忙化が改善されて、その分、子供たちと向き合う時間が増える、そういうような発想が必要かなというふうに思います。

ですので、教職員が必要とする部分から運用していくということが大事なんだと思います。ここはぜひ導入急いだほうがよいというふうに思います。

それでは、④番の教職員の不足について触れます。

このところについては、先日、南会津の教育事務所からも回覧板の中に入ってきたんですが、南会津で先生やりませんか、ペーパーティーチャーのための相談会というチラシが回覧板に入ってきて、非常に大切な取組だなというふうに思いました。今日が相談会、午後あるらしいですね。

こういったことを今、県と連携しながらという話だったんですが、町教育委員会でも独自に取り組んではどうかなというふうには思うんです。この町独自に取り組むということについては、意味があると思うんですね。一番やっぱ地元の人、地元の元教員とかと、顔が見える立場ですから、かつて教員を経験した人でも、いきなり教壇に立って、何か月間もやってくださいというのは、私も大分、年ですので、いや、そこまで体力ないよという、そういう無理だと言う人は多いんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですので、今までも教員が休みにいったというときに、長々人が見つからないというふうに苦労されたと思うんですけども、そういうときのために、例えば、数週間とか数日だったらば可能ですよとか、あるいは、授業するのは無理でも採点とか事務整理なら可能ですよとか、部活動だけだったらばオッケーですよとか、本当に、授業は無理でも、その方に合わせた働き方というのを尊重して、いざというときのために登録しておく制度と、そういうのがあればいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

今、とにかく学校を回ってみると、複式の教室が増えたということもありまして、職員室に授業時間になると誰もいないということもあるんですね。職員室が空っぽ、人がいないんで、これではやっぱり、まずいというふうに思いますので、そういったちょっとしたときにお手伝いいただけませんか、サポートしてもらえませんかというようなそういうところからできるの

は、やっぱ、町だからこそかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えをいたします。

確かに、町の状況をよく知っているのは、町の教育委員会だというふうに私も思っていますので、そういう意味では、県のほうで要望があればどんな教員がいるかという情報提供は町のほうでもしっかりとしております。ただ、データベース化はしていませんが、もし、そういうことをするであれば、これは町だけじゃなくて、郡全体とか、県全体とか、やはりそういう規模でしっかりと整備する必要があるので、その辺は県教育委のほうに提案をしていきたいというふうに思っています。

また、教員の数が非常に少なくて困るというのも、実際、私もそう感じております。これはやはり教員定数という、国の法律に基づいて教員が配置されているものですから、その定数を確保しないと教員が来ないと、私たちの町は大変小規模校ですので、なかなか、1学年に複数のクラスがないものですから、みんな単クラスか複式学級ということで、教員の数がその分、大変減っております。ですから、この定数の見直しも含めて、県のほうや国のほうにも要望しておりますので、今後、ぜひ南会津の実態に合ったような教員定数になればいいなとも思っていますので、ご理解よろしくをお願いします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひお願いしたいと思いますが、とにかく今学校現場の教職員というのは、いつ精神疾患ですとか、そういったことで突然の休みに入るとか、そういうことが起こりかねないというふうに言われている職種ですので、そういったときに備えるということが必要だと思います。

それでは、大分、時間限られてきてしまったので、3番、祇園会館の廃止の方針に見直しをということで、ちょっとスピードアップしていきたいと思いますが、まず、①番のなぜ床面積の目標なんですかということなんですけど、これは、こういうことなんです。数値目標で床面積というのを挙げたらば、その目標達成のために、床面積50%ってかなり大きな数字ですよ。じゃ、狙われるのは大規模施設なんじゃないですかというふうに思ったものですから、目標達成のために、大規模施設が優先されたということはないのかどうか、一応、念のために伺います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

数値目標の50.8%の根拠でございますが、これはあくまでも目標ということでございまして、当時、第1期の個別施設計画の前にあります公共施設等総合管理計画というのがございます。その中で、基本的には数値目標、ぜひ入れてくださいということで国からの指示もありました。その中で、今ある施設を定例的に更新していった場合にどのぐらいのお金がかかりますかということで、まずその数値を出しました。それで、40年間で1,069億円かかるという見込みになっております。そうしますと、1年間で26.7億円かかります。その当時、町が投資的費用をどのぐらい建物に使っていたかということで、その年平均、5年間の平均が13.2億円でございます。そうしますと、年平均の先ほどの26.7億円から13.2億円引きますと、40年間で年平均13.5億円足りなくなりますというような試算がございまして、それを床面積に合わせまして、そのぐらい減らしていかないと今の中では維持管理ができないというところでございまして、分かりやすい数字で床面積を拾ったというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 その部分了解しましたが、②番、質問、ちょっと準備しておいたんですが、時間の関係でここら辺は飛ばしたいとは思いますが、この②番で言いたかったのは、この町の公共施設等総合管理計画を読むと、維持管理だけに着目をしていて、これだけコストがかかるから廃止というふうにはしか読めなかったんですね。

ほかのサービス系の公共施設と違って祇園会館というのは観光施設ですので、コストはかかっても収益があり、町全体への誘客という働きもあるわけですから、そういったものを加味して、評価すべきだったのではないかというふうに思ったわけです。そういう意味で、昨日、3常任委員会の合同情報交換会の中で、観光施設評価業務委託についての説明があったんですが、祇園会館も本来、これをやってから判断すべきだったのではないかなというふうには思いました。

飛ばさせていただいて、③番最後ですが、この祇園会館の廃止の方針について先ほど町長からも説明がありましたけども、私はなかなか納得できない部分が多くありまして、この町を少しでも元気にしたいという気持ちでいるんですけど、祇園会館が廃止された後の元気な町の姿がイメージできないんですね。総務省の先ほど言われた指針にあるQ&Aにこんなふう書いてあるんですが、「議会や住民に説明をすると単なる公共施設の削減計画と誤解され、反発を受けることを懸念しているが」という問いがあって、それに対して、「管理計画というのは、単に投資を抑制するための計画ではなくて、厳しい財政状況の中で、必要な投資を確実に

実施するための対応方針を定める計画」だと。祇園会館の廃止でこの投資を抑制するんだけど、その代わりに必要な投資というのが見えないんですね。そこを明らかにしてから廃止という判断をしても、決して遅くないというふうに思うんですが、いかがですか。最後に。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えしたいのは、やはり決定に至る経過というのを我々、軽んじてはいけないというふうに思います。今回の個別計画を策定するに当たって、答弁書の中でもお答え申し上げましたが、議会の懇談会にもお示しし、全員協議会もお示しし、ステップを踏んでやってきた計画の策定でございます。

祇園会館については、当初、もっと早い年度での廃止というような数字がありました。それについては、しっかり関係する方々との合意形成を踏まえるという必要があるだろうというようなことから、年度を動かしたというような経過もありますので、やはり、私としては、これまでの決定の経過を踏まえて、しっかり、やっぱり縮減していくところは縮減する。祇園会館の設置の目的、そこは、祇園祭の展示だというようなところが会館の目的でありまして、付帯的にNPO法人のはいっとさんのほうで食事の提供とか催しとかやっておりますが、祇園会館の設置条例から言うと、それが設置の目的ではないというふうには考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 時間が来てしまいましたので、この質問ここまでにしたいと思うんですけども、確かに、今までのこの計画策定の経過、私も時間許す限り今までの議会の記録を読んできたんですけども、パブリックコメントですとか、全員協議会とか、そういうところにかかれたということはあるんですけど、ただ、やっぱりその部分と町民から聞こえてくる声と、何でこんなに乖離があるのかなというふうに思うところはあるんですね。あそこをなくしてどうするのこの町はというような声が非常に多くあるというふうに思います。

この議会の決定で一事不再議とかそういうことがもしかするとあるのかなんて、そういう難しいことちょっと私も研究してみたいと思いますけども、ただやっぱり町民が望む声というのをもう一度聞く必要があるかなんていうふうには思っています。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で、5番、古川晃君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○山内 政議長 11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 議席番号11番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問いたします。

初めに、高齢者などへの粗大ごみ回収支援について伺います。

この質問は昨年9月に質問いたしましたが、高齢者の方より、やはり粗大ごみの処理はとても大変という声をいただきました。それで、再度質問をさせていただきます。

本町では、粗大ごみを捨てる場合はクリーンセンターへの持込みか、地域ごとに年2回の回収日に指定の集積所に持っていく方法で回収が実施されています。運転手段のない高齢者の方や障害を持つ方にとって、クリーンセンターや集積所まで粗大ごみを持っていくことはとても困難です。粗大ごみを自宅前に出すことで回収できるよう支援してはと考えます。町の考えを伺います。

次に、带状疱疹ワクチンの接種支援について伺います。

带状疱疹は、加齢などによる免疫力の低下によることが大きな原因とされています。特に、50代の頃から発症率が高いとも言われています。また、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症するとも言われています。高齢者は皮膚の水膨れや発疹が治っても痛みが続き、带状疱疹後、神経痛にもなりやすいため、予防接種が望ましいとされています。

しかし、発症を予防するワクチンは、有効期間5年間のもので、1回約7,500円程度の皮膚接種の生水痘ワクチンと、有効期限が約10年間とされるワクチンで、約4万2,000円の筋肉内接種の不活化シングリックスワクチンがあります。効果的には不活化シングリックスワクチン

のほうが有効とされていますが、高額のため接種を諦めてしまいます。ワクチンを接種された方は、带状疱疹にかかっても軽く済んでよかったという声もあります。高齢化が進む中、患者数も増加することも確実視されていると言われていました。

带状疱疹にかかられる方が少しでも軽く済み、安心できるよう、带状疱疹ワクチンの接種支援をしてはと考えます。町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 11番、丸山陽子議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、運転手段のない高齢者の方や障害を持つ方の粗大ごみを自宅前に出すことで回収できるような支援をしてはとのおたがしでございますが、この件については、令和4年第3回の定例会でも答弁を申し上げております。

高齢者や障害をお持ちの方々などへのごみ出し支援につきましては、家族や地域での助け合いといった自助・共助により対応していただいておりますので、当面は同様の対応をしていただくことが妥当ではないかと、このように考えているところであります。

次に、带状疱疹ワクチンの接種支援をとおたがしでございますが、带状疱疹ワクチンにつきましては、予防接種法に基づき小児に実施しているBCGや水痘のワクチン接種、高齢者に実施している季節性インフルエンザなどの定期接種とは異なり、各個人の必要性や希望に応じて接種することができる任意接種に位置づけられていることから、接種に対する助成はなく、ワクチン接種を推奨する周知も行っておりません。

今年の7月から带状疱疹の患者啓発を目的としたテレビコマーシャルが流れ始めたこともあって、新型コロナウイルスワクチンと一緒に接種もしても大丈夫かとか、町に助成制度はあるかといった問合せが、担当課に数件寄せられているとの報告を受けております。

市町村によっては接種費用を助成するところもあると伺っておりますので、そういった国内の動向と町内の感染状況を見ながら、今後、必要性について判断をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 町長より答弁いただきました件で、再質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、高齢者などへ粗大ごみの回収支援については、昨年9月、私はこの質問をさせていただき、先ほど町長から答弁いただいたとおり、高齢者などのごみの支援については、家族や地域での助け合いといった自助・共助により対応していただいております、当面は同様に対応していただきたいと考えていますということの回答をいただいております。

でも、家族や共助ということなのですが、家族を含めて地域の方々に助け合えということを言われましたけれども、この中で本当に、家族がいない、やっていただく方が高齢者だけの家族であったり、車も免許を返納してなかったり、たった一人の高齢の独り住まいの方もいらっしゃいます。そういう中であって、家族の支援が受けられないという方もいらっしゃいます。

また、地域の方の応援をいただくということもあるんですけども、本当にやっていただいている方もいらっしゃると思いますけれども、本当に自分は助けってもらってばかりいて、そのお返しができないでとても心苦しいという声も聞いております。

そういう中で、本当に助け合いでやっていくには、町としてその見守り体制をしっかりと取っていかねばならないのではないかなというふうに感じておりますけれども、その辺について、町としてその体制を考えていくという方向はありますでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

現在、粗大ごみの収集に関しましては、環境衛生組合の事業として行っておりまして、構成町村との負担金の関係等もありますので、それからまた、収集日に合わせて個別収集を行うということは、恐らく業者さんの効率がかなり落ちてしまうので、なかなか難しいんだろうと思っております。ですので、やるとすれば町独自の事業として、生活支援のような形でやることになるのではないかなというふうに思っております。

現在、今、町長から答弁ありましたように、自助・共助、家族であったり地域とのつながり、つまり人と人とのつながりの中で、役場が手を出さなくてもある程度解決できている問題なんだろうなというふうに思っております。この人と人とのつながりで解決している部分に、その部分を行政がやるとなった場合に、その関係性が崩れてしまうのではないかなというようなこともちょっと考えておりまして、ほったらかしにしても役場がやってくれるんだろうという行政任せになってしまうんじゃないかなというようにも考えておりまして、なかなかその部分が整理ができていない部分があって、今、議員のおただしに対して、やるとかやらないとかというのを、今、明確にお答えできない状態になっております。

それから、先ほど見守り支援という話もありましたが、これはごみの問題だけではないと思

うんですね。ごみの問題ではなくて、生活をどうしていくかということが問われているんだと思っておりまして、問題意識としては持っていますので、今後の継続した研究課題とさせていただきますというふうに思っております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に人と人とのつながりというか、私も自分の中ではユイッポという言葉が大好きで、本当に助け合いをすることはとても大事なことだというふうに思っております。

しかし、人と人とのつながりでやっているところもあるというお話を今されましたけれども、では、そのつながりでやっている地域というのは、どういう地域があるのか教えていただけますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

ほとんどの地区で、そういうふうにやっていたらいいんだと思っております。実は、環境水道課のほうに、粗大ごみの収集ということで要望があったことがないということもあって、そういった対応で解決しているんだらうと。それから、ボランティアポイント、社協の事業ですね、こちらのほうでも、令和4年度の実績では4件ということですので、多くが助け合いの中で解決している問題なんだらうというふうに認識しております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 先ほども話しましたがけれども、本当に私のこのお話をいただいたところの地域の方は、助けてくださっているというふうに思っているんですけども、でも本当に、その高齢者の方が、毎回お願いするということができないということで、本当に心苦しい思いをしている。どうか町として、この体制を組んでいただければ、本当に心苦しくなく、お願いすることもできるのかなという声をいただいています。それについてはどのようにお考えになりますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから答弁申し上げます。

まず、高齢者の粗大ごみの回収について、私、町長に対して直接要請があったことはありません。議員のほうで、何名の高齢者の方からそういうご相談を受けているんでしょうか。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 何名の方というか、私が訪問した中では3件なんですけれども、そ

れで多いか少ないかといえ、それは少ないのかもしれませんが。しかし、その中で、高齢者の方が独り住まいで、本当にそういう思いをしているということはたしかでございしますので、その辺についてはしっかりと認識をしていただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今回の件は、粗大ごみの回収というよりも、やっぱり高齢の方の生活支援、今後どうあるべきなのかというその大きなくりの一つの中に、粗大ごみの対応というふうに位置づける話だと思います。

議員も衛生組合のほうに、議員として出ていらっしゃったので、おおよそ承知だと思いますけども、今やっている粗大ごみの回収については、町が負担金を納めて、衛生組合のほうで収集業者のほうに委託業務をして回収していると。定点回収でございまして、集落ごとに出す場所を決めている、そういうふうなやり方、これが一般的で、それ以外はごみ集積所の開放日に自己搬入という形で無料で受け付けている、そういうようにですね。

一つは、そういった定点回収のところに、誰かが協力して運ぶというのが一番いいやり方だと思います。多分それが、我々もよく把握しておりませんが、皆さんのお手伝いの中でできているのかなど。もしくは、近くの方がごみを持っていくときに、持っていってくれるぞというようなことで対応していただけるというふうに思っております。

議員からお話いただきましたように、今後は、高齢者の世帯がますます増えていく状況でありますので、やはり町としても、その生活実態なり困り事なりを把握する必要があると思います。とりあえずは民生委員という組織がありますので、健康福祉課のほうの民生委員の組織の中で、集落の中でそういったものが顕在化しているのかどうなのか、その辺を把握するところから始めたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ、高齢者の方が、一人でも二人でも、そういう思いをしていらっしゃる方がいるということも含めて、ぜひ体制をつくっていただきたいというふうに思っておりますが、前回の回答の中で、地域での見守り態勢を主として支援については、社会福祉協議会と協議していきたいというふうに考えていますというお答えをいただいております。その点について、その後、社会福祉協議会と検討されたということはありませんでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

実は、まだ協議が進んでおりませんので、改めて協議したいと思っております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ただいまの町長答弁も含めて、一緒に考えていっていただくことを希望したいと思います。

では、本当に地域の方の助け合いをしていただくことは、とてもとてもその方もうれしいというふうにおっしゃっていました。しかし、いつまでも、いつもいつもお世話になることは、とても本当に心苦しいという方も中にはいらっしゃいますので、ぜひそういう意味では、しっかりと体制を考えていただいて、どのように進めていくかというのも検討していってほしいと思っております。

また、今後、粗大ごみの自宅前回収というのが大変だというか、そういう思いでいらっしゃる方も、私の周りの方でもいらっしゃいますので、そういうときは、私たちもみんなでお手伝いするということがあります。反対に、私のほうが助けられていることもたくさんあります。そういう意味では、今後、これからますます高齢者の方だけでなく、断捨離をする方というのはいっぱい出てくると思いますし、終活もされている方もたくさん出ております。そういう中で、粗大ごみの後片づけを託す人に心配をかけたくないという思いでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、どうかそういう意味では、今後、いろいろな体制を考えていって、進めていっていただくことを期待したいと思います。

では、次に、带状疱疹ワクチンについての接種の関係なんですけれども、本当に、今回、带状疱疹については、私の身近な方々が発症しているということもありましたけれども、このたび私が議会でこの一般質問をするという議会だよりの臨時号を見て、私に連絡をしてくださった方がいます。その方が、带状疱疹ワクチン接種の助成はとても必要だと思います。友達がかかり大変なことになっているので、私はワクチンの予約をしたところです。9,000円もかかります。もう少し早く助成があったらよかったですけども、まだ助成はないんですけれども、もう少し早く、もう私が言っただけで助成があるような感じで思われたのかもしれませんが、もう少し早く助成があったらよかったですけども、予約をしてしまいました。とにかくよろしくですということで、メールをいただいております。

本当にそういう意味では、带状疱疹ワクチンの支援を望む方がいらっしゃいます。町として、先ほども3件ですかね、お話が窓口のほうに届いているということでしたので、そのような声に対してどのように進めていかれるのかお答えをいただきたいと思っております。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

町の考え方ということで、この実施については、ご質問をいただいてから、実施を含めて検討させていただきました。その実施に当たりましては、3つの視点で検証させていただきました。その3つにつきましては、まず、現状はどうかという視点と、2点目が費用の問題、さらには、現在取り組んでおります新型コロナウイルスの関係性ということで、その3つの視点で検討、検証をさせていただきました。

まず、現状ではありますが、先ほど町長答弁にもありましたとおり、町の保健師に対して問合せがあったものを町長答弁させていただきましたが、町の保健師、本町に7人いるんですが、その7人が、日頃、訪問であるとか健康相談を受けております。そういった活動の中で受けている帯状疱疹の相談は、1件、2件あるか程度ということで、まず、我々の職員が把握しているところ、相談したところ、訪問の中で把握しているのはその程度という実態でございます。

さらには、ワクチンの問合せについても、CMが流れたこともあって、「コロナのワクチンを接種して、その投与間隔はどうですか」というような問合せが1件あった程度となっております。

さらには、町の職員だけではなくて、町内の医療機関、こちら8つの医療機関があるんですが、もう少し広げまして、下郷町、さらには檜枝岐村の診療所にも問合せをさせていただきました。合計11の医療機関から得た情報は、まず、増加していますかというこちらからの照会に対しましては、帯状疱疹の感染自体が増加していると感じている医療機関は半分の5件ございました。5つの医療機関。増加してないよというのが6件ということで、大体同じ数字なんですけど、若干、増加していないという医療機関のほうが1医療機関多かったということで、その中で、帯状疱疹の受診をされている方は年間3件程度ということで、大きな病院につきましては、8月で4人いましたよというような情報もお寄せいただきました。

こういった現状の把握をさせていただいて、決して感染が拡大している状況ではないなというふうには、我々の部局は把握しているところでございます。

2点目の費用の問題でございますが、ご承知のとおり、当町は高齢者に対する季節性インフルエンザ、こちらを定期接種ということで2,500円の助成を出しながら、その季節性インフルエンザのワクチン接種を進めているところでございます。昨年の実績で、6,000人の対象者のうち62%の約4,000人弱の皆さんが、この助成を利用してインフルエンザのワクチン接種を受けてございます。この費用が960万円、町で助成をしております。

ですので、議員のご提案のとおり、50代から帯状疱疹のワクチンを接種するとした場合に、対象者も広がりますので、季節性インフルエンザのワクチンが約62%ですので、その半分ぐらいの方が関心を持って受けたという仮定の下計算しますと、やはり1,000万円を超えてしまうんですね。そういった費用の問題もございますので、感染状況、さらには、そういったものに対して費用が果たして捻出できるのかという、2点目の視点で検証させていただきました。

さらには、最後になりますが、新型コロナウイルスのワクチン接種の兼ね合いというのも非常に重要なポイントでございまして、これから秋、冬の接種を進めていきます。来年度以降は、国の方針では、定期接種に切り替えて、65歳以上の皆さんにワクチン接種を進めていくというような方針が出されていますが、その定期接種の町の負担はどうなるのか、さらには、1万人近い方々が来年度以降もワクチン接種を進めていきますので、コロナのワクチン接種、さらには季節性のインフルエンザワクチン、さらには、この帯状疱疹のワクチンが広がった場合に、町内の医療機関が対応できるのかというような問題もございますので、そういった感染の状況と費用の問題、さらには、肝心な受け入れる医療体制の部分も、今後、検証を進めながら、幅広く検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ただいまの説明を受けて、また、ご質問をさせていただきます。

帯状疱疹が本当にかかっている方が、町としては少ないというふうに見られているようですが、本当に帯状疱疹の問題というのは、皮膚症状がなくなっても痛みがずっと残って、数か月から数年にわたって激痛に悩まされる場合もあるということで、人数的には少ない中であるかもしれませんが、ほかの地域においては、これが本当に多くなってきている。また、先ほど少ないと言ったんですけれども、私の知り合いの中で5人の方が帯状疱疹にかかっているという声を聞いたんですけれども、だから、少ないのがどこがあれなのかちょっと私も分かりませんが、痛みが取れなくて、顔面というか顔がゆがんで、半分顔がゆがんで、その顔面神経というか、そういうふうになってしまったという方の声も聞いております。そういう意味で、髄膜炎などで入院が必要になるという場合もあるそうなんです。本当に私の知人もそういう中で、診断されて入院を余儀なくされたわけですが、そういうつらい状況があります。

先ほど任意接種ということなので、町としての支援とか、国としての支援とかはないかもしれませんが、でも、本当に町として、そういう前もってワクチンを打つことで、そういう痛みとかかゆさとかそういうものを、また、大きな激痛に悩まされないで済む方法があるのであれば、

そのワクチン接種というのは、とても有効だというふうに言われております。そういう意味で、ぜひ、町としてそのワクチン接種、国がこれからやるかもしれませんが、そういう意味では、そのワクチン接種、やりたいという望む方がいらっしゃれば、私は考えていくべきではないかなというように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、我々がやらなくちゃいけないこと、これについては、住民の皆さんに、带状疱疹とはどういう病なのか、それを防ぐためにはワクチンが有効なのかという情報発信は必要だというふうに思います。

それで、議員から質問をいただきましたので、私のほうでもちょっとインターネット等で情報を調べてみました。東京都では、東京都がワクチンを接種する自治体に接種費用の2分の1を助成するというような制度を設けた。それで、東京都は、関係する市区町村、これが今年度に入って、非常に多くのワクチン接種の制度化に取り組んだというような事例がございました。このように、例えば福島県でも同様の制度をつくっていただくとか、やはり市町村として導入しやすい環境づくり、そういったものも必要かなというふうに思いますので、議員も公明党のほうに参画されているんでしょうから、県議会のほうにアプローチをいただきたいと、このように思っております。

なお、福島県内の状況、ネット情報でしか分からないんですが、現在は三島と飯館村、この2つが導入されているという情報がのっかってきましたので、我々のほうでもこういった情報をちょっと調べながら、今後の対応について検討していきたいと、このように思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 町長答弁でもありましたように、今後、町としての考え方を決める中であって、いろんなところの情報を集めていただくことは大切なことだと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

本当に、現在、带状疱疹の発症が、だんだんこれから高齢者も多くなり、加齢に伴って免疫力が低下して、本当に高齢化が増える中であって、だんだん増えてくるのではないかなというふうには考えられています。そういう意味で、発症される方が少しでも軽く済むように、町として带状疱疹についての考え方を示していただけたらなというふうに、私、先ほど町長からありましたように、皆さんに周知活動ということで、带状疱疹になるとこういうふうに変なところがあるということもお知らせいただきながら、取り組んでいただけることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◇ 星 和 孝 議員

○山内 政議長 次に、4番、星和孝君の登壇を許します。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 議席番号4番、星和孝です。通告に従い、これから一般質問を、全部で3項目させていただきます。

まず1つ目、学校給食無償化についてお尋ねをします。

これは6月の定例会に質問した事項ですが、再度質問します。先ほど5番議員からも質問がありましたが、私からも質問させていただきます。

同時期に行われた県議会では、学校給食費の無償化を政府に求める意見書を可決しました。若者世代や子育て世代の経済的負担の軽減に向けた支援の必要性を訴えました。前回の質問時には、財源に多額の費用がかかるので実施は厳しいと返答されていますが、教育長はいつも、子供は家族や地域の宝であると言われているのならば、最優先課題として、財源の確保または財源を生む施策や手だてをするべきではないかと私は考えます。教育長の見解をお聞かせください。

2番目に、祇園会館の存続についてお尋ねをします。

今まで定例会において、祇園会館の存続、廃止の質疑がなされてきました。町長が議論を深めると返答されましたが、議論は深まりましたか。どこが悪く、祇園会館がなぜ廃止の方向に進まなくてはならないのかを、町民に対して、議員に対してではないんです、町民に対して丁寧に説明をされてはいないのではないですか。

3つ目、消費税インボイス制度の周知についてお尋ねをします。

来月、10月、インボイス制度が導入されます。これまで年間の売上げが1,000万円以下の業者は、消費税の納税を免税されてきました。しかし、インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁できない零細事業者にも、課税業者になることを迫っています。多くの中小零細事業者は、コロナ禍の下、事業継続、雇用維持に取り組んでおり、これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することになります。町民に対して周知し理解を求めましたか。町としての見解を伺います。

以上、3項目です。壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 4番、星和孝議員のご質問にお答えいたします。

1点目の学校給食無償化は、教育長答弁となっておりますので、そこを飛ばしまして、2点目からの答弁に入ります。

祇園会館の存続はとのおただしであります。祇園会館の存続、廃止の議論は深まったか、祇園会館がなぜ廃止の方向に進まなくてはならないのか、町民に対し丁寧に説明をされていないのではないかとのおただしをいただきました。

これまで、公共施設等総合管理計画または同個別施設計画の策定に当たり、検討委員会、作業部会を経て、令和元年度、1月7日から2月7日にかけてパブリックコメントを実施し、その結果を公表しております。

これまでの一般質問等での答弁につきましては、存続、廃止の議論を深めるということではなくて、施設の指定管理終了後に当たり、これまで祇園会館が担ってきた会津田島祇園祭の傳承やPR、観光客周遊のスポットとしての役割をどのように引き継いでいくのか、また、閉館後の施設または土地をどのように活用していくのかについて、議論をしていくということでございますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

次に、消費税インボイス制度について、町民に対し周知をし理解を求めましたか、町としての見解はとのおただしでございますが、免税事業者が適格請求書発行事業者になる場合、消費税の課税事業者となる必要があることから、議員おたしのとおり、多くの中小零細事業者の事業継続や経営に影響を及ぼすものと認識をしております。

インボイス制度の周知につきましては、田島税務署において、町内事業者を対象とした説明会を開催し、制度の概要及び登録の要否等に関する相談を実施しているほか、南会津町商工会においても、町内事業者からの個別相談を随時受け付けているところであります。

また、町といたしましても、6月14日発行の町のお知らせへの掲載により、説明会の開催について周知を図ったところであり、今後も必要に応じ、広報紙等への掲載や田島税務署及び南会津町商工会への相談を案内するなど、町内の事業者や町民に対する周知及び相談に対応していきたいと、このように考えているところであります。

今回おたしをいただきました消費税インボイス制度、これは国の取組でございます。町としての役割は、そこを補完をして町民なり住民の皆さんにお知らせするというところが、町の役割だというふうに理解しておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは学校給食無償化に関してお答えいたします。

私は日頃から、子供は家庭や地域の宝であり、家庭はもとより地域で守り育てていかなければならないと、様々な場面でお話をさせていただいております。まず、そのためには、家庭には家庭の役割があり、地域には地域の役割がありますので、お互いその役割をしっかりと果たすことで、よりよい子育てができるものと思っております。

学校給食の運営に関しましては、先ほど5番議員の質問に町長が答弁したように、食材費につきましてはご家庭でご負担をいただき、その他給食を作るための人件費や光熱水費、施設の修繕等につきましては、町が役割を果たすことで、家庭と地域が協力して行っているものと認識しております。

そのようなことから、保護者の皆様には、町の宣言にもあります協働の精神や、町の財政事情等にご理解をいただき、今後も食材費の負担についてお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 では、再質問させていただきます。

まずは、今の教育長からの学校給食の無償化についてお尋ねした件ですが、6月の定例会の返答とほぼ変わりがなかったので残念ですが、ほぼほぼ返答が変わらないので、再質問はいたしません。また折を見て質問させてはいただきますが、今回は再質問を控えます。

2番目の祇園会館のことなんですが、先ほども5番議員の質問で、町長が廃止へのプロセスがあると、なので答弁されていましたが、ちょっと今までのプロセスと違いますか、答弁からちょっと検証させてください。

21年、一昨年、12月定例会の返答で、「祇園祭関係者の方々との懇談会の際に説明させていただきましたが、特に反対意見はございませんでした。町といたしましては、施設の廃止については一定の理解が得られたものと、そのように認識しております」と答えられております。この答弁ですと、祇園会館は関係者だけのものなんですかという疑念が出ると私は思いました。関係者だけのものじゃないんじゃないですかね。祇園会館って、私は全ての町民のものだと思います。

っているんですが、その辺のちょっと、私はこの辺の返答が理解できませんでした。

22年、昨年6月定例会での返答です。「その役割は終えたというような認識の下に、令和8年度をもって廃止というような方針を議会にも説明申し上げてきたところでございます。祇園会館という公の施設については、やはり区切りをつけるべきというふうに私は思っております」と答えられています。が、目的、4屋台の格納庫の整理により、目的が達成されたという内容も答弁されているんですね。じゃ、その4屋台の格納するためだけに造られた祇園会館なのかという誤解を招きかねない答弁だったと私は思います。それと、先ほど、もう一度言いますが、5番議員も言われましたが、観光資源になり得る、町の核となる場所ではないんですか、と私は思いますと。その辺をちょっとお伺いしたいです。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 和孝議員にお願いしたいんですが、具体的にどの部分をお伺いしたのか、もう少し端的に、いろいろ多岐にわたってしまったものですから、どこを答弁していいんだか分からないので、もう一度お願いします。

○4番 星 和孝議員 まず一つが、関係者の方々と懇談したので決まりましたというような誤解を招くということですね。ですから、祇園会館というのは関係者だけのものなのかというのが一つです。

〔「じゃ、そこで1回」と言う者あり〕

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

まず、祇園祭の懇談会に関してということで、令和元年11月29日に、実際、私が商工観光課長の課長補佐をやっております、その会議の段取りをさせていただきました。

先ほどもありました公共施設等の総合管理計画にもございましたので、その中で、廃止という検討の中での、じゃ、意見を聴取しましょうということで、まずは、やっぱり関係団体、関係機関との懇談も必要ではないかというふうに判断をしました。そうした中で、参集団体、参考に申し上げますが、産土奉賛会ですとか、お党屋行事保存会、屋台運営協議会、屋台歌舞伎保存会、各屋台格納施設の指定管理者、いわゆる区長様ですね、観光物産協会ですとか、事務局として商工観光課、そして生涯学習課ですとか、奥会津博物館の担当者にも参加していただきまして、こういう方針で祇園会館は廃止に向けて検討したいということで説明をさせていただきました。

意見としましては、特に絶対廃止にしちゃ駄目だというものではなくて、やはり先ほど申し上げ

げました4屋台の格納庫の件もきちんと説明しまして、そういったその展示物の役割としては、その4屋台できちんと役割を担っていただいているということも説明をさせていただきました。ただ、やっぱりその建物がまだ老朽化というか、老朽化にはなっているんですけども、まだまだ使えるんじゃないかということで、ちょっとした資料館にはならないのかという意見等はございましたが、特に、大きな関係団体の懇談会の中では反対という部分はなかったので、まずは、やはりそういう関係機関との懇談が必要だということで判断したということです。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 その経過は聞けば分かりますけど、私が申し上げたいのは、例えば町民とか、関係各位じゃなく、町民とかタウンミーティングとかも、関係各位の懇談会ではなく、自分はタウンミーティングとか町民の意見も入れるべきではなかったのかということをお尋ねしたかったまでです。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

その懇談会の前に、実際のところ、公共施設等全体的な、公共施設等の個別施設計画のタウンミーティングがございました。6月に実施しております。それぞれ旧町村単位、南郷地域、田島地域、檜沢地域、荒海地域、館岩地域、伊南地域の順番でタウンミーティングをやったというところがございます。

そのタウンミーティングに関しての意見聴取等は、ちょっと資料が今なくて申し上げられませんが、そういった部分での、町民にも広くきちんとそういった計画の説明をしているということで認識しております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 大変失礼しました。私の見落としだと思われま。

あと、質問的にはもう一点の、役目を終えたと、役割を終えたという認識ということが定例会で言われています。終えたとは何が終えたんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

間接的な部分もございますが、先ほど言いましたとおり、祇園祭の屋台が、4つの屋台、現に格納庫4つ整備されまして、実際に本当に生で屋台を見ることができるということでは、祇園会館にある屋台とはまた別に、本物の屋台が見ることができるといことが、やはり役割的なものを担って、新しい格納庫で担っているのではないかというふうには理解しております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 4屋台の格納庫が、前回、いつでしたっけ、自分、ちょっと忘れてしまったんですが。シャッターが開いていないとか開いているとかいう質疑応答がありましたよね。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

現在のところ、そういったその屋台の格納庫を統一した見解でシャッターを開けるとか、そういう部分での取組をしていきたいと思いますという部分では、具体的には区長等には説明はしておりません。

ただ、やはり地域活性化の会議の中の一つとして、議論はしてはおります。一応、本屋台ですとか西屋台は第3日曜日に、格納庫のシャッターを開けていただいているということです。上町の格納庫に関しましては、その都度、不定期ですけども開けて、そういったPRですとか、逆に依頼があれば対応しているという状況でございます。中町屋台におきましても、そういった依頼があればシャッターを開けて、屋台の説明ですとか祇園祭の説明をやっていただいているということはお聞きしております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 一応、その点に関しては、この前も伺ったので分かっております。

もう一点、大きく維持管理費や修繕費が多額の費用がかかるからと、先ほども町長が答弁していましたが、私はやり方はいろいろあると思うんですね。費用がかかるからやめてしまえと、それはちょっと私には理解できません。私のやり方というのは、どういうやり方があるかというところ、私が提案したいのは、自治体によるクラウドファンディング、ラタメントクラウドファンディングというやり方もあるんですね。ほかの自治体もやっています。

そこまで議論を尽くさずに、やあ維持費が大変だから、修繕費が大変だから、やりくりが大変だからやめると。やめるのはいつでもやめられるじゃないですか。やめる前に、少しでも必要としている人がいるならば、最善を尽くすべきではないですか、と私は考えますが、町長。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 少し背景も含めて答弁させていただきたいと思います。

祇園会館を建てる当時は、やはり町の宝である祇園祭を、1年間通して見られるような施設が必要だというようなことで、当時建設をして、屋台を模した、本物ではないですがそれに復元したもの、それから、中にあったロボット関係、マルチビジョンでの提供、そういったもの

を含めて、祇園祭を年間通じて展示する展示館としての役割ということで施設を整備したというのが、当時の記録です。

今、祇園会館はそこにプラスをして、NPO法人で郷土食の提供をしていただいたり催しをしていただいたりして、にぎわいをつくっていただいているというようなことでございます。多分その後半の部分も含めて、何て言うんでしょうね、議論が尽くされているのかみたいな話に今なっているのではないかと思いますけど、公共施設の個別計画の中では、この祇園会館設置条例、祇園会館条例に基づく役割について、今後、公共施設を縮減していく必要がある。当時、そこに係る費用、ランニングコストですか、さらに今後の修繕費を踏まえると、やはりここは新しい格納庫もできたことだし、祇園会館については廃止すべきであるというような結論に至って、議会のほうにも説明したということでございます。

それから、町民の方への説明でございますが、今、担当課長からも申しあげましたように、タウンミーティングですか、そういったところをやったり、パブリックコメントに付したりをして、町としては一定の手順を踏んでやってきたという考え方でありますので、やはりどこかの時点でけじめをつける必要があるのかなというふうに私は考えております。

そういったことで、今までも答弁してきたつもりでございますので、ご理解をいただきたいと、このように考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 では、町長の中には、クラウドファンディング的なことは何も一切考えていないということでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ただ、修繕費だけではなくて、今後の将来的な、今後のランニングコストを考えると、やはりそれは町の財政的な重荷になってくるということでございますので、現時点で、クラウドファンディングを活用してハードを整備しながら運営していくというような発想には立ってございません。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 分かりました。とりあえず、今日のところは、祇園会館の質問はこの辺にしておきたいと思います。

3番目のインボイスの件なんですけど、なぜ私がこういう質問をしたかと申しますと、特に対象者。

あつ、1つ質問がありました。1,000万円以下の個人事業主とか零細企業の人の件数とかは、

町は把握しているのでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

消費税は担当窓口が田島税務署のほうになっておりますので、町としてそういった件数については把握はしておりません。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 把握はしていないというよりも、これは今後大事なことになってくると私は考えるんですね。それはなぜかといいますと、1,000万円以下の例えば農家、南会津町ですと多いのは農家、小売店、飲食店、これ全ての人に当てはまるんですね、今回。それを考えますと、それになぜ考えてつながるかといいますと、今後、今日の質問には出ていませんでしたけど、田島地域中心街まちなか再生計画というのがありますよね。それとつながってくると私は考えているんですよ。もしそれが、計画があるんでしたら、インボイスによって飲食店、小売店、その他の事業者が倒れた場合、計画が成り立たないんじゃないかと、私はそこを懸念しているんですが、どう思われますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 中心市街地活性化のところまでご質問いただいておりませんので、答弁は用意してございませんでした。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 大変失礼しました。

一応、私はそこまで考えていたということの答弁で終わりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○山内 政議長 以上で、4番、星和孝君の一般質問を終わります。

13番、湯田哲議員にお諮りをします。

午後3時まで40分以上を残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○13番 湯田 哲議員 大丈夫です。

○山内 政議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 湯 田 哲 議員

○山内 政議長 次に、13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 議席番号13番、通告に従い、一般質問を開始いたします。

大きく3つあります。

1、針生地区での民間による水力発電所への調査の具体的内容は。

最近、針生地区で民間による水力発電の可能性の調査が開始されると聞きました。3月議会の私の一般質問、本町の豊富な水資源による水力発電で産業の活性化をについて、町長は、「仮に、旧針生発電所の施設を活用して発電事業に参入したいとする事業者がいるのであれば、町としても側面的な支援を行うというスタンスです」との答弁でした。

①民間企業名を含め、町が把握している調査事業の計画の具体的内容は。

②町としても側面的な支援とは、どのような支援を考えているか。

2番です、駒止湿原での携帯通話可能にするために。

登山やハイキング人口が急増しています。本町も幾つもの登山コースがあり、山岳遭難が時々発生しています。駒止湿原での入山者もコロナ禍が落ち着き、徐々に増えているようです。毎日、湿原内の巡回パトロールが実施されています。衛星電話の準備はしているものの、やはり通常のように携帯、スマホによる救助要請、登山者が各自それぞれに安否について家族への連絡など、駒止湿原からの通話可能になることは、人命救助要請などで最重要課題だと考えます。

過去の議会で、Wi-Fi環境を整備することで、LINE電話などで通話可能となると提案してきました。

①町はこれまで、通信会社に対し携帯電話の不通話解消に向け要望などはしてきましたか。

②私の提案したWi-Fi環境整備について、実際にその調査研究などはしてきましたか。

大きな3です。住民生活でのWi-Fi環境充実のためシェアモデムを。

最近、スマホが年配の方々や高齢者にまで普及してきました。それは、携帯電話で話すだけの時代から、LINEなどで気軽にメッセージを伝えたり、たった今撮った写真を友人や家族と共有できたりすることで、コミュニケーションの幅が広がり、その魅力に人々が気づき、気軽に使える身近な道具、なくてはならないスマホにたどり着いたのだと思います。

さらに学校教育でも、子供たち一人一人に1台のタブレットによる電子教科書の導入が進んでいます。これまでの紙の教科書と違い、電子教科書は一人でも理解しやすく、自分で学べる

道具に進化し、自宅学習でタブレット使用が当たり前になってきています。これらを使用可能とするには、自宅でのWi-Fi環境の充実が必要です。広大な本町に分散した100以上の地区の全てに公共Wi-Fi環境を整備するには、莫大な予算と時間を必要とします。

①そこで、1台の家庭用の一般用Wi-Fiモデムのシェアによる、この問題の解消を提案します。一般家庭用の無線ルーターは、20から30メートルの距離で使用可能であることから、特定宅に町が設置したモデムを、近隣のWi-Fi環境のない家庭が共有して使うことで、情報格差を解消させる、つまり、仮称シェアモデムの普及による住民生活へのWi-Fi環境の充実を図ってはと考えます。

②自宅Wi-Fi環境の有無による情報格差に対する考えと情報環境充実、情報格差解消への町の今後の取組は。

壇上からの質問は以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 13番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、針生地区で民間による水力発電所への調査の具体的内容はに関する1点目、民間企業名を含め、町が把握している調査事業の計画の具体的内容はとのおただしをいただきました。

令和2年度以降、2つの事業者から調査研究について連絡がありました。

まず、令和2年度に調査の連絡があった事業者につきましては、電力系統への接続に問題があり、現時点では足踏み状態であると伺っております。当該事業者の法人名につきましては、当該事業者の希望により公表を控えさせていただきます。

また、本年8月には、株式会社グリーン電力エンジニアリングから調査に入りたいとの連絡があり、今後、年間を通した河川の流量調査を行うというふうに聞いているところであります。

次に、2点目。町としても側面的な支援というような答弁について、どのような中身かというふうなおただしであります。現時点では、発電事業として成り立つか否かを確認する段階の調査であり、調査を実施するに当たり承諾が必要となる対象者の連絡先、その対象者から承諾を得て提供している状況でございます。

今後、そういった調査の結果を踏まえ、事業者が発電事業を実施すると判断した場合、事業に係る申請手続に入っていきわけではありますが、その際に必要とされる情報等について、地元の不案内の事業者であれば、分かる範囲で、可能な範囲で提供していくということになるというふうと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、駒止湿原での携帯電話通話可能にするための1点目、町ではこれまで、通信会社に

対して携帯電話不通話解消に向け要望など行ってきたか。2つ目の、私が提案した駒止湿原へのW i - F i 環境の整備について、実際にその調査研究をしてきたかとのおただしをいただきました。関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

駒止湿原の令和4年度の入山者は約5,000人、1日当たり平均30人という人数で、少ない状況であります。また、整備費用面においては、昨年、中山峠に町が携帯電話基地局を敷設した例から申し上げますと、総事業費が4,123万円となっております。駒止湿原においても、同規模、あるいはそれ以上になるものと想定しているところであります。このほかに、麓の針生地区から駒止湿原の携帯電話基地局まで、新たに光ケーブルを敷設する必要があるのではないかとこのように思います。既存の電柱への架設であっても4,000万円程度かかるものと試算し、総事業費では8,000万円以上かかるのではないかと、このように想定されるところであります。

このことから、整備費用に対する利用者の割合が低く、費用対効果の面から、実際に通信会社が整備を進めるのは厳しいというふうに考えられることから、通信会社への直接的な要望は行っておりません。

議員ご提案のW i - F i 環境の整備につきましても、光ケーブルや携帯電話基地局の整備が必要となることから、現時点で、町が整備することは考えておりません。

また、山岳観光地などの通話エリア拡大については、郡内町村共通の課題であることから、会津総合開発協議会において関係機関に要望している段階であり、今後も継続的に要望してまいります。

次に、住民生活のW i - F i 環境充実のためにシェアモデムをに関する1点目、仮称シェアモデムの普及により住民生活へW i - F i 環境の充実を図ってはとのおただしをいただきました。

議員ご提案の仮称シェアモデムは、物理的に可能であると思います。しかしながら、既にインターネット回線を引き込んでいる家庭との公平性を考えますと、仮に町が設置したモデムであっても、一定の料金は頂くことになると考えられます。地理的な視点では、住宅密集地であればシェアモデムの活用は可能だと思いますが、本町では、そのような場所だけではありません。個別にモデムを設置することになるのではないかと想定されます。また、法令やセキュリティ、財政的な面などの課題もあると思われ、現時点で整備することは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目。自宅のW i - F i 環境による情報格差に対する考えと情報環境充実、情報格差解消とのおただしであります。スマートフォンが高齢者の方に普及してきていることは、

大変望ましいことであると考えております。一方、子供たちの自宅学習については、W i - F i 環境も含め、保護者の考え方や教育方針、様々な事情もあろうかと思いますが、それぞれの家庭に委ねるべきものであるというふうに考えております。

現在、町内の居住エリア全域において光回線が整備されていることから、自宅においては光回線を経由したW i - F i 機器の利用が可能となっておりますが、携帯電話回線を使ったポケットW i - F i やスマートフォンのW i - F i 機能など、通信方法や通信会社の選択肢も広がってきているものと認識をしております。

町といたしましては、光回線の引き込み状況やW i - F i の利用状況を見極める必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 まず、質問させていただきます。再問です。

針生発電所の昔、昭和5年に着工して昭和6年に田島電力株式会社という形で、380キロワットで運転を開始しました。歴史があって、昭和26年に東北電力に経営移譲されるんですけども、昭和32年、僕が生まれた年に、覚えてはいませんが、500キロワットにグレードアップして、昭和30年の廃止まで動いたと。昭和30年に廃止になった理由は、老朽化もあったでしょうし、原子力政策が始まってきたので、小さな規模の、それでも東北電力の社員が泊まりながら管理していましたので、割と知っている方はなかなかいないんだと思いますが、僕の目の前に落水の水槽があったので、とてつもなく近代的なものが動いているというイメージがあったもんで、すごく思い入れがあるもので、何度もこの関連にして質問させていただいております。

今回、町長答弁の中にありました、可能性についての調査ですし、具体的な内容は、この後、その民間の2つ目の会社が、可能性があったら、具体的に一歩進むときに、町の協力としては、そのときに地区の、もう少しその辺を詳しく聞きたいのがあります。要は、地元でもありますし、この南会津町で協力できる水利権とか地元への土地の地権とかの部分もあるのかもしれませんが、その辺もう一つ、一歩進んだ形で説明いただけますでしょうか。もしそれが可能性として、彼らが水量としてあると考えたら。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 過去の調査結果を基に、ある程度企業活動として成り立つというふ

うに業者さん考えたんだと思いますが、これから改めて水量を年間通して調査しまして、それからその次のステップに移っていく。ただ、1社目の業者さんが、電力系統への接続に課題がありということで、足踏みということでお答えいただいております、具体的に言いますと、送電線網の容量、こちらに問題があって話が進んでいないという話でしたので、そこに課題があるんだろうなというふうに考えております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 それは僕も認識していますし、当時のできない理由で、送電網の連携の中で、細いので、細いというか容量が消化できないということだったので、それはそうですね。それ言われると、もちろん今回、第2回目に調査入って、このたび調査している状況なのかもしれませんが、その会社が、結論とするとね、我々町が、外野というか、地元がどう、でもそれは彼らに委ねるしかないんですけども。ただ、一つ気になったのは、これまで、10年ぐらい前から、田島ダムも含めてですけども、町内の水力電気の可能性のある部分で、町の予算、年度の予算を使って580万円ぐらいの予算使って、水量調査しましたですね。多分その調査の、このぐらい分厚いので報告を我々受けていますけども、町ももちろんモチイナと思うんですけど、ああいう状況でそれを求められたという経緯はありますか。要するに、彼らは独自に実証するために、自分たちで水量を調査するんでしょうけども、我々は既に予算をつけながら、あるいは途中の第1場面の人たちもやったけども、電力の系統連携ですか、そのときに細いという理由は後づけできましたけども、その分で、かつての情報の、そのレポートというか、580万円も使ってコンサルタント会社に出したわけですから、それに関する情報のほうの提供とか、求められないにしても、こちらから提案したでしょうか。どうでしょう。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

以前にやった調査につきましては、この年間を通して水量を測る前の前段の調査ということになります。ですので、年間を通して水量の調査をしたのではなくて、期間を区切って水量の調査をしたもので、それを基に、今度、企業活動として成り立つ可能性があるので、次のステップということですね。

データとしてはあるということは業者さんのほうに伝えておまして、秘密保持のほうも、もう期限切れておりますので、希望があれば提供したいというふうに考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私の方からも、少しかいつまんでお話をさせていただきます。

先ほど、会社名については株式会社グリーン電力ホールディングスということでお話し申し上げましたが、今、花木の宿を運営していただいていますDMC a i z uという会社があります。ここの親会社がI Sホールディングス。このI Sホールディングスが複数の子会社を持っておりまして、その子会社の一つに電力発電をやっている事業者がありました。そんな関係もあって、議員からもこれまでも議会でご質問いただいているので、過去に針生地区ではそういった実績がありますと。ぜひ1度、調査入っていただけませんかというような話をして、今、調査に入っているということでございます。中身的にはこれからだと思いますし、我々が持っている情報を提供してくださいということであれば、側面的な支援としてサポートしなければならないと思います。

それから、先ほどもお話し申し上げましたように、仮にこの水力発電のほうに動いていくとすれば、その土地の関係の了解、または隣接の了解だとか、一方では漁業組合との調整なんかも出てくるかもしれません。そういった部分について、町としては側面的な支援をしていくということでございまして、先ほど環境水道課長が申し上げましたように、一番は東北電力の送電線に接続できるのかと、そういうところもこちらに話しをする際に、過去にそういったものも障害になったことがありますというふうには、私のほうからお伝えをして、今動いている状況でありますので、ご報告を申し上げます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 漁業組合の部分とか、地元の説明とか、町がその分では地元ですので、具体的にそういう場が進むようであれば、協力していくのはもちろん全面的だということと、ただ、先ほどの中で、繰り返しますけど、せっかくそういう情報もあるわけだから、提供して、積極的でもなくてもいいんです、ただこういうのがあるし、こういうので、当時こんなので説明しているし、あるいは初めに言った、昭和5年、6年に動いて、1年で造って、あの発電所が380キロワットで、当時、田島電力株式会社という当時の有志ですよ、酒造会社の社長とか地元の人たちが、昭和5年、6年に造り始まって、それから動いてきたというものに対する、その実績は実際あると思いますので、水量は確かに、当時のブナ林がどうなっているか、水量の関係もいろいろあるでしょうけども、ぜひ前向きに、いい話だと僕は思っていますんで、今回取り上げました。ああこんな話が出ているのか。それはもちろん、彼らが、今言ったグリーン……、その会社のほうで実際、グリーン電力エンジニアリングですか、先ほど言った会社の部分で、それは彼らが判断することですので、ぜひ、前向きな話が出たら、今みたいな、町長言われた部分で、ぜひ協力して行ってほしいなと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私も、このグリーン電力エンジニアリング、実績も、非常に町で協力関係を組むのに大切だというふうに思いますので、調べてみました。山形県の尾花沢市で流量調査をやって、実際に発電の開始もしているというようなしっかりした事業所だというふうに思っておりますので、水力発電によって、この地域の環境を守り、そして自然エネルギー関係の活用につながるのであれば、町のイメージアップにもつながると思いますし、積極的に支援していく必要があると思いますが、ただ、町が金銭的なものを支出して事業に参画する計画はございません。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 実績があるということで、その分ではすごく期待しておりますし、ぜひ今後、見守っていきたいと思います。

ちなみに、前も話しましたが、先ほどは歴史でしたけども、導水路が1,200メートル、その上流から来ています。ほぼ私の家の前辺り、そして、七つ岳登山道の1キロぐらい、2キロぐらい入ったところから取水しているんですけども、そういう意味では、すごく当時、ああいいう地形を本当に水平にもってきて、58メートルの落差をつくりながら発電していましたから、そういう意味では、すごい地形を利用した、昭和の初期にそういうものを土木事業でやったという、その彼らの、昭和の初めの人たちの知恵に驚かされるので、ぜひ、繰り返して何度も申し訳ありませんが、ぜひ、いい話ですので見守っていきたいと思います。

1番については、以上で終わりたいと思います。

2番の駒止湿原について、先ほど予算の見積額もありました。中山で4,000万円かかっていますし、あと、峠のほうにケーブルを實際敷設するにはどうなるという。実はこの質問の中で、過去の議会での私の質問でありますけど、2014年、今から9年前の6月議会で、「LINE電話で駒止湿原入山者の安全を」というようなタイトルで、当時質問をしました。

僕も駒止湿原行くと、あの手前のところでau、KDDIが通話可能です。あそこではしゃべれるんですね。ちょうど登山道のほうに入ると、急激に折れていますので、谷間なので入りません。登山の湿原の小屋が昔あったと思います、テントがあるところ。あそこでもぎりぎり入ってきますので、先ほど光ケーブルを新しく張るような形で4,000万円とかというのを、かかる意味で言っていますけれども。私もその当時の、2014年の質問では、あそこから二、三百メートル手前の田島方面、東方面に開けているところで、携帯電話の通常の電波が受信できて

通話も可能です。そこに、つまり中継のアンテナをかければ、あとワイヤーで200メートル引っ張れば可能だということで、当時叫んだつもりなんですけども、実際実験もしました。当時長い棒を持って行って、上に無線レーダーつけてやった記憶もあります。

そういう意味では、この分では町ができない理由自体は光ファイバーを敷設するということですね。通常の電波が角の前までは届いていますので、それについて、やればすごく現実的だなと思って、9年前が、今までまだ1回も質問していなかったのが、自分もちょっと情けないところなんです。その分に関してはどうでしょう。

もし例えば、低予算でできるというような考え、町部局が考えている、中山の場合は携帯が全部が通るという考え方で言っていますけど、Wi-Fi環境です。登山道入り口のあるこの駐車場と、中のガイドが待機しているあのエリア、二、三百メートルが無線Wi-Fiでつながれば携帯が使われるので、その分についての考えはどう思うのでしょうか。つまり、ファイバーを使わないで、プラス4,000万円じゃなくて、今言った電波の届く範囲のところに中継塔をつくって、ワイヤーで引っ張るといった考え方なんですけど、どうでしょう。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

現地調査していなかったものですから、そのauが届くということは確認取れていませんでした。

それで、先月ですが、そのauのニュースリリースとして、空が見えればどこでもつながるというようなことがありまして、衛星を使って携帯電話が通話できるようにするというような内容だと思えますが、それが2024年を予定しているということですので、町では今のところ整備は考えておりませんが、こういった新たな技術が、各携帯事業者のほうに広がっていくのではないかとこのように考えておりますので、ご理解ください。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 そうですね。イーロンマスクのスターリンクという形で、今回、ウクライナなんかで大分利用されていますけれども、もしかしたら、こんなことを叫ばなくても、もう来年あたり、今、課長言われましたけれども、実はそのまま使えるのかもしれないですね。だから、そういう意味では期待していますが、もしそれがなければ、ぜひこの辺を研究してもいいかなと思います。本当に9年もたって、10年目にはもう衛星の感覚で、こんな話は何言っているんだと言われる、来年のことなのかもしれないですけど、ぜひ研究してほしいかなと思います。実際、研究はしてみました。僕だったら15万円ぐらいでつくれると思っているんで

すが。その8,000万円とは違って、それはちょっと大ぼらになっちゃいますけども、それができるような気持ちで質問させていただきました。

じゃ、大きな3番に移りたいと思います。

これについては、すごく先ほど一番気になったのが、予想どおりだったのはここですね。つまり、無線W i - F i で既に入っている人、僕も入れていますが、やっている人とやっていない人で、既に入れている人に公平性がないんだろーというような言葉は、すごく僕は残念でした。思ったとおりの答えだった。

例えば、8,000円ぐらいかけて光電話でW i - F i 環境を整えている方、いっぱいいます。家族が四、五人だったら、みんなW i - F i 持ちながらW i - F i 環境でいろいろ通信したりL I N E はしていますけども。ここで隣の人がなくて、例えば、月々8,000円って結構大きいですよ。それでその環境を整えるならば、先ほど物理的には可能ですよと、できますね。実際、敷地で車庫に息子がいて、敷地でもう、50メートルでもW i - F i はつながりますので、さっき僕は23から30って、すごく遠慮して言っているんですけども、かなりの距離飛びます。ですから、そういう意味では、その分で、それに関してはちょっと考えやめましょうよというのをちょっと考えたいんですよ。そして、僕はこれね、実はもっと長い文章で書きたかったんですけど、こういうことです。その人が、受益者負担というのがありますけど、これはもちろんですよ。町がやったから無料じゃなくて、隣の家で、例えば月々8,000円なんだけど、高齢者の独りの方が、1,000円なり、だから5軒で使えば5,000円なり、その通信費的なものはもちろん個人が負担するという考え方で、僕はこれ質問するわけだったんですけども、書くところがなかったのでそのことは言いません。だから、そういう意味では、その分は僕も考えていますし、自分がそれだけ恩恵くるんだから、それは1,000円がいいのか500円がいいのかそれは分かりませんが。ですから、この分に関してちょっとどうでしょう。やはり町民はそういうことを予想して、あの人たちが後で無線W i - F i で1,000円ぐらいで使っていることに嫉妬するのでしょうか。その辺の考え、どう思われますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

まだそういった調査等しておりませんので、ここでお答えすることはできません。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 そうですね。何を言いたいかという、こういうことなんですね。これすごく大切なことだと思うんです。

公共Wi-Fiを、5キロ、4キロぐらいの自治体だと、そんなに簡単にできちゃいますね。そういうコンパクトな自治体はできますけど、本町はめちゃめちゃ広いし、今言った100以上の行政区につけるなんていうのは不可能な話だから、これは無理な話。ただ、私が言っているのは、皆さんが、執行部でも言った、物理的に可能でしょうということは可能ですよね。みなさん、光入れている人は分かりますでしょう。Wi-Fi可能な部分、8軒、6軒、自分もWi-Fiのモデムが1個あるけど、ほかから五、六軒出てきますもんね。五、六軒、十軒ぐらい出てきます。あれって結局つながりますよね、入れれば。それぐらい今は携帯のWi-Fiを入れている人はもう必需品なんです。

ここで引用したかったのはこうなんです。町のホームページ見ると、いろいろ、例えば、QRコードで町税が納められますよなんてキャンペーンもしていますよね。今年からできますとか、QRコードを読むだけで決済できますよ、スマホのぜひ利用しましょうねというのと。あと、皆さんよくご存じでしょう。ステイホームドクター事業、オンライン医療相談事業ができますよ。つまり、在宅しながら、先生の、テレビ電話で、顔を読みながら、今日はいい顔しているねとか顔色もいいねという形で、行けない人はそこで、自宅在宅で往診をしていただけるなんていうのは、もちろん皆さん認識していますよ。ただ、その部分だけでもやはり、どうしても弱者である高齢者は、Wi-Fi入れて、年金暮らしの人たちがWi-Fi入れるなんて不可能なんですよね。今言った僕の無線Wi-Fiの中でいえば、そのいろいろありますよ。1軒しかいないところどうするんだという場合、1軒のところには1台やってあげたっていいだろうし、僕が言ったように、5軒で共有するか3軒で共有するかのそのバランスは、もちろんいろいろ考えられますけども、そういう意味では、町が進めるこのLINEによる便利さ、QRコードによる、今言った決済も含めて、あと、LINEによって友達と話すのに、あるいは調べるのに、通常のあの携帯の中のデータ量では、本当にお金が幾らあっても足りないですけども、Wi-Fi状態だったらその分はそこで使えますので。だから、そういう部分に関してはどうでしょう。今言った医療に関して、あるいは、先ほど言いました学校の中での、それぞれの価値があるので、自宅の部分にWi-Fi環境で勉強する、だから家族に委ねるという言葉をちょっと使ったと思うんですけども、そういう人たちは別に要らないですよ。それは求めていない人。ただ、それによって勉強する人がいらっしゃる、子供たちがチャンスがあって、それで電子教科書も開けて一人で学んで、学校に行くのはつらいけど、それで実はある單元なんか学んじゃうような電子教科書ができています。だからそういう意味で言うと、それも大切だから、各分野でそのWi-Fi環境というのは、教育含めて医療も含めて町のサービスも含

めて、あるいは町のLINEってそうでしょう。町でつくっているLINEの中に、今回は何とかコンサートあります、ワクチン接種が始まりましたとかってというのは、LINEでどんどん発信しているのは、ペーパーレスを向かう行政の中の一番目的で今実施しているわけですから、そのためにも、ぜひ、このWi-Fi環境の充実について、少し一歩進むのはどうでしょう。もう少し進むのはどうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私もお答え申し上げます。

私も通信環境の整備はあまりよく分かりません。議員がおっしゃられている中身もよく分かりません。どこか先進事例等でうまくいっているケースはありませんか。教えてください。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 実は、メモしたのを忘れたんだけど、すぐ出てきます、ぽんと。自治体では、公共Wi-Fiのほうに、完了したのかどうか分かりませんが、やはり今言ったとおりで、情報格差、つまり光モデムを持っている人、持っていない人によって、Wi-Fiを自由に使いながら携帯で情報収集できない人たちと、そのあれをなくすためにやっているところがあります。県内にも1か所、ごめんなさい、ペーパー忘れましたけど、これはすぐ出てきます、検索すれば。

そういう意味では、ただ、うちの自治体で難しいのは、やはり広大だということですね。だから、例えばこの町だけ公共Wi-Fiだなんて無理なわけだから、今言った、僕のWi-Fiというのは多分、実際自分たちが身に考えれば、モデムを使うことが誰々さん宅に置くということですから、今、町長が分からないというのはちょっと全然分からないように聞こえちゃったもんだから、すごく残念なんだけど。無線Wi-Fiをそこに置けば、近所50メートル範囲使えますよね。だからそういう意味では、その人たちが1台多く、もっと具体的に言わせれば、そこにたまたま置きました、ある地区に。そうするとそこにある近所、50メートル四方だと、地区の中で五、六台あれば多分、ほかのWi-Fiの人を無視してでもカバーできるエリアもあります。そしてその中で、それを例えば経費の分で通信料、8,000円ではなくて、1,000円か500円で使い放題。

もう一つ言わせてもらおうと、携帯って朝から晩までやっていませんよね。8,000円僕も払っているけど、多分20分か30分ぐらいしかWi-Fi使っていないですよ。これってコスパではないと僕は思っています。本当に、実質その情報量を得たこと考えれば、僕の知人もロサンゼルスと二、三日おきにしゃべっていますけど、それはWi-Fi環境があるから気

兼ねなく、2時か3時で、向こうは11時、12時の夜中ですけど、寝る前にこっちにいるお母さんの顔を見ながら、元気なんだねとかって世間話していますよ。これってもう昔だったら考えられない話だけど、そういうふうな人たちはWi-Fi環境があるからできているけど。

そういう意味では、使い勝手はいろいろあるという意味で、先ほどの診療往診、在宅のもできますので、そういう意味で言っているのです、決して夢事でもなく、割と現実味がある、公共Wi-Fiって何億も使うよりは、はるかに現実じゃないかと私は思っています。そういう考え方です。まだ町長理解できませんか。

○山内 政議長 13番、湯田哲議員に申し上げます、議長から。

質問を絞って、答弁ができるように質問をしてください。大丈夫ですか。

○13番 湯田 哲議員 はい。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えいたします。

デジタル化全般の話かというふうに思いますけれども、デジタル化につきましては、町としても推進しておりますし、国としても、地球規模で進んでいる話でもございますので。そういった中で、先ほど議員おっしゃられましたQRコード決済であるとかオンライン医療、そういった携帯の単なる通話だけではなくて、税であったり医療だったり多岐にわたる方面で利用が便利になっていくというようなことでございますので、そういった利用環境の充実というのは必要であるというふうに考えております。

一方で、広大な面積も本町は有しておりますし、そういった先進的な事例というものを、今後、調査研究をしていきたいなというふうに思います。その上で、公平性であるとか財政負担というところの視点というのが必要になってくると思いますので、そういった観点も併せながら調査研究をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 脱線しているつもりはないんですけども、確かにちょっといろんなことを言い過ぎましたけども、今、副町長言われたとおり、方向性は皆さん一つの方角に向いているのは分かりますけど、その実現に向けて何ができるかと言ったら、先ほどの予算をつけて国のICT化に対するあれを待ちながら、交付金を待ちながらやるんだったら、こういうもので、二、三年でできる、これは来月でもできる話ですね、僕が言ったのは、無線Wi-Fi、じゃ、うちら5軒で共有しようかの話で、それに多分モデムが七、八千円の無線と、光ケーブルが8,000円ですから、その分でいえば、8,000円で二、三軒やれば、割り算ができるんですけ

どね。そういう意味では、ある意味、いろんな手段を模索するのはいいんじゃないか。今できる範囲はやってもいいんじゃないかと、僕は最短でこれを言ったつもりなので、夢事を言っているとは思ってはいないので、ぜひその辺はご理解いただきたい。

実は、これに関して、ちゃんと おかしいけど、それでちょっとメリットやりました。つまり、自治体の政策で、公共W i - F i 環境がある地域とない地域とのそのデメリットと、ない地方との分、これは予想どおりに答えなんだけど、ちょっと読ませてください。メリットですね、つまりある、それが整備されている自治体のメリットですね。

アクセスの平等性、全ての市民、全ての町民が無料または低コストで高速インターネットにアクセスでき、デジタル格差が軽減される。デジタル格差というのは、先ほど言いましたね。ある家庭の人たちは電子教科書を開きながら、ない人たちは電子教科書を持っていけないし、開くこともできないですね。これは子供たちの教育格差にももちろんなるはずです。

2、観光業も不足し、観光客は無線W i - F i を利用しやすくなり、観光業が活性化し、地域経済に貢献するともあります。3番目が、教育と雇用というのがあります。学生や仕事を探している人々が、学習や求人情報をオンラインでアクセスしやすくなり、地域の教育と雇用に寄与するというふうになっています。

ないところはどうなんだという、先ほどの逆であって、インターネットのアクセスが制限され、デジタル格差が広がる可能性がある。つまり、今既に広がっています。ある人は便利、ない人は不便にしていますよ。経済的影響、これは先ほどの逆です。観光業や地域経済のプラスの影響が制限される可能性がある。つまり、ここW i - F i 使えないのか、今、道の駅もスキー場も無料W i - F i で、町の予算で大きくやっています。これは観光客がいたとき、ここはW i - F i が使えるんだとか、駅もそうですよね、使えますよね。

だから、そういう意味では、やってるんだけど、全域でやるのはもちろん無理だと思うんですよね。教育でのマイナスというのは、学習や仕事にアクセスする障害が生じ、地域の教育や雇用に悪影響を及ぼすというのが出ていました。

そういう意味では、この方向自体は、一足飛びに、本当ならば1日も早くやるものだと僕は思っていますので、それは社会全体が徐々に向かっていますじゃなくて、明日にでも便利に、明日でも自分の娘さんにテレビ電話でしゃべったり、じゃ、いつもだったら90歳も過ぎた人が、高齢者が娘に会うこともできないわけだから、顔を見ながらしゃべれるというのは、僕はすごく大きなメリットで、その知人の方なんかは、本当、 で見ていると、娘さんが眠い目をこすりながら、あっちは夜中なんですけども、お母さんの顔を見ながら、うれしそうにしゃべ

っている姿を見ているとですね、これは別にここの部分と東京だったり、埼玉にいる娘さんとかちのお母さんとしゃべったり、お父さんとしゃべったりできるわけだから、この分では、このWi-Fiの環境整備はとても大きなプラス影響なんですけど、どう思いますでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 うちの副町長が答弁したように、デジタル化の推進は行政需要の中で、今後ますます増えてくると思います。それに対して、費用対効果も含めて、町がどう対応するのかは、今後、検討課題だというふうに思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 そうですね。1日も早く、ぜひそういう環境に、副町長言われたとおり、町長言われたとおり、方向性は皆さん一緒です。そういう意味では、それがもたらす情報格差なくなったり、その便利さ、ぜひその辺を味わえる、全町民が平等にアクセスできるような町を実現してほしいなと思います。

質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

再開は午後2時55分とします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時55分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 渡部 裕太 議員

○山内 政議長 6番、渡部裕太君の登壇を許します。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 議席番号6番、渡部裕太です。本日、最後の一般質問となります。

通告に従い、これから一般質問を行います。私からの質問は、大きく3点です。

1つ目として、運動施設の整備で、より利用しやすい環境を。

本町の運動施設は、スポ少の活動や合宿利用など、町の代表として活動している市町村対抗野球、ソフトボール、福島駅伝と、多くの利用があります。そこで、以下、質問をいたします。

①遊休化した町所有の施設、例えば檜沢中学校グラウンドなどの環境整備を、今後町が行っていく考えは。

②町としてスポーツ合宿の誘致に力を入れ、チームビルディングツーリズムのような試みも動き出しています。このような流れの中で、各施設の管理を行っている機関との連携を深め、町民が利用しやすいのはもちろんのこと、観光産業としても今後力を入れていく分野であると思うが、町長の考えは。

次に、大きな2点目として、町が行う支援事業の見直しの強化を。以下、質問いたします。

①危険空き家等除却事業補助金の利用者数の推移と、申請者の内訳（町内、町外、相続人など）は。

②支援事業全般において、当年度の事業の実績、利用者の反応などを、次年度以降の内容へ反映させる取組は、どのように行われているか。

最後、3点目は、災害時における被害拡大の未然防止を。

昨今、全国的に大雨による家屋等の浸水被害が多発し、深刻な問題となっています。身近なところにおいても、つい先日、浜通り地域で甚大な被害が出ており、本町においても、8月中旬、南郷観測所において、観測史上最大の降水量を記録し、住宅への浸水、農作物への被害も確認されております。そこで、以下、質問いたします。

①山間部などにおいて、人が住んでいながら携帯の電波が届かない地域において、火災発生時などに位置を正確に特定できないことがあります。このような地域の解消に向けて、町として取組を行っていく考えは。

②現在、本町では阿賀川氾濫による外水被害を想定したハザードマップは作成されていますが、内水被害を想定してものは作成されていません。今後の災害に備え、町民に聞き取り調査などを行い作成していく考えは。

以上、壇上での質問は終わらせていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 6番、渡部裕太議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、運動施設の整備で、より利用しやすい環境をに関する1点目、遊休化した町有の施

設、グラウンドなどの環境整備を行っていく考えはとのおただしがありました。

現在、廃校となった小・中学校の体育館、グラウンド等におきましては、各種団体等へ維持管理を委託しており、グラウンドの整備や利用受付等の業務に当たっていただいております。

環境整備につきましては、最低限の整備は維持しておりますが、行政財産としての目的が定まっているのではないことから、新たな環境整備としての投資は、その必要性も含め、慎重な対応が必要になっているところでございます。

次に2点目、各施設の管理を行っている機関との連携を深め、町民が利用しやすいのはもちろんのこと、観光産業としても力を入れていく分野であると思うが、町の考えはとのおただしでございますが、合宿誘致につきましては、合宿誘致促進事業として、株式会社みなみあいづに委託しており、昨年度の実績で、受入団体が43団体、延べ受入者数であります4,753人となっております。今年度においては、8月末現在の数値であります41団体、4,780人の実績となっております、コロナ禍の前の受入数に戻りつつあるところであります。

こうした中で、利用する団体が増加することによって、受入れが集中する時期においては運動施設を予約できない状況となっており、中には、町外の施設を予約し、バス送迎をしている事例もあると伺っております。さらなる増加傾向が続けば、運動施設の予約が困難となり、町内のスポーツ団体等へも影響が及んでくるものと危惧してるところであります。

今後は、町有施設を管理している関係者との連携を強化し、各施設の設備面、機能面などの情報共有を図って、利用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町が行う支援事業の見直し強化に関する1点目、空き家等除却補助事業利用者数の推移と申請者の内訳はとのおただしでございます。

過去5年間の実績で、申請者の町内外の別、合計の順にご説明申し上げます。

まず、平成30年度、町内2件、町外1件、合計3件。

令和元年度、町内3件、町外2件、合計5件。

令和2年度、町内10件、町外3件、合計13件。

令和3年度、町内7件、町外4件、合計11件。

令和4年度、町内5件、町外9件、合計14件という数字でございます。

いずれの申請も、危険空き家の所有者や親族の方ですが、令和3年度においては、当事者の同意を得るなどの手続を経て、行政区が申請者になった事例もありました。

次に2点目、支援事業全般において、当年度の事業の実績、利用者の反応など、次年度以降

の内容へ反映させる取組はどのように行っているかとのおたがしでございすが、町民の求める声を可能な限り予算に反映できるよう、各担当課において、アンケートや要望調査などを実施し、予算編成の中で支援の効果等を検証するとともに、過年度の交付実績などを考慮した上で、予算へ反映させているところでありす。

次に、災害に関するご質問をいただきました。議員がご紹介ありましたように、過日の台風の影響で、福島県、茨城県、千葉県の沿岸部では甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方、そして被災された方に心からお見舞いを申し上げたいと思ひます。

災害時における被害拡大の未然防止をに関する1点目、火災発生時などに位置を正確に特定できる地域の解消に向けて、町としての取組を行っていく考えはとのおたがしでございすが、火災発生等における通報は、現在、南会津地方広域市町村圏組合消防本部の消防指令システムで対応してあります。

このシステムでは、通報受信時にGPS衛星等を利用して、特定した場所を各町村に通報してありますが、正確な位置を特定できない場合は、参考となるおおよその位置を各町村に通知し、本部員が現地付近に到着後、火災現場を特定していると伺ってあります。

今後、消防指令システムの更新計画もあると伺ってありますので、その際には、南会津地方広域市町村圏組合の構成団体として、最良のシステムに更新できるよう支援をしてまいりたいと考えてあります。

また、町といたしましても、携帯電話通話エリアであれば、通報者等の正確な位置が特定できることから、13番議員に答弁させていただきましたが、通話エリアの拡大に向けて関係機関に要望を行ってまいりたいと考えてありますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

次に2点目、今後の災害に備え、町民に対し聞き取りなどを行って、内水害を想定したハザードマップを作成していく考えはあるかとのおたがしでございすが、近年、豪雨をはじめとした異常気象により、全国的に被害が発生しているところでありす。8月18日には、南郷地域において記録的短時間大雨情報が発表されるなど、どこでも起こり得るものとして、備えの重要性を再認識しているところでありす。

町といたしましては、内水被害を想定したハザードマップを新たに作成するのではなく、外水被害を想定したハザードマップ更新時に、地区の危険箇所を熟知している消防団をはじめ、町民から集めた内水被害に関する過去の被災実績等をまとめたハザードマップの整備を行うなど対応していききたいと、このように考えているところでありす。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさ

せますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 まず、大きな1つ目から再質問させていただきます。

①、②、ちょっと関連事項ですので、併せての再質問とさせていただきます。

まず、答弁のほうにありましたように、合宿に関しては5,000人近く利用者があるということで、かなり需要がある事業であるなどは感じております。

今回、遊休化した施設の整備ということでご質問をいたしました。その背景としまして、実際に今、ソフトボール場、ちょっと個別具体的に述べさせていただきますが、ソフトボール場、3コートあるうちの1つのコートが使用できない状況にあります。まず、その実態について、役場のほうで把握している情報のほうをお伝えいただければと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えをいたします。

びわのかげ公園のことを言っておられるかなと思うんですが、こちらの河川敷の運動公園のところに、ソフト場が3面、川上のほうからA、B、Cとございます。そのAコートの堤防の上に民間のアパートが建ちまして、こちらがファールボールを打ったときに、そこに止めてある車ですとかアパートの壁にぶつかったりするおそれがあるんじゃないかということで、ソフトボール協会のほうも含めて、使用をちょっとちゅうちょしているような状況であるということは何っています。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、報告いただいた内容に関して、管理者のほうからこうしてほしいですとか、そういった要望のほうは上がっているのでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 管理者のほうも危惧をしております。具体的には南会津町振興公社でございますが、使用については危惧をしております。それと別に、町のスポーツ協会、スポーツ少年団、あとはソフトボール協会のほうから要望書という形で、ネットを設置できないかといった要望もあっております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 実際に要望があることは私も存じておりまして、実際、使えない状況にあるということに関しての、今回、遊休化している施設、檜沢中学校グラウンドというところで、整備、振興公社のほうでしている状況だということ、答弁のほうにもありましたが、

実際にソフトボールに関しては、スポーツ少年団と市町村ソフトボールと、結構、大会等も重なって、練習日の確保が難しいなんて話も聞かれております。現在使えなくなっているコートが使えるようになれば一番いいのかと思うんですが、その対策が遅れる、そういったことになることも考慮して、ほかの使える地域をある程度、今回でいうと、近いところで檜沢中学校グラウンドの整備というような形で提言のほうをさせていただきました。

そこに関して、どこまでの整備を求めるかというのも、結局は利用者のほうで、どこまでやってほしいとかそういった要望を聞いていく中身になるかと思うんですが、今後、そういった具体的に、管理されている振興公社のほうと実際に利用される方々たちとの話合い、そういったものというのは、今後やる予定とかそういったものはございますでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えいたします。

檜沢中学校のグラウンドの管理については、たしかひのきスポーツクラブのほうで委託を受けて、指定管理を受けて管理をしております。びわのかげについては、先ほど申しあげましたように南会津振興公社ということで、管理を指定管理で受けております。

そういった中の調整につきましては、今のところ、施設の予約を受けた時点で、その受けたところが調整に当たっているというところがございます。例えば、ソフトボールには限りませんが、野球場で、一つしかないので、バッティングした場合どうするかと言ったときに、昨年と、今、南会津高校になりますけども、田島高校のほうのグラウンドをお借りしたり、下郷まで足を伸ばしてお借りしたりということで、それぞれ調整はしているところでございます。

以上でございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解いたしました。実際に利用したい人がいるのに利用できない状況だというのが、一番避けたい状況ではありますので、これだけスポーツ合宿のほうの誘致も成功しているといった中で、利用できる施設のあるものに関して整備を、ある程度利用者、そして管理者のほうと意見交換等をしながら進めていっていただきたいと思っております。

次に、2点目のほうの再質問に移らせていただきます。

危険空き家等の除却事業補助金ということで、利用者の推移ということで、30年のほうは3件と、令和元年で5件と、そこから徐々に10件以上の利用があったという答弁がありまして、実際に、町内、町外それぞれ分布的には半々であったり、その都度違うような状況だというような中身もお聞きしました。

そういった中で、除却するような状況になるほどの危険空き家であるということが、まず前提の状態の事業になるかと思うんですが、町のほうで行った空き家の調査のほうで、南会津町に合計761件の空き家があるというような情報をいただいております。そのうち危険空き家として解体、除却したほうがいだろうという空き家が98件、割合として、761件に対して100件近くあるので、危険空き家結構多いんだなというイメージを受けております。

除却に関してなんですが、除却した後、もちろん更地になるわけですが、そういった更地になった状態、そこの壊した後に関して、町としては、申請者の方にその後の利用方法ですとか活用方法、そのあたりの聞き取りですとかその後のサポートみたいなことは行っているでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

除却後の更地になった分のサポート、支援等は行っておりませんが、その後、除却後の土地を、町内巡回している中で確認しますと、売買されて新しい建物が建てられたりというような状況は確認されております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解いたしました。

今回、この事業については、予算のほうが進めば予算上限に達してしまったということで締め切られている状況になっております。それだけ利用者の希望が、令和3年度、4年度、今年に関しても結構あったというような状況の中で、利用者、希望者が多い、そういった事業に対して、今後、予算のほうを増やしていく、そういったような考えはあるでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

毎年、20件近い方の相談を受け付けております。その方に対しまして、来年除却するかしないかというような希望を取って、また、事業者においても解体が可能なかどうかということもありますので、この空き家除却のための仕事だけではなくて、民間の仕事だったり公の仕事だったりというような部分もあったりして、年間どのぐらいの件数が除却できるのかというようなことを意見交換したり、調査かけて予算を要求しているところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 解体を実際に行う業者が町内の業者に限られているという点で、もちろん今答弁にありましたように、仕事量にももちろん上限が、業者側でもあるということは理解

できます。そういった中でも、実際に利用したい方が多いという事業に関して、今後、企業との話し合い、そういったものを進めて、少しでも早めに、もともとの事業景観づくりの推進ということでやっておりますので、解体するのが早く進めば、町のほうの景観を整えるということにもなりますので、ぜひそのあたり、これからも協議のほうを進めていっていただきたいと思っております。

ただ、今回の空き家調査において、危険でない空き家の数が圧倒的に多い、そういった状況において、危険空き家解体するまでにならないうちに、ある程度対策を取れないか、そういったことが大事になってくるのかなとは思っています。そういったところで、町のほうとしては空き家バンク、そちらのほうに登録を進めてやっている状況であるかとは思いますが、実際の空き家の数に対して、空き家バンクの登録者数も圧倒的に少ない状況であると感じてはいます。ある意味、登録のハードルが少し高かったり、そういった部分があるのかもしれないですが、そこに関して内部のほうで協議して少しやり方を変えていく、そういった試みはなされているでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

空き家バンクへの登録などと、そのほかに管理不全にならないような働きかけを、空き家所有者に対してチラシ、パンフレットを作って周知しているところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 空き家バンクに載せることに対しての、申請者、もちろん建物所有者、もしくは相続人とかそういった形になるかと思うんですが、そういった方々から空き家バンクに登録するのが、手続ですね、ちょっと手間だとか、そういった話は聞かれないでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

特にそのような話は聞いておりませんが、ただ、例えば手間になるというようなことであれば、想定ですが、空き家バンクに登録する際は保存登記をしていただくことを条件としております。なので、保存登記がされていないものにつきましては、登記をされてから空き家バンクへ登録ということになりますので、その辺がちょっと手間になっているのかなというふうな感じはします。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 空き家バンク制度も、ほかの市町村も結構やっているところは多いで

すが、実際に利用のしやすさというのが、登録の仕方が、もちろん町でやっていることですので、保存登記ですとかそういった法律関係、どうしても縛りが出てくることは分かります。ただ、その登録、制限がある中でも、結局利活用の面を考えると、多く登録してもらってというほうが、町としても今後運用がしやすいのかなと思うんですが、登録の仕方についても、今後私のほうからもいろいろ提言できればと思うんですが、町のほうとしても利用しやすい形の登録の方法、そういったものを探っていただきたいと思います。

それでは、次、最後ですね、3番のほうの再質問に移らせていただきます。

まず、山間部などにおける災害発生時、位置を正確に特定できないといったことについての再質問になります。

町長答弁のほうから、消防関係のシステムは広域さんのほうでやられていくということで、設備、その都度、最新のものを取り入れて、そういった不具合のほうないようにしていくというふうなお話がありましたが、実際に私も消防団として火災の現場伺った際に、位置情報はもちろんGPSで、アプリのほうで来るんですが、実際伺った際に、最初に来ていた位置情報とやっぱり多少の違い、先ほど説明にもありましたが多少の違いは出るので、近くの、最低限そこまで違いはないところに一応位置情報が送られるというような中身でしたが、実際、携帯の電波がないとアプリ自体も開けない、そういう状態もあります。実際に現場に行った際に、携帯の電波が入らないのでアプリ自体がもう機能していない、そういったような状況があります。

先ほど別の議員の方も説明されましたが、電波の通らない区間について、町としても携帯キャリアのほうにいろいろ要望を出してというふうなところもお伺いしましたので、ただ、町として、そういった電波も通じない区間、人家がある、もしくは人が集まるような建物があるといったようなところで、実際に電波が通じない区間は幾つあるとか、そういったものの把握はされているでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

携帯電話が3キャリアともつながらないというような地域はありません。ただ、1社が繋がらないとか、どこどこの会社の電波は通じないというような地域は確認しております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解いたしました。

どのキャリアも使えないところというのはないということで、実際には、1社でも使えれば最低限の確保はできる可能性はもちろんあるんですが、そのキャリアを使っている方に関し

ては、結局は電波が通じないということですので、ほかの、それは町からの要請というか、各携帯電話会社さんのほうの考えのところもあるかもしれませんが、電波不通区間のほうを、町としても解消するほうに向けて提言をしていくということでしたので、その点は承知いたしました。

そして、②のほうなんです、今回、一番力を入れて提言したいなと思っている中身でございます。

実際に町なかのほうでも、コンクリートで舗装され、アスファルトとかで舗装されている地域区間については、こういった内水の被害が、田島町うちでも結構聞かれます。大雨が降った際に、排水路もちろんあるんですが、排水が間に合わない。そういったことによって、側溝からあふれて自宅のほうに浸水しそうだというような状況が過去に何度かあった、そういう話も聞いております。

ハザードマップについて、内水のことを新たに作るということではなくて、阿賀川氾濫の外水のハザードマップに、更新の際に付け加えてというようなご答弁いただきましたが、実際に今回のいわきの被害においては、河川の氾濫に対して避難所が設けられておまして、今回、河川の氾濫ではなくて、内水の氾濫によってその避難所が浸水してしまった、そういう事例がありました。そういったことも含めて、外水氾濫のときに避難所になっていたところも、内水に関しては避難所の見直し、そういったものが必要になってくるかと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 答えします。

今ほど議員からのおただしのおり、内水被害ということですね、ハザードマップにつきましては、集中豪雨等により道路の側溝や水路で排水し切れなくなった雨水があふれ出すことによって発生する浸水被害のほうを想定したものになります。

現在の内水被害の想定につきましては、今後、地元消防団や住民から、過去にあった被害状況を聞き取り、また、関係機関と協議を行って、その辺を調整しながら作成をしたいということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からは、避難所の見直しというような話がありましたので、その点についてお話をしたいと思います。

やっぱり近年、我々が思ってもいないような事態がそちこちで出ているということで、やは

り常に自分事として捉える必要があると思います。今回のいわきのところも、避難所自体が浸水したという非常にショッキングなニュースが入ってきましたけれども、我々の町でも同様な危険性があるのか、それらについては、今後調査をして、避難所の指定の見直しというようなところも考えていかなくちゃいけない、そのように思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 自然災害ですので、いつ起きるそういったものが分からない状況ですので、事前の備えというのがかなり重要になってくると思います。そういったところ含めて、早め早めの対策、そういったものが必要になってくるということで、実際にそういったような地域に住んでいる方々からの心配の声が上がっていますので、町としても早めに動いて、調査をして、実際こういうところは危険ですよと、あと、避難所の見直し含めて、町民の方が安心して暮らせる町というふうなものを目指して、力を入れていってもらうことを強く要望していきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

やはり最近の气象台から発表される線状降水帯、かなり精度が高くて、やっぱり非常に大きな災害が出るという予報があらかじめ発せられます。そのとおりになっております。ですから、我々のほうとしても、气象台から出される情報だったり、それから、県の土木部のほうから寄せられる河川の情報だったり、そういったものをしっかり事前に把握をして、予想をして、避難情報については早めに発するというようなところを、今後、一層やっぱり努めなくちゃいけないと、このように思っておりますので、住民の安全・安心を守るためにしっかりその責務を果たしてまいりたいと、このように思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今ほど町長のほうからいただいた言葉、そのとおりにやっていただきたいと、本当に切実な町民からの意見も出ておりますので、そのあたりは、ぜひ、強く要望いたしたいと思います。

私のほうからは、以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○山内 政議長 ここで、議長より、6番、渡部裕太君に申し上げます。

議長が要望することではありませんので、今後、一般質問のときにご留意を願いたいと思います。

以上で、6番、渡部裕太君の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日は、これにて散会します。

明14日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

令和5年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和5年9月14日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

- 3番 湯田 剛正 議員
- 2番 芳賀 正義 議員
- 1番 酒井 幸司 議員
- 9番 湯田 芳博 議員
- 15番 渡部 訓正 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 酒井 幸司 議員 | 2番 芳賀 正義 議員 |
| 3番 湯田 剛正 議員 | 4番 星 和孝 議員 |
| 5番 古川 晃 議員 | 6番 渡部 裕太 議員 |
| 7番 森 秀一 議員 | 8番 川島 進 議員 |
| 9番 湯田 芳博 議員 | 10番 室井 英雄 議員 |
| 11番 丸山 陽子 議員 | 12番 楠 正次 議員 |
| 13番 湯田 哲 議員 | 14番 高野 精一 議員 |
| 15番 渡部 訓正 議員 | 16番 山内 政 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡部 正義 町長 佐藤 一範 副町長
星 英雄 教育長 月田 啓 総務課長

星	良	栄	総合政策課長	鈴木	秀	和	税務課長
星	貴	夫	住民生活課長	湯田	賢	史	健康福祉課長
橘		昭	農林課長	渡部	秀	介	商工観光課長
室井	利	和	建設課長	遠藤	知	樹	環境水道課長
渡部	さ	つき	会計室長	菅家	康	夫	農業委員会 事務局長
阿久津	勝	英	学校教育課長	廣野	友	一郎	生涯学習課長
渡部	浩	明	館岩総合支所長	馬場		誠	伊南総合支所長
平野	芳	和	南郷総合支所長				

事務局職員出席者

星	博	文	事務局長	星	彰	事務局長補佐
---	---	---	------	---	---	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎発言の訂正について

○山内 政議長 ここで、町長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

昨日、答弁申し上げました内容に誤りがありましたので、この場で訂正をさせていただきたいと思います。

通告順序6番、議席番号6番、渡部裕太議員の質問事項1点目ではありますが、運動施設の整備で、より利用しやすい環境をの2点目、各施設の管理を行っている機関との連携を深め、町民が利用しやすいのはもちろんのこと、観光産業としても力を入れていく分野であると思うが、町長の考えはとのおただしでありました。

この答弁に際し、私が、合宿誘致促進事業として株式会社みなみあいつに委託しておりと申し上げましたが、正しくは、株式会社みなみあいつが事務局をしている南会津農村生活体験推進協議会に委託しておりと答弁するのが正しい中身でございまして、委託先に誤りがありましたので、おわびをして訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山内 政議長 ただいまの町長説明のとおり、ご了承願います。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 湯田 剛正 議員

○山内 政議長 3番、湯田剛正君の登壇を許します。

3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 議員番号3番、湯田剛正です。

通告に従い、壇上から質問させていただきます。

質問事項1、駅前のモニユメントの撤去を。

南会津町・郡の玄関である駅前に、景観に似合わないモニユメントが建っています。町民の方々から、防犯上心配で撤去してほしいとのことですが、撤去はできないか、町長へ。

2、モニユメントを撤去しSLを移動しては。

首都圏と直通で大動脈である会津鉄道・野岩鉄道は、南会津郡・東北の観光に大事な路線であり、この駅にこそふさわしいSLが桜の木とトイレに隠れています。今だからこそ、正面に移動し、子供、鉄道ファン、外国人の多くの方々に見て、触れていただくべきだと思います。

町民のある人は、明治の産業遺産だと言っています。そのSLを大切に後世に残していく責任があると考えております。SLの移動はできないか、町長へ質問いたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議席番号3番、湯田剛正議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、会津田島駅前広場に設置されているモニユメントに関し、景観に合わないことや防犯上の観点から撤去できないかのおただしであります。建設当時の経過を含めましてお答えを申し上げます。

平成2年の出来事ではありますが、会津鉄道の会津田島駅までの電化延長が実現し、同年10月

12日に、電車による浅草駅への直通運転が開始されました。これを契機として、ふるさと創生1億円事業を財源とし、電化開業記念という意味合いを持たせながら駅前広場整備事業に着手し、ご指摘のモニュメントは平成3年度に建設をされております。

現在は、郵便局前の広場が駐車場として開放されておりますが、当時はイベント時にも活用できる広がりのある開放的な場所として、町民や来町者に利用していただいております。

このモニュメントは、上から見ると旧田島町の地図が輪郭をかたどり、その高さは10.12メートル、開業記念の日と合わせたという形で、開業記念日を表してWOODYという愛称が公募により決定されたこと、さらに、田島ロータリークラブから300万円の寄附を受けたとの記録も残っております。

しかしながら、このモニュメントは、建設から31年が経過し、老朽化による塗装の剥がれやコンクリート破片の落下も認められ、議員ご指摘のように、防犯上の面でも撤去してほしいという町民の声があることを加味すれば、安全性を考慮した対応が必要であるというふうに感じます。

また、ふれあい広場でイベントを行う際には、モニュメントが支障物となって使いにくい要因もつくり出しており、特に冬期間の除雪作業時には、障害物となっていることも事実であります。

つきましては、今後、モニュメントの撤去に向けて、寄附を頂いたロータリークラブの皆様をはじめ、当時建設に関わっていただいた方々や観光団体など関係する皆様と協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、SLを正面に移動して、子供、鉄道ファン、外国の多くの方々に見て触れていただくべきと思うがとのおたがしでございますが、会津田島駅前ふれあい広場に展示しているSLは、昭和50年に旧日本国有鉄道から借り受けたものであり、当時は田島小学校の校庭に展示をしておりました。その後、先ほど申し上げました電化開業事業の一環として、会津田島駅前ふれあい広場に移転をさせ、展示をしているものであります。

モニュメントを撤去し、そこへ移動してはとの提案でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、モニュメントにおいては、ふれあい広場を使用したイベント時の実施においても支障を来していることや、仮にSLを移動させた場合に、相当な面積を占有してしまうため、冬場の除雪にも影響を及ぼすことが懸念されますので、SLの移動は慎重に検討すべきものと考えております。

なお、既存の展示場所については、より人目に触れられるよう工夫しながら、SLに誘導で

きるよう対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 町のシンボルらしきモニュメントではございますが、9月10日の民間テレビで南会津町の駅を放映されました。そのときに、モニュメントが入っていない角度から、1秒くらいの映像でしたが、流れております。

現在、モニュメントの中は、歩行者を守るために立てる角材のポールというか、1メートルくらいのあるんですけど、それが物置状態になってモニュメントの中に置かれて、鉄板の蓋も置かれて、物置状態で汚い状態にされている状況です。

そのモニュメントを寄附・寄贈されたロータリークラブの役員の方に聞いてきましたが、現在の役員の方々は、モニュメントに寄附したお金とか寄贈ということも忘れていて、今、役員の方々でございます。

そこで、今後、このモニュメントの撤去、S L等の移動に対して、町民で団体組織をつくったとしたときに、町としてどう対応されてくれますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 撤去に向けた合意形成を住民の方々が自主的におつくりになって、そういった組織ができたときに、町はどのように対応するのかということでございますが、やはり行政側だけじゃなくて、住民の方の意向として総意をまとめていただけるという機会があれば、それは我々としても非常にありがたいと思えますし、その結果を受けて、駅前広場の在り方というのも再検討する余地があるのかなというふうに、このように感じているところであります。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 私は今回、町会議員にさせていただきまして、行動することを目標に当選させていただきましたので、今後そういう組織等を立ち上げて行動したいと思えます。

以上で、私の質問と代えさせていただきます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正議員にお聞きします。

質問は終わりという意味ですか、それとも、もう一回質問されるということですか。

3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 ただいまの質問で質問を終わります。

○山内 政議長 2点目の質問は答弁よろしいですか。

3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 SLに関しては、除雪、あとは場所、それも大変問題にはなっておると思います。でも、いろんな、さっき言いました組織等をつくって、検証して、これも一緒なんですけど、動くように考えていまして、SLはモニュメントの代わりに町のシンボルにしたいと思っております。

町民の方もそう思っていて、そこで、SLに関して、町民の方は、愛宕山から横町の弁天山まで、物語を研究して、今やっている町民の方もいるので、それを駅前からスタートできるように、モニュメントとしてSLを移動したいと思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 SLについて、ちょっとコメントをさせていただきたいと思っております。

古く会津線の歴史を見ますと、昭和9年12月27日に会津田島まで開通、その後、荒海までの開通が昭和22年12月、最終、会津滝ノ原までが昭和28年11月ということで、非常に長い年月をかけて、この地域の鉄道輸送に思い入れがあって、それを実現してきた経過があるというふうに認識しております。

当然、そのときに走っていたのがSLでございまして、町でも、古い旧田島時代ですが、それはやはりSLを保存したほうが良いというようなこともあって、日本国有鉄道から借り受けて町が保存しているという実態でございまして、そのSLの価値については、やっぱり将来とも、ここに非常に重要な鉄路としてSLが走っていたというふうなところは、これは誰もが認める事実でございまして、古くはここから木材の搬送基地として、私も駅前から、マルツウがあって、そこから木材の集積所があって、貨車で出していたというような記憶も残っていますし、私が小さいときにSLで、自分の家を通して会津滝ノ原駅まで行っていたというような記憶もございまして、議員がおっしゃられるSLの思い、それから町民の方のSLの思いは理解をしているところでございまして。その意味で、それを動かして保存するというのと駅前広場の使い勝手というところは、両にらみで考えなくちゃいけないと思っております。

最初に答弁申し上げましたように、今のモニュメントを壊して、その付近にSLを動かすということについては、イベントとか除雪の際に支障になるだろうと私は思っておりますが、町民の皆さんといろいろ相談をして、提案をされるというような動きがあれば、それらを声にして私的には動きたいと思っております。

ただ、モニュメントについては、町民の方から危険性が指摘されているということであれば、

その結論が出る前にでも、やっぱり動き出したほうがいいのかと、このように感じておりますので、先ほど答弁申し上げましたように、ロータリークラブの皆様にも私のほうからも直接お話を聞いたりして、合意形成に努めていきたいと、このように思っているところであります。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 私のほうから、移設費用に関して、参考にちょっと説明させていただきます。

平成3年10月に田島小学校から駅前に移設されたことは、町長が答弁したとおりでございまして、当時の費用に関しましては、実際、資料は今のところ残っておりません。

全国でSLの移設に関するニュースがないか、ネット等で調査をしまして、事例として、北海道にある自治体のSLを移設したという事例がございました。そこは公園敷地内にSLがありまして、そこを200メートルほど移設させたということで、全体的には800万円ほど移設したという事例がございまして、その事例は2017年の事例でございまして、あまり参考にはなりません。SL自体が66トンもある大きな建造物ですので、SLを大型トレーラーに大型クレーン2台を使用して積載しまして、200メートル先の転車台、その公園に転車台を作製しまして、その転車台に移設をする作業でございました。

この場合、移設先が公園ということで、障害物がなかった部分がありますので、そういう部分で考えますと、田島の場合は藤棚があったり、駐車場がございまして、駐車場の舗装の耐久性もすごく心配されますので、なかなかそういう部分での総合的な架設は、相当なお金がかかってしまうのではないかなというふうには考えております。実際、今の値段で換算すれば、1,000万円以上はかかってしまうのかなというところなんです。

ただ、その北海道の自治体でやったのは、一部、1割程度、クラウドファンディングを使って募ったもので、その自治体を実施したということが記事に掲載されておりましたので、先ほども申し上げました、湯田議員が申しました組織をつくって、そういう部分での運動するというのは理解ができるのかなというふうには思っておりますので、そういう部分でのご理解願えればなというふうに思います。

ただやっぱり、今現状として、SLが目につかないところに置いてあるのは事実でございまして、お客様がステーションプラザ、駅から降りて、SLに誘導させるような企画、例えばSLの今展示されているところにバーコードを置いて、そういった、今ネットでいろいろ調べることができますので、例えばそのバーコードを照らして、幾つか周囲、展示場に4つぐらいのバーコードを読み取った場合、例えば時限的なもので、30分以内に駅の売店に持っていけば

10%割引になりますよとか、そういった企画も考えながら、あえて誘導させるような企画もしていければなというふうには考えております。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 これで大体、自分の思っていたことは答弁さしてもらったので、今後動くようにしますので、これで私の質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、3番、湯田剛正君の一般質問を終わります。



◇ 芳賀正義議員

○山内 政議長 次に、2番、芳賀正義君の登壇を許します。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 議席番号2番、芳賀正義、通告書により、ただいまから一般質問を行います。

質問は3点になります。

私は今回も、町民の皆様の心配な声を一般質問してまいります。

質問に入る前に、一部訂正箇所があります。1点目の質問要旨②の中の「会津縦貫南道路沿線連絡協議会」を「会津縦貫南道路沿線振興協議会」に、ご訂正をお願いしたいと思います。

では、1点目、会津縦貫南道路第5工区の工事進捗状況。

平成30年11月の起工式から工事が開始され、当初は10年くらいでの完成が見込まれております。現在の進行状況を見ますと、まだ開通の見通しの計画設定もできない、見通しが立たない状況であります。

国と県が関係する事業ではありますが、町として地域の実情を知っている中で、縦貫道路の開通効果の実現に向けて、早めに強力な支援で完成につなぐことを求めたい。また、関連として、沿線振興協議会の再開と6工区の計画路線を伺いたい。

それでは、質問要旨を説明します。

①縦貫南道路5工区の工事進捗状況と完成予定は。遅れている工事の町の積極的支援を。

②町の「会津縦貫南道路沿線振興協議会」の運営を当分の間休止としている。目的と事業達成のため、各行政区、業界団体、町民の意見交換と意見集約の場として早期再開を求める。

③会津縦貫南道路5工区に続く田島バイパス以降の6工区栃木西部会津南道路の路線計画は

どうか、回答を求めます。

2点目、台風・豪雨災害の対応。

昨日、6番議員から質問もありましたが、最近では今月7日から9日にかけての台風13号の大雨により、浜通りに甚大な被害が発生しました。また、地元では、8月18日の旧南郷・界地区及びその周辺では、短時間豪雨で被害を受けられました。

このところの台風と豪雨、土砂災害から、新たな線状降水帯、竜巻、アウターバンド、外側の雨雲帯ということになります、それに記録的短時間大雨警報など、気候変動下の自然災害が全国に頻繁に発生しています。

そこで、今後の台風を含め、全国の災害事例から、次の事項について改めて伺いたい。

質問要旨①町防災ハザードマップの検討と見直しが必要ではないか（避難場所の適切性と自主避難場所の選定）。次回のマップ配布は。

②防災無線で連絡、指示できない最悪の条件下での連絡網・体制はどうか。

③学校等避難場所の受入れ体制はどうかについて、回答を求めます。

次、3点目、学校の教育方針。

少子化に伴い児童・生徒数と学級数が減少し、学校教育と運営も大変な時代に入っています。最近では、小・中学校全国学力・学習調査が実施されております。南会津のよりよい教育環境と特色ある学校づくりについて、どうなのか。あまりに大きな問題であるために、抽象的な質問となりますが、総合的な教育方針を伺いたい。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 2番、芳賀正義議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、会津縦貫南道路第5工区の工事進捗状況に関する1点目、縦貫南道路第5工区の工事進捗状況と完成予定は、遅れている工事への町の積極的な支援について、おただしをいただきました。

会津縦貫南道路第5工区の進捗状況としては、現在、長野地区において橋梁工事と道路改良工事が進められている状況であり、具体的には、会津鉄道や県道高俣田島線に架かる橋梁の橋台や橋脚工事、また、道路築造工事に係る伐採や表土剥ぎ取り、盛土といった作業などを進めていると伺っているところであります。

建設事務所に確認をいたしました。5工区の完成予定時期について、まだ明確にお示しできない状況であるという内容でありました。

町といたしましても、県が実施する地区に対する事業説明会や用地交渉への協力など、県と連携を図りながら、会津縦貫南道路の早期整備に向けた積極的な支援を行っていきたいと考えております。

次に、2点目、町の会津縦貫南道路沿線振興協議会の運営を当分の間休止としている、目的と事業達成のため、各行政区、業界団体、町民の意見交換と集約の場として早期再開の考えはとのおただしをいただきました。

当協議会は、会津縦貫南道路の整備を契機に、ひと・ものの好循環による持続可能な地域づくりを推進するために、平成29年6月20日に設立し、会津縦貫南道路と栃木西部・会津南道路の課題等の調査研究や要望活動を事業計画に掲げておりました。しかしながら、会津若松市を中心とする会津縦貫道整備促進期成同盟会や日光市と共に進めている栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会、さらには会津総合開発協議会といった推進団体において要望活動が行われており、事業進捗を後押しするしっかりとした組織ができております。

また、おただしのありました協議会の活動が会員の意見交換にとどまっていること、さらに、事務局を担う職員の負担となっていることも加味し、令和4年度をもって当協議会の活動を休止するとしたところであります。

ご指摘のように、高規格道路の整備に関し、地権者との合意形成や地域理解の醸成は、欠くことのできない重要事項と認識しておりますが、ご指摘の件につきましては、県が開催する集落説明会における参加者との意見交換や関係地権者の声をお聞きするなどをして、様々な意見を集約することは可能と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目、会津縦貫南道路5工区に続く田島バイパス以降の6工区、栃木西部・会津南道路の計画路線はとのおただしであります。地域高規格道路整備を進めるためには、候補路線に選定された後、計画路線に位置づけられ、計画路線内における調査区間への指定、さらに整備区間への決定、こういう手順を踏んで事業化されるものであると聞いております。

会津縦貫南道路につきましては、会津若松から南会津町田島地域までの約50キロ区間が計画路線に位置づけられておりますが、田島地域から荒海地域までの6工区については、まだ調査区間の指定がされていない状況であるというふうに伺っております。また、栃木西部・会津南道路については、南会津町荒海地域から日光市まで約60キロの区間が候補路線に選定されておりますが、まだ計画路線には位置づけられていない状況であるというふうに伺っております。

今後、会津縦貫道整備期成同盟会、さらに栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会の要望活動において、会津縦貫南道路計画路線内における6工区の調査区間への指定や栃木西部・会

津南道路の計画路線への位置づけについて、要望活動の中で強く働きかけをしていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、台風・豪雨災害の対応に関する1点目、町防災ハザードマップの避難場所等について、検討と見直しが必要ではないか、次回のマップ配布はとのおたただしでございますが、現在のハザードマップは、町が福島県から一級河川である阿賀川、伊南川の洪水浸水想定区域図を示された際に作成し、その内容を住民の皆様にご周知をさせていただいております。

ハザードマップに記載された、火災などの災害において身を守るための一時的な避難場所や、被災によって自宅での生活が困難になった際に一定期間避難生活をする避難所につきましては、現在、無人の寺社仏閣などが指定されている場所もあるため、各地区の実態を踏まえた見直しが必要であるというふうに考えております。

また、次回のマップ配布に関しましては、現在、福島県で、中小河川における洪水浸水想定区域をまとめていると伺っておりますので、その内容を反映した上で配布時期も決定していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、防災行政無線で連絡、指示ができない最悪の条件下での連絡網・体制はどうかとのおたただしでございますが、防災行政無線でも連絡できない最悪の条件下になりますと、電話回線や光ケーブルをはじめとした有線通信はもちろんのこと、携帯電話等の無線通信も使用できない条件下が想定されます。そのような場合、消防団をはじめとした各地区の防災組織にて、地区内に声をかけていただくなどの体制に頼らざるを得ないと、このように考えているところであります。

次に3点目、学校等避難場所の受入れ体制はどうかとのおたただしでございますが、各地区の集会所につきましては、各地区の区長さんに連絡をさせていただき、各地区において受入れ体制を取っていただいております。それに対し、学校等避難場所の受入れ体制については、教職員等の協力を得て対応することを考えているところであります。

県有施設に関しましては、避難所開設に時間的余裕がある場合は、南会津地方振興局を通し、避難所としての利用を依頼し、緊急の場合は、年度初めに交換しております緊急連絡先に町から直接依頼するなどして対応していきたいと、このように考えているところであります。

避難所開設につきましては、状況にもよりますが、まず各地域で基幹となる避難所を開設した後、各地区の集積所等について、避難所としての開設を依頼することを考えております。基幹となる避難場所についてでございますが、田島地域については御蔵入交流館、館岩地域が館岩会館、伊南地域が伊南会館、南郷地域は南郷総合センターとしているところであります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私から、学校の教育方針に関してお答えいたします。

町の総合的な教育方針は南会津町教育大綱でありまして、町教育委員会としても、現在これに基づいて、具体的な方針や施策を定め、教育行政を実施しているところでございます。各学校においても、この教育大綱を基に、それぞれの地域特性を生かした特色ある学校経営がなされていると認識しております。

町教育大綱では、教育方針の柱となる理念を次世代の地域を担う人材の育成と定め、その理念の実現に向けて、具体的な方針となる3つの基本目標を掲げております。

1つは、自ら学ぶ人の育成、2つ目は、町を愛し、協働の心を持った思いやりのある人の育成、そして、3つ目は、伝統文化の保存と継承に努め、心豊かな人の育成であります。

現在、町教育委員会においては、この教育大綱に従い、具体的な施策を遂行しておりますが、議員おただしのとおり、急速な少子化などにより、十分な教育環境づくりが難しくなっております。これらの課題解決におきましても、この教育大綱に基づいた対応に心がけているところでございます。

また、課題解決ばかりでなく、積極的にふるさと教育を推進するなど、日頃より教育大綱を重視した教育活動を行うことで、新たな課題の発生を抑えることも期待できると考えております。

町教育大綱は、教育行政の目標だけでなく、町民の皆様お一人お一人の方針でもあります。とりわけ子供の教育には、地域の皆様の力が不可欠ですので、町民の皆様におかれましても、この教育大綱に基づき、子供たちの育成にお力添えをいただければ幸いと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、再質問します。

1点目なのですが、縦貫道路の関係であります。

私も田部原地区として、相談を受けたりしておりますが、どうも県だけが動いて町が動かないような状況になっております。早く実現するためにも、ひとつ町の積極的な支援・協力が必

要でないか、いろいろな面ですが、必要ではないかというふうに考えております。

また、町としても、関連する附帯工事が出てくると思います。関連する地域の町道等が出てくると思います。それらの整備が出てくると思いますので、それらに関連して、早い計画と準備が必要ではないかというふうに考えます。この点について、返答をお願いしたいと思います。

あと、②については……

○山内 政議長 2番議員、ちょっとお待ちください。

最初のやつで質問されていますので、その答弁をいただきたいと思います。

執行部のほうで。

建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

まず、今回、会津縦貫南道路ということで、道路の整備につきましては、県と随時協議をしながら進めているところでございます。町のほうも、説明会のほうにも積極的に参加しているような状況でございますし、特に町のほうが参加をしていないという状況ではないということはお理解をいただきたいと思います。

さらに、道路の整備につきましても、今現在進めています盛土区間、さらには、今後出てくるであろう道路の取付け、町道の取付け区間、そういったものにつきましても、県と協議をしながら、道路の整備についても進めてまいりたいと考えてございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから、事業進捗の話についてお話をしたいと思います。

過日、建設業の団体の方からも、南会津町の進捗状況が、会津縦貫南について、ちょっと遅れているんじゃないかというようなご指摘があって、その話を地元の建設事務所、それから土木部の部長さん、そして郡山国道事務所の予算づけをする所長さんにもお話をし、地元の意向としてお伝えをいたしました。

返ってきた答えについては、全体的な国の予算配分の中で、必要なところ、重点的にやらなくちゃいけない道路を今つけているところなので、南会津町には十分な予算投下がされていないというようなことは言えるかもしれませんが、今後、今、下郷町が中心で動いているところであるというふうに認識しております。

それが終わってくれば、当然、南会津町にも事業が入ってくるというふうに思っておりますので、そういった予算の確保に向けた要望活動については、先ほど答弁申し上げました団体の中で、私も首長として、しっかり現場の声を国・県のほうにお伝えをしながら、予算の確保に

向けた努力をしていきたいと、このように思っているところであります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、各縦貫道路に関連する各地区がありますけども、その地区の中での進み具合がどのようになって、その辺がてこずって遅れているとか、そういうのありましたら、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今現在、先ほど町長答弁にありましたように、長野工区の橋台の工事、さらには田部原といえますか、長野の境といえますか、田部原の下になりますかね、そちらの田島の櫃ヶ島地内の盛土区間の工事、こちらの大きな2つの工事でございますが、長野地区内につきましては、若干でございますが、考え方の違いといえますか、そういったものがございまして、ご理解いただけない部分、まだあるかというふうには認識しておりますが、そちらにつきましても、今現在、町と県のほうで併せまして、そうした地権者の方々の協力を得られるような、今現在努力をしているというところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ①については終わりたいと思います。

②の中で、沿線振興協議会、町長から、その存続の関係についての意見がありました。意見交換で終わってしまう、また職員の負担だというような話があったんですが、これは非常に反映するために、いい協議会ではないかと思うんですが、そのように捉えられているのかなというふうにちょっと疑問なんですが、その点いかがですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

この協議会につきましては、皆様の地権者といえますか関係沿線の方々、さらには商工会等、そういった方々の意見を聞くということでは、重要な会議だったかなというふうに感じてございますが、先ほど町長答弁にもありましたように、出てくる協議の内容につきましては、やはり道路の振興という部分から若干外れていると申しますか、そういった部分がございまして、道路の振興に結果的に結びつかないという部分もございましたので、今回休止をさせていただいたというところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからは、職員の業務負担についてお話をさせていただきたいと思

ます。

今現在、町が関わっている道路の期成同盟会は、国道関係で5つ、県道で3つ、高規格道路で2つと合計10団体の取りまとめ、要望があれば要望活動に出向いたり、それから、総会の段取りをしたりというような役割を担っております。こういったところも加味しながら、今議員からは、必要ではないかというようなお話をいただきましたが、今回の振興協議会については、こういった活動の中で十分、町の意向は伝達できているというふうなところから、職員の業務負担の軽減も含めて、今回休止というふうな判断をさせていただいたところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ②については了解いたしました。

それでは、③のバイパスからの6工区の問題であります。これについては、現在の現状を見ますと、鎌倉崎交差点に方向が向かったこと、また、旧南会津病院に向けての丁字路までの間、片側1車線で終わっているというふうなことも含めると、この状況はどういうふうに判断したらいいのか、もうやめるというのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の6工区の区間につきましては、289号線バイパス工事が完成したということで、一部区間については289号線を供用するというので、そこについては完成をしていると。しかしながら、荒海方面に向かっていきます道路につきましては、町長答弁にもありましたように、まだ路線の計画がされていないという状況でございますので、今現在、6工区については、候補路線のままというところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからは、もっと広い視点でのお話をさせていただきたいと思います。

今回、会津縦貫南道路が示されまして、5工区までの計画がおよそできてきていると。6工区以降の取組がまだ明確になっていない、ですから、法線的にも全くないという状態でございます。これらについては、なるべく早く法線を出していただいて、事業の実現化に向けて、我々も力強く要望していかなくちゃいけないと思っています。

やはり、栃木西部・会津南道路、ここと連結をして、今市まで高速交通体系を築くというところが最終目的になっておりますので、両期成同盟会の中で連携を図りながら、それぞれ福島県、栃木県、さらには国に対して、しっかり要望活動しながら、予算づけに向けて動い

ていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

それでは、2番に移ります。

2番の①ですが、阿賀川の想定で、24時間500ミリということでの想定で、ハザードマップがこうにできているわけなんですけど、この中で、地域の災害事例とか注意書きがこういうふうに書かれていて、非常にいい面もあるわけですが、想定している量があれば、その前に各地区集落では被害を受けているということを見なくちゃいけないと思います。

それで、特に最近では、砂防ダムを乗り越えたとか、土石流といいますか材木が、立木がせき止めたとかという災害が非常に多い。それで、大きな災害に移行しているわけなんですけど、そのことで、それらを併せた地区集落のミニハザードマップ等で示して、それを地区集落の自主防災組織の中に生かされた防災活動ができれば、なお適正でないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 答えいたします。

現在のハザードマップにつきましては、現在のところ、阿賀川と伊南川の洪水の浸水想定区域を表したものでございまして、地区ごとのハザードマップのようなものはまだ検討しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 現在の災害を見ますと、集落、各地区の災害が非常に多いんです。それらを大きなマップと併せて並行して示していくというのが、住民の安心・安全につながるということになりますし、自主防災組織の育成ということでもうたっておりますので、また各集落でもそのように動いておりますので、積極的なリーダー的なシッブを取っていただければ、非常にいい体制ができると思いますが、いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 答え申し上げます。

災害時の避難の在り方等々の内容につきましては、やっぱり町だけ、役場だけで全部仕切ることとは不可能であります。ですから、事が起きたときには、やはり集落の皆さんの共助という部分が大変重要でありますし、そういった意味では、自主防災組織の中で、しっかり自分たちの集落の危険な場所、それから発生した場合の一時的な避難の場所等、自主的に作成されてい

る集落があるというふうに向っております。

町としては、そういったものをしっかり今後どんどん広げて、各集落でそういった組織体制ができて、または危険箇所の周知もできているというような姿が望ましいというふうに思っておりますので、今議員から、個別の集落ごとの細かなマップというところは、今後の課題だとは思いますが、それがあれば非常に望ましいなというふうに感じているところであります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それで、情報伝達の中で、停電時の訓練を自家発電で、役場でも実施しているようではありますが、非常に、なぜ想定外ということで、今、想定外ということには言われないということで、対応取れないでは駄目だということで、よく言われております。

その関係で、ちょっと聞きたいのは、現在の情報の受信・発信の関係を聞きたいんですが、気象庁からの受信と発信の体制はどういうふうを受けて、それをどのように住民に伝えているのか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えを申し上げます。

やはり気象台からの情報というのは非常に重要で、正確で入ってきます。過日も災害情報がありまして、町のほうとしては、やはり緊急連絡先の中に、気象台の台長さんと私の間ではホットラインもできておりますし、ホットラインという意味では、郡山の国道事務所、それから阿賀川の河川事務所、建設事務所、山口土木と、それぞれ災害に直通する部署とのホットラインができております。

当然、住民生活課のほうも、防災という意味で、危険な状況があれば事前に情報が入ってくる。全県下であれば、全県下の共通的な情報の中で触れる、または南会津町が特化した、例えば線状降水だとか、そういった危険性がある、危険分布が感じられるというときには、事前に情報入ってきますので、それらをしっかり見て、読み取れて、そこから早めの避難情報の発信というのが非常に重要な役割だというふうに思っておりますし、これについては今後とも、職員の知識の醸成と、そして正確な情報の発信について、今後精査をしていくというような考えでいるところであります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

それでは、③の避難場所について質問したいと思います。

学校では町立・県立の学校があります。また、町立の施設でも、課の違う、所管が違う避難

所があるわけでありますが、その指示、受入れ体制は、なかなか難しいかなというふうに見ているんですが、その辺はどうですか。

また、避難所になりますと、自家発電というのが必要になってきたりしますが、これは移動的でもできるわけなんです、その辺の対応をどう考えているか、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 答えします。

学校等の避難場所の体制ということで質問いただきましたが、まず、町長からも答弁させていただきましたが、避難所の開設に当たりましては、基本的には、まず最初に4地域の基幹となる避難所を開設いたしまして、次に各地区の集会所を開設、その次に学校施設等の開設を計画しております。

ただ、現段階でございますが、学校施設への避難所の開設につきまして、学校長との具体的な協議を行っておりません。今後、学校施設の避難場所開設に当たりまして、マニュアル等の作成いたしまして、協議を進めていきたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 避難所の件については、私ども、非常に危惧している一つでございまして、今年の6月16日に、私と副町長、それから各防災担当集まりまして相談をしました。

私のほうからの懸念としては、避難所の適切な迅速な開設、それが重要なので、行政区の区長さんへの連絡体制、そことの連携、そして学校との連携というものを、再度構築するように指示しているところでございます。

学校との連携の部分については、少し改善の余地があると思っておりますので、早急に話合いを持ちながら、有事の際に迅速な避難所開設につながるように努めてまいりたいと、このように思っています。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、2については了解いたしました。

それでは、3点目の関係であります、これは回答はいただかなくともいいです。

このことについて、教育関係については、医療と交通とともに、いろんな面から最も大切な活動の分野となります。町の将来に係ってきます。学校給食の無料化、スポーツ等を含めて、将来を担う子供のために、独自の南会津町の前向きで独自の教育環境の整備を引き続きお願いをし、私での以上で全ての一般質問を終わります。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 先ほどの芳賀議員の会津縦貫道路の6工区に対しまして、私、候補路線と説明を申し上げましたが、計画路線でございますので、ここで修正をさせていただきたいと思えます。大変失礼しました。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君、了解でよろしいですね。

○2番 芳賀正義議員 はい、了解しました。

以上で全ての一般質問を終わります。

○山内 政議長 議長から、2番、芳賀正義議員に申し上げます。

最後、ここでお願いしますということで締めくくられましたけども、昨日も申し上げましたように、ここをお願いする場所ではございませんので、次回からご留意をいただきたいと思えます。

以上で、2番、芳賀正義君の一般質問を終わります。

1番、洒井幸司議員にお諮りします。

正午まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思えますが、いかがでしょうか。

○1番 洒井幸司議員 お願いします。

○山内 政議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 洒 井 幸 司 議 員

○山内 政議長 次に、1番、洒井幸司君の登壇を許します。

1番、洒井幸司君。

○1番 洒井幸司議員 議席番号1番、洒井幸司、通告に従い一般質問をいたします。

質問は2点です。

1、災害時の備えは。

近年、災害が多発しており、毎年どこかで、観測史上初めてですとか、記録を塗り替えるというようなニュースを災害に対してイメージします。震災直後、防災グッズ等備えについて、私たち個人個人も騒がれましたが、そんな時期、本町でも震災後、ペットボトルの飲料水が用意されていました。何年か過ぎて、知り合いの人が、もうすぐ期限が切れるけど、どうするん

だろうと心配してたことを思い出します。

①これはちょっと前のことなんで、確かなことが分からなければ、およそで構いません。期限が切れた水、その他物資の処分はどうなったか。

②その後の補充はどうなったか。

③町は実際どのような備えをしているのか。

④災害または有事が起きれば、本庁が対策本部となると思いますが、水、食料、電気、燃料等、対策本部としての機能を発揮できる備えはありますか。

⑤備えの中には、災害時の情報収集の手段にラジオ放送の活用があると思います。前々回の議会の質疑で、ラジオ放送の難聴地域の解消に向け、会津地域の町村と連携し、難聴地域の解消に取り組んでいくと町長答えられました。半年たちましたが、その後、進捗状況はどうでしょうか。

2点目、持ち主がいない廃屋、持ち主、その親戚筋も、ほぼいない状態の廃屋があります。地震や積雪により倒壊寸前になって、一部倒壊もしており、台風時期の廃材・部材が周りの住民に飛散するおそれもありまして、その処置、何もなされないまま放っておかれているので、

①そういったものの危険性が高くなったら、町としては危ない部分を排除してくれるのか。

②それを誰が検査して危険性・不安を除いてくれるのか、お答えください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 1番、酒井幸司議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、防災時の備えに関する1点目、期限が切れた水の処分はどうかとのおただしですが、期限が切れた水については廃棄処分を考えておりますが、町で保存しておりましたほとんどの飲料水は、期限が到達する前に、支援物資として被災町村への送付、それから防災訓練時に使用、防災教室の参加者への配布というようなことで、有効利用に努めているところであります。

なお、長期保存用の飲料水については、保存期間は会社によって多少異なりますが、おおむね10年となっているというふうに理解をしております。

2点目、その後の補充はどうかとのおただしですが、備蓄品につきましては、計画的に一定の量を消費し、消費した分を購入するといった一連の流れを繰り返すローリングストックが一般的な方法となっております。町でも、賞味期限を考慮し、毎年一定の量を補充し、災害に備えているところであります。

次に、3点目、町は実際どのような備えをしているかとのおただしではありますが、町の備蓄品につきましては、飲料水ペットボトル、長期保存食を定期的に補充しております。これらのほかに、避難所で使用する簡易テント、段ボールベッド、毛布などを備蓄しているところでもあります。

次に、4点目、本庁において、水、食料、電気、燃料等、対策本部としての機能を発揮できる備えはあるかとのおただしではありますが、一般的に水・電気などのライフラインの復旧や支援物資の到着までには、3日程度かかるというふうに言われているようでもあります。対策本部となる本庁舎には自家発電設備が設置されており、その燃料となる重油は地下タンクに3,000リットル保管されております。これは、停電時に非常用電源に接続された通信機器やパソコン、電話などに対し、約70時間の電力供給を可能とする量となっております。

また、庁舎1階に設置された自動販売機には、災害支援用自動販売機ともなっておりまして、有事の際は自動販売機の飲料水が無償で提供していただけることになっているところでもあります。備蓄品は、飲料水1,600リットル、長期保存食1,600食を御蔵入交流館に保管しております。

なお、町では、株式会社ダイユーエイト、株式会社コメリと災害時における物資供給に関する協定を締結し、有事の際にはそういった用品の供給を受けるといような体制も整っていることから、対策本部としての機能を有しているものというふうに考えております。

次に、5点目、ラジオ放送の難聴地域解消の進捗状況とのおただしではありますが、令和5年度も、南会津郡内の町村で構成される会津総合開発協議会南会津地方部会、こちらの団体の南会津を拓く重点要望事項の中で、ラジオの放送エリア拡大と難聴エリアの解消について、国・県に要望しているところでもあります。引き続き、各町村と連携を図り、国・県への要望活動を通して解消に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、持ち主がいない廃屋に関する1点目、どこまで危険性が高くなったら町としては危ない部分を除去してくれるのか、それから、2つ目の誰が検査して危険性・不安を除いてくれるのかとのおただしに関しましては、関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

町の空き家対策は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて取り組んでおり、この法律の第3条では、空き家等の所有者等の責務として、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」というふうに明記をされております。

町内の空き家については、町が策定した空家等対策計画に基づき、町の担当職員が空き家の

状況を確認しながら、基準に基づいて、危険な空き家であるかどうかを判断しているところがあります。そのまま放置すれば倒壊するおそれがあるなど危険な状態の空き家は、議員おただしのおとおり、周辺環境に対して危険が及ぶ可能性が高いことから、所有者などが本来行うべき義務を果たしていただくために、助言や指導により改善を促しているところでもあります。

それでも改善が進まず、危険空き家の倒壊による通学路に影響がある場合など緊急性が高い場合には、地域の安全性を最優先するために勧告以上の措置に移行するほか、所有者などの同意を得た上で、緊急安全措置により、町が一時的に対策を講じる方法もありますが、その対策に要した費用は所有者などが負担するというのが原則となっております。

また、議員おただしの持ち主がいない、あるいは所有者などの所在を特定できないときは、当該空き家を放置しておくとして著しく公益に反する場合などに限り、法律に基づく代執行により、本来所有者が取るべき対策を町が代わりに行うことができますが、先ほどお答え申し上げました緊急安全措置と同様に、その費用は所有者が負担ということになっております。

いずれにいたしましても、町としては、まずは所有者などに空き家を適正に管理する義務があるということの周知に努めるとともに、その義務と責任の下に必要な対策を講じていただくよう促してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 適切な回答ありがとうございます。

それと、最近の災害が見ていきますと、今回界地区で、スポット的な洪水で被害が出ていますが、大震災的な大きな災害プラス、最近では地区的な災害が発生することが多く、それで、阿賀川と伊南川と2系統、大きな川がありますから、ここにはちょっと明記していなかったんですけど、各、館岩地区、伊南地区、南郷地区、そうすると、逆に各支所が本部になる場合も出てくると思うんですけど、何かあればいいんですけど、地域的にちょっと特色のある備えをしているぞというような、何か備えがあれば聞かせてください。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

先ほど町長のほうの答弁で、飲料水、あとは非常食等の答弁ございましたが、支所では、館岩総合支所ですが、同様の備蓄ということだけでございます。個数でいきますと、非常食で400食、飲料水で120本、ベッドで50個、毛布で50枚、テント52張というようなことでの装備は

しておりますが、問合せの地域独自のというものはございません。

以上です。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南総合支所におきましても、先ほどの館岩支所と同様、備蓄品につきましては、非常食については250食、飲料水については、2リットル入りのペットボトル6本入りのものが8箱ということで48本、簡易式の組立てベッドについては50個、毛布50枚ということで備蓄はされております。そのほか、特別に支所で行っている災害対策等についてはございません。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

南郷地域においても、保存食380食、飲料水が70本、避難所用の段ボールベッド52、毛布140、間仕切りテント50、段ボールのごみ箱が10セットというような分と、あと日赤のほうでも、毛布、バスタオル、災害救援物資の緊急セット6セットというものが常備されてございます。

以上です。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 自分が思っていたより備えがあったので安心しました。

それと、持ち主がいない廃屋について、先週の福島民友に、先週の7日なんですけど、14日からの今日からの審議会で、危険空き家措置可能にという条例を、応急措置が可能になるような条例制度を、室井市長が今日からの会議に発表するというような記事が載っていましたので、どの辺までという詳しいのはこれから出てくると思いますが、南会津町としても、相当な空き家で、傷んでいて危険な空き家というものが数字的に、昨日今日と示していただいているんで、やはり市が率先して、そういった危険を住民から遠ざける、なくすというのは大切だと思うんです。それを条例に変えて提出というのは、南会津町としてはいかななものでしょう。町長さん、お願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 酒井議員が今ご紹介いただきました会津若松市の危険空き家の対応については、私も気になっておりましたので、その情報は入手しております。

基本的に、家屋の所有者、これが個人の財産というのが大原則でありまして、それが家屋の所有者で対策を講じられないときに、会津若松市でも、強風で屋根が吹き飛ばされる空き家に対して、ロープを張るなどの措置が可能とする、市が直接執行するための裏づけとして条例を

整備されたというような形で理解をしております。

町として、この情報をしっかりまだ入手しておりませんので、これが我が町に適用して有効なところなのかどうか、判断に迷うところではありますが、やっぱり現実的に、所有者がいない、もしくは無関心でそのままになっているという建物、廃屋があるのも事実でございますし、それらについて、今後どういうふうに対応するのか。近隣への被害防除という視点で対応が求められているのは、議員ご指摘のとおりだと思います。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 そういった点では、やはりみんながいろいろ案を持ち出して、町民を守る点では、どこの市でも村でも同じだと思うんで、災害は忘れた頃にやってきますし、そこで、備えあれば憂いなしとも言いますので、特に南会津町では、やはり町民を重視した対策を取っていただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○山内 政議長 以上で、1番、酒井幸司君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

昼食休憩とします。

なお、再開時間は午後1時とします。

休憩 午前11時24分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 湯田芳博 議員

○山内 政議長 9番、湯田芳博君の登壇を許します。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 議席番号9番、湯田芳博であります。

初めに、このたびの台風13号と、それに影響を受けて発生をいたしました線状降水帯の大雨

によって被害を受けられました本町南郷地域及び本県いわき地方の方々、そして、さらには全国各地の被災者の皆様に、心を込めてお見舞いを申し上げます。あわせて、各地で復旧・復興に向き合っておられる方々にも深い敬意を表したいと思えます。

それでは、一般質問をいたします。

初めに、町からの財政出動を頼みとする経営が続く株式会社みなみあいづの将来見通しについてであります。

その1つ目が、令和4年度、会津高原たかつえスキー場に新たに配置された外国製機種 of 圧雪車は、これまで使用していた国産機種よりも高額な購入となったとのことが入っております。このことが、その事業を行うに当たって期待する投資効果を得られたのかどうか、数値をもってお示しをいただきたい。

そして、2つ目であります。株式会社みなみあいづの令和4年度における損益計算書に記載された経常収益内訳を見ますと、営業利益が867万1,563円、営業外収益が3,399万9,702円とあります。この営業外収益のうち、町からの補助金が2,388万7,200円で、営業利益の約2.75倍を占めております。

本来の独立性企業会計の評価を基に診断をするとすれば、あり得ない異常な経営体質を生んでおります。さらに加えれば、施設の維持管理に要する経費も、町が当然負担をしております。このことは、株式会社みなみあいづの存続上、大きな不安要素となるばかりでなく、町の財政運営に大きな負荷を抱え続けることになると思われるが、出資者としての認識をお示してください。

3つ目、営業外収益項目の雑収入という項目がありますが、それはどういう内容かを教えていただきたい。

次に、北日光・高畑スキー場に導入した圧雪車の購入に伴う入札及び契約行為の違法性についてであります。

令和5年4月に伊南総合支所で行われた北日光・高畑スキー場に導入する圧雪車購入のための指名競争入札は、3社を指名し、うち1社が辞退、残り2社による入札が執行されることになり、そのうちの1社が入札書を当日忘れたため、町担当職員はその場にて入札書を作成するよう指示をし、その場で入札書を書かせたその会社が落札をし、契約締結となったと聞きます。このことが真実であれば、入札及び契約行為に違法性はなかったか、見解を求めます。

次に、町の財政課題を解決する姿勢について伺います。

南会津町都市計画マスタープラン、このプランは2022年から2041年までの期間に関するもの

であります、これによる公共施設及びインフラの改修・更新に係る将来費用として、3年後の令和8年度において年間約35.2億円の不足金が生ずると記されております。

こうした状況を招いている要因は一体何なのか、そしてまた、その不足金を解消する予算的措置の見通しについてお示しをいただきたい。

次に、社会福祉法人南会津会の運営と職員の人材育成等働き場改革についてであります。

町長が理事を務める社会福祉法人南会津会における経営の基本方針の決定や法人組織の形態及び人材登用と職員の育成実施について伺います。

その1つ目、まず、評議員の選任は、誰がどのような基準を持って行っているのかをお示しいただきたいと思っております。

2つ目、首長以外の役員の選任基準をお示しいただきたい。

3つ目、職員の識見及び能力向上のための人材育成に資する取組についてお示しをいただきたい。

4つ目、議会には当該法人の決算等、業務報告がなされていないと私は認識しておりますが、その理由を説明していただきたい。

以上、当該質問は全て、町長に答弁を求めるものであります。

なお、答弁の内容によっては、与えられた時間内において再質問をすることといたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 9番、湯田芳博議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、町から財政出動を頼みとする経営が続く株式会社みなみあいづの将来見通しはに関する1点目、令和4年度会津高原たかつえスキー場に新たに配置された圧雪車の期待する事業及び投資効果を数値で示せとのおただしであります、昨年度、冬期間における観光誘客の柱となるスキー場の安定した経営を図るため、圧雪車2台を追加で配備いたしました。これにより、スキー場利用者の安全性が確保され、かつ効率的なスキー場運営が図られたとともに、雪に親しむ新たなアクティビティーを実施し、さらなる集客につながったと考えております。

投資した効果としては、会津高原たかつえスキー場の年間入り込み人数であります、令和3年度8万8,660人、令和4年度10万9,040人となり、対前年比122.98%となっております。この来場者増は、圧雪車購入の効果も含まれているものと判断しているところであります。

次に、2点目、株式会社みなみあいづの存続上、大きな不安要素となるばかりでなく、町の財政運営に大きな負荷を抱え続けることになると思われるが、出資者との認識はとのおただしをいただきました。

まず、令和4年度の株式会社みなみあいづの損益計算書において、町からの補助金2,388万7,200円の主な内容であります。新型コロナウイルス感染症の影響でお客様が減少したことにより、新たな事業展開をする町内事業者を対象とした小規模事業者活性化事業の支援金、これが30万円、原油価格高騰による町内事業者の負担軽減を目的とした原油価格等高騰対策事業の支援金が85万9,000円、さらに、電気料高騰対策として、昨年12月定例議会において補正予算として計上いたしました町有施設の指定管理者への支援が2,082万3,000円となっております。いずれも、株式会社みなみあいづに限らず、町内の事業者に幅広く臨時的に支出したものであります。

議員おただしのように、施設の維持管理に要する経費についても町が負担しているところであり、町の財政運営に大きな負荷を抱え続けることになるということについては、私としても同様の危機感を持っております。このため、本議会の補正予算でご審議いただくものの中に、観光施設評価業務委託料を計上しております。

これは、株式会社みなみあいづに指定管理委託をしている施設に限らず、町有の観光施設16施設を対象に、施設の価値や財務状況について調査することにより、事業継続の妥当性、今後の方向性を分析し、外部評価として報告いただくものであります。町といたしましては、外部評価を町有観光施設等の継続、廃止あるいは用途変更など、施設の在り方についての判断材料ともしたいと考えているところであります。

次に、営業外収益項目の雑収入とは何かとのおただしであります。おいでよ南会津事業に対する南会津着地型観光推進協議会委託料として272万7,276円、教育旅行・旅行窓口に対する南会津農村生活体験推進協議会委託料として279万796円、二次交通対策事業広告宣伝費として29万8,956円、八十里越交流事業等ツアー委託料として114万3,084円、各施設の電子決済及びG o T o トラベル等の事務手数料として50万2,849円、法人税等の還付金として57万6,384円、借入金利子補給、これが86万2,248円、以上が主な内訳となっております。

次に、北日光・高畑スキー場に導入した圧雪車購入に伴う入札及び契約行為の違法性はどのおただしであります。この契約につきましては、令和5年4月14日に指名競争入札により実施し、令和5年第2回臨時議会でお示ししたとおり、5社を指名し、うち3社が辞退したものであります。

議員おただしのとおり、応札に来場した2社のうち1社が入札書を忘れてきたため、もう一社の同意を得た上で、町の入札書の様式を渡し、入札を行ったものであります。町の入札に関しましては、南会津町入札に関する要綱に基づき入札を実施しており、要綱に規定しておりま

す無効の入札に該当しませんので、違法性はないものと、このように認識をしております。

次に、町財政課題を解決する姿勢に関して、南会津都市計画マスタープランにおいて、令和8年度に年間約35億2,000万円の不足金が生じると記載されているが、こうした状況を招いている要因と不足金を解消する予算的措置を示せとのおたただしでございますが、都市計画マスタープランにおける将来費用の記載は、南会津町公共施設等総合管理計画の試算結果を引用したものであります。

この将来費用については、総務省が公表しているソフトを用いて、現在保有している施設を平成29年から令和38年度までの40年間、そのまま維持・更新していく場合の費用を算出したものであり、その費用が年平均52億4,000万円となります。これと過去5年間の投資的経費、いわゆる公共施設等の整備や維持・更新に係る予算の年平均額17億2,000万円を比較し、その差額として年平均35億2,000万円の不足金が生じる見込みである、こういうふうな表し方をしております。

したがって、令和8年度の欄に不足額の記載があるように見えますが、令和8年度に不足額がいきなり発生するわけではなく、現在保有している施設をそのまま維持・更新した場合の費用負担を想定した内容となっております。

なお、本町は、類似団体と比較しても非常に多くの施設を抱えており、全国的にも合併した自治体は、人口と比較して施設数が多い傾向となっているところであります。今後、多額の不足金を生まないためにも、将来の人口動向を予測しながら、施設の総量の縮減、施設配置の適正化を図ることが財政運営上、重要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、社会福祉法人南会津会に関するご質問をいただいておりますが、南会津郡内で特別養護老人ホーム等を運営する南会津会は独立した法人であり、町長は理事という立場で運営に参画しております。私は町長就任以降、理事として理事会に出席しておりますので、その中で把握している内容に関し、答弁をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

1点目ではありますが、社会福祉法人南会津会の運営と職員の人材育成、働き場改革に関する1点目、評議員の選任は誰がどのような基準を持って行われているかとおたただしでございますが、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の中から、理事会の推薦により、社会福祉法人南会津会定款に基づき、評議員選定・解任委員会において選任されているものと理解をしております。

次に、2点目、首長以外の役員の選任基準はとのおただしではありますが、社会福祉法第44条第1項第4号の定めにより、理事会においては、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、当該社会福祉法人が行う事業の区域における社会福祉に関する実情に通じている者、社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者・監事においては、社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者を含めると、このようにされていると伺っております。この基準により、社会福祉法人南会津会定款に定める理事6名以上8名以内、監事2名を評議委員会での議決により、選任されているものと理解をしております。

次に、3点目、職員の識見及び能力向上のための人材育成に資する取組はとのおただしではありますが、社会福祉法人南会津会においては、施設運営上、必要な感染防止や事故防止、虐待防止を中心に定期的に内部研修が行われており、質の高い介護サービスの提供を目指し、福島県社会福祉協議会等が主催する外部研修へも参加しているというお話を聞いております。また、専門資格取得についても、支援制度を構築し、育成に努めていくという内容の説明を受けているところであります。

次に、4点目、議会には当該法人の決算等の報告がなされていないと思われるが、その理由はとのおただしでございますが、社会福祉法人は社会福祉法の定めにより、主たる事務所の所在地の都道府県が所轄庁となることから、社会福祉法人南会津会においては、福島県知事に当該報告を行っている状況であり、社会福祉法人南会津会において報告義務が生じるのは、福島県知事のみという認識でございます。

また、社会福祉法では、計算書類や事業報告、定款、役員名簿などについて公表しなければならないという定めがあり、社会福祉法人南会津会においてもインターネットを活用し、公表をしております。当該事業者の内容については、誰でも閲覧できる状況となっておりますので、議員におかれましては、この情報により内容をご確認いただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいただきますので、よろしく願いをいたします。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 初めに、会津高原たかつえスキー場へのこれまでの機種と違う機種の導入ということでおただしをしたんですが、それについては具体的な答えがなかったようですが、なぜ機種を替えたのか、あるいは機種を替えることによって、これまでのいわゆるスキー場の環境整備と何が違うのかをお聞かせください。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

機種を選定に当たりましては、スキー場等々と協議をしながら、必要な仕様等を定めてきたところでございます。したがって、今回購入した機械が、ピステンブーリーというような機種になってございますけれども、仕様に関しては、どここの機械というような形での仕様の提示ではなくて、あくまでも様々なアクティビティーに対応できるような機種等々で選定をしたところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今、アクティビティーという話がありましたが、私たちの年代はなかなかイメージができないんですねと言われても。

じゃ、雪に親しむアクティビティーというのは、具体的に日本語に訳すことはできますか。例えばこういうことですと。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

スキー以外で雪に親しむ体験的な行動と申しますか、そうしたものなんですけど、具体的にどういったものがあるかと申しますと、昨年実施したもので申しますと、ファットバイクというものがございます。ファットバイクというのは、太いタイヤを履いた自転車、これなんですけど、これを履いて雪の上を乗ってみるといようなものがございます。

こうしたことで非日常的な体験を楽しんでいただくといようなことで、昨年につきましては、たかつえスキー場のスペースアというところあるんですけど、その駐車場を利用して、2回ほど実施をしているところでございます。

あと、そのほか、グランドトリックというものがあります。これはスノーボードで行うものなんですけど、これもちょっと、グランドトリックというのも日本語でないので、分かりづらいかもしれませんけれども、基本的にスキーもスノーボードも斜面を滑っていくといようなものなんですけど、グランドトリックというのはスノーボードで、その場で平らなところで行うものなんですけど、回転をしたり、スノーボード的な、スノーボードと申しますか、普通のスノーボードじゃない、スケートボードなんかをイメージしていただくと、すごく分かりやすいかと思うんですけど、回転したり、ちょっと端を上げたりして、見せるような競技と申しますか、そういったものだったり、あとは、こぶ、モーグルですね、こぶ乗り、そういったものもアクティビティーの一つとなっております。こぶ乗りって、いわゆるモーグル競技というのは、これは一般的なものだと思いますけど、そういったもので利用できるものといようなことでの

仕様にしたという内容でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 細かい説明がありましたが、私が質問している質問要旨はそうではなくて、圧雪車を新しいものに替える、そのときに、どういう事業効果を狙って、その機種を選定したのかということなんですね。つまり、新しく買った圧雪車がスキー場の事業にどう好影響を与えたのか、ここのところを教えてください。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 答えいたします。

圧雪車そのものについては、当然、効率よくゲレンデを整備するというのが大きな目的でございます。今回、そういった意味でいいますと、日本スノーボード協会による大会が行われます。こうしたものというのは、実際、たかつえスキー場を開催地として、24年、25年に実施されます。これは、ただ単にスキー場の規模ではなくて、ゲレンデの整備等も含めた中で、そういった開催地を決定されるというふう聞いております。

したがって、圧雪車によるゲレンデ整備が効率よく整備されているという部分についても評価を受けて、今回の大会につながったのかなというようなことで、ある程度の効果があったのかなというふうには思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一生懸命、実態を説明するのは分かるんですが、これ、実は公のお金を使っているわけですね。確かにスキー場の経営は株式会社みなみあいづに任せているんですが、その備品あるいは施設の改修・更新、こういったものについては、町の負担をしているわけですね。いわゆる公金なわけですよ。公金を使うときに、慎重に積み上げをする、あるいはいろんな多方向からの検証するというのが、これは基本中の基本のはずなんですね。

時間がないから、私のほうからある程度言わせていただきますけども、私のところに寄せられている情報は、圧雪車に観光客を乗せて自然探索というか、そういうことをやるための圧雪車という仕様書になっていたということで聞いております。このことは事実ですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 今ほどのご質問でございますが、20人乗りのパーソナルキャビンというものがあまして、そちらのほうを載せ替えができるというような仕様書になっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 もしそういう仕様で、しかも国産車よりも高額な機種を購入したということであれば、当然、購入する、あるいは機種選定するまでのプロセスの中で、その事業の効果を数値的に積み上げていく必要がある。投資した効果よりも事業効果のほうが多く見込まれる、だから、この仕様にして、そしてこの機種に決めようということに私はすべきだと思うんですね。

ですから、結果的に何を買うかというのは、私たちはいいんですよ。ただ、それが公金、公の金を使われているというところに、もう少し効果性、つまり事業効果がどういうふうに生まれるのか。それは数値で表せなくても、例えば雇用にどうつながるのか、あるいは観光客の印象にどうつながっていくのか、ここのところをしっかりと検証した上で機種選定をしていただきたいということを私は申し上げたかった。

そこで、もう一つお尋ねしますが、機種が替わると、つまりメンテナンスの工場が替わるというふうに聞いたんですが、これは本当でしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

基本的には、圧雪車の場合ですと、専門的な知識が必要でございますので、メーカー指定の指定工場等というものがあるというふう聞いております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 つまり、今のお話を聞けば、現場の方々の思い、それによって機種が選定される。入札を通して、一定の思いの機種が購入されて配置をされる。しかしそれは、そこで完了を迎えるわけではなくて、その機種の組立て、あるいは修繕、メンテナンス等については、町内の技術者、工場、そういった方々の力のところまで及ぶと、こういう認識ですよ。

そうしたときに、この新しく入れた外国製の機種のメンテナンスは、どこでやっているんでしょうか。町内でやっていますか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

町内の事業所でやっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、それまで国産車だった機種のメンテナンスをしていた工場とは同じなんでしょうか、違うんでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 同一の業者だというふうに聞いております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 同一の業者ということは、業者の名前は特定しなくていいですが、その業者が国産車の機種種の代理店であり、あるいは今度導入した外国製の機種種の代理店でもあると、こう理解していいんですね。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 私もそのような認識でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そこは私の聞いているのと若干違うので、後で私なりにもう一度、実態を調査させていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移りますが、いろいろと株式会社みなみあいづについては、課題が残るところでありますし、ただいま補正予算で計上して、経営の中身をしっかりと審査をしていくというお話がありましたので、これは遅まきながら、とても評価できることだというふうに私は思っております。

中身を知る人たちからすれば、それほど違和感は覚えないです。そういう中身を知らない一般の、いわゆる企業経営をしている方々あるいは企業に出資をしている方々から見れば、この数値は異常なんですね、たとえどういう理由があろうと。先ほど細かい中身を説明していただきましたが、いずれにしても、会社の営業の将来性といいますか可能性が、なかなか厳しいという実態には変わらないんですよ。

そこで、お聞きしますが、この経費は、町としては投資的な経費として考えているのか、救済措置の経費として考えるのか、お答えいただきます。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

投資的な部分かという部分だったんですが、今回一番大きな、先ほど説明ありました2,082万3,000円ということで支援しているというような中身があったかと思いますが、金額が大きいものですから、この中身について少し説明をさせていただきたいと思います。

これは昨年度、電気料高騰対策等ということで、株式会社みなみあいづさんであったり株式会社DMC a i z uさん、さらには伊南の郷さん、仁嘉会さん、町が町有施設を管理していただいている事業者さんのほうに、電気料金の高騰対策ということで支援させていただいたものでございますので、単発的な支援ということで考えております。この点につきましては、こ

ういった説明でさせていただきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 自治体といいますか、いわゆる公共団体として、最も襟を正すというか、慎重に判断をしなければならぬのは、いろんな交付税もありますし、交付金もありますし、あるいは補助金もありますが、このお金をどこに振り分けるかということが大事なんです。振り分けの仕事なんです。役場って、ある意味で。

私は、株式会社みなみあいづ、地域にとって大事な会社であることに間違いはないんですが、昨日来からほかの議員の方々が一般質問をしておられましたけれども、もう少し教育に予算を使ってほしい。あるいはお金がないんだったら、クラウドファンディングを実施したらどうだろうと、こういう言い分もありました、聞いていましたら。

私は、もっともな支出の仕方だろうと、執行部はそう考えて処理をされたんだと思いますが、会社の経営として、今後、いつまでもこの会社、存在させるための会社にお金を出し続けることが、ほかの行政サービスをないがしろにする可能性もある。ないがしろにしているとは言いませんが、なおざりにすると、あるいは、そういうものに政策的な投資をすることができないと、こういう危惧もありますので、ぜひ今回、町長が言われた企業の継続性・妥当性について審査をするという事業を通して、将来に私たちに説明のつく数値をお示しいただきたいと、こう思います。

それでは、次にまいります。

○山内 政議長 今の答弁は要らないんですか。

○9番 湯田芳博議員 答弁は要りません。

○山内 政議長 執行者のほう、よろしいですか。答弁はいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○9番 湯田芳博議員 北日光・高畑スキー場の入札行為について質問をしますが、違法性はないということではありますが、それでは、こういうケースがもし今後も続いたら、同じ措置あるいは同じ手続を取りますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

先ほど、町の入札に関する要綱の中での欠格事項には該当しませんということでございました。今回、入札書を持参しなかったということもあります。町も、入札書を持ってきてくださいという通知もしておりませんでした。

この辺は反省事項としまして、通知の中できちんと、こういったものを持ってきていただくか、これを明記するように改善したいというふうに思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも少し答弁をさせていただきますが、入札会場その場で数値を入れるという行為に対してでございます。

例えば予定価格に達しないときに、再入札をお願いしますと、こういう場面があります。当然、用意している事業者はその場で出せますが、用意していないところでは、自社で用意している白紙に数字を書いて出していると、それと同じだと思いますので、今回の行為については違法性はないし、今後、今総務課長が言ったように、トラブルを招かないためにも、しっかり入札書を持参しなさいというようなことは明記しますが、それが当日その場で書いたものが無効かということであれば、それは無効でないというような解釈しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 要綱・要領に従って事務処理をするのは、公務員の当たり前の行為なので、それ自身はいいんでしょうけど、ただ、こういうことが南会津町の入札の中であったという事実は、じゃ、公言していいということになりますよね。特に違法性がない。

でも、これが適切なやり方かというのと、通常、一般の、いわゆる民間の入札に参加する事業者については、ほとんどが入札書を書いて提出をするんだと、これが一般的なんだと。つまり一般的でない方法を認めたということは、これは南会津の要綱解釈でそうしたんだと、そう理解をさせていただきます。

その上で、今回、いわゆる町民の中で話になっているのが、その会社が落札をし契約をしたんだと。つまり、ここに何らかの恣意的な行為がなかったのかどうなのか。これは証明するものは何もありませんから、ただ単に、そう思われる方は思う、思われぬ方は思われぬ、それでいいんですね。

でも、行政と言われる地方自治体、しかも、最も住民に近い基礎自治体として考えれば、住民にとって大事なものは公正であり、公平で透明度の高い信頼性なんです。この信頼性を私は今回の行為で、少し町民の方々に、町に対する信頼性というものの考え方を変えさせたのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 このような件で、本当に町民の方から信頼を失うということは、非常にあってはならないというふうに私も思っております。

ただ、入札を執行する立場としまして、私のほうでも、きちんとした入札の手法について指示していなかったということもありますので、今後そういった反省を生かしながら、信頼回復に努めていきたいと思っております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そのとおりですね。

いろんな事務処理には、勘違いがあったり、あるいは勇み足があったりがします。これが、ある意味では人間の本当の姿です。ただ、それをどのような影響を与えるのか、ここをしっかりと精査して、そういう不名誉な話が伝わらないようにしていくのが大事だと思うので、ぜひ気を引き締めて、自分を律する業務を執行していただきたいと、こう思います。

続いて……

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど議員から、入札の在り方についてのおただしをいただいておりますが、今回の案件について、私に直接届いた、そういった指摘事項等はございません。議員のほうには何件ぐらい、そういう話が届いているのでしょうか。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 何件というのは、いわゆる入札の実態の話なのか、あるいはそういう入札が行われたようだという町の話なのか、どちらですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 そういった入札の実態があって、町が疑わしい入札行為を行っているというような相談が何件ぐらいあったかということをお教えください。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 何件あったかというのが、それほど私は大事ではないと思っておりますけど、私のところにあったのは4件です。直接この入札に対して、こういうことが行われましたという情報は1件です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お尋ねをします。

その4件の中には、応札して取れなかった業者も入っているんですか。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それは相手もありますので、答えることができません。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ありがとうございます。

今後の入札執行の参考にさせていただきます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これは私の質問で、回答してもらってもいいんですが、私たちは議会にいて、議場にいて、いろんな情報を基に議論を進めます。でも、この議場で議論したことで、ここで完結するものではありません。

自分が、この議場でこういうことを言ったからこうなるだろうと思っても、そうなりませんし、あるいは議場で、私はあなた方が言っていることを申し上げましたといっても、納得しない支持者や町民の方が、また同じことを言うてくる場合もあります。ですから、これは議論を通して、いろんな考え方のある、立場のある人たちにしっかりと情報を提供すると、こういうことで、この議会があると私は思っておりますので、そこは敵対関係になるのじゃないんだと、あくまでも町民の生活の安定あるいは幸せ、豊かさ、これを執行部と議会が一緒になってつくり上げるという場だと、こう認識しておりますので、余計な老婆心でしたが、申し上げさせていただきました。

その上で、次の質問に移ります。

町の財政の課題というのは、都市計画のマスタープランだけではないんですね。いろいろな、先ほど申し上げた、いわゆる第三セクターを通したいろんな事業の執行、あるいは今後の将来的な負担等についてもあります。

そこで、マスタープランが示すのは、いかにも令和8年に35.2億円が不足するんだと、こういうふうに思われるかもしれませんが、違うんですよと、こういうことなんですが、類似団体と比較してということがありましたけど、類似団体の基準、いわゆる類似団体となる条件、これは国でお示ししていると思うんですけど、分かる範囲で教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

類似団体といいますのは、主に人口であったり、あとは産業構造ですね、どういった産業構造になっているか。それを分類した中で、同じような町村が類似団体ということで振り分けられております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、例えばですが、今、株式会社みなみあいづに出資をして、株式会社みなみあいづの救済もしくは投資の部分もあるのかかもしれませんが、それらもカウントされますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

これはあくまでも、自治体そのものの部分でございますので、例えばですが、サービス業にある程度の人数がいらっしゃるとか、そういったことが類団の基準になりますので、株式会社みなみあいづがということは、個別な会社がそこに入るといえるということはないというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 産業構造と言いましたよね。産業構造の一部ですよね株式会社みなみあいづは。第三セクターを置いておけば、産業構造の一翼を担うし、例えば南会津で見れば、ある種の産業構造の重要な位置づけじゃないでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

産業構造といいますのは、手元にちょっと資料、細かいのがないんですが、1次産業にどれぐらい勤めている方がいらっしゃるとか、パーセントで、2次産業、3次産業、こういった方がどのぐらい勤めているかによっての分類になったというふうに記憶しております。

ですので、当然、株式会社みなみあいづであればサービス業に、ある程度人数がそこにいらっしゃるれば、同じような団体との比較ということになるかと思えます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、あくまでも数値的に見るのは、そこに何名雇用されているかであって、その企業体が赤字経営をしているのか、黒字経営をしているのか、あるいはどのぐらいの株式配当しているのかという要素は、類似団体の比較をするときの要件には入らないという認識でいいんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

一つの会社組織、個別にその内容を見るというような内容ではなくて、先ほど申し上げましたとおり、農業ですとかサービス業ですとか、その中に何人ぐらいの方がいらっしゃるという

ふうなので分類されているということで記憶しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 類似団体だけにこだわっているわけにはいきませんが、要するにこれから、誰が首長をやろうか、あるいは誰が執行部になろうか、私はこの要因をしっかりと突き止めながら、解消すべく、予算措置はどこから手当てをするのか、こういうことをしっかりと国とも県とも相談しながら、準備をされたほうがよろしいのではないかなと思いますね。

そこで、最後の質問になりますが、今回、社会福祉法人南会津会を挙げておりますが、町民はどこにお勤めになろうと、私たちを議員の1人として捉えます。それは企業にお勤めの人もいれば、いわゆるこういう公益的な法人に勤めている方もいる。一般の見方というのは、公益的な法人に勤めている方々というのは、議会人はほとんどそのデータを持っているというふうに理解しているんですね。

私も独立した団体だというのは分かっておりますが、首長が参加をしているという、これは大きい、重い意味を持つんですね。この首長が参加している団体が、ネットで明らかにしているのは、それはそれとしてなんですけど、議会に報告しなくてもいいということじゃない。積極的に議会に報告しながらも、都道府県知事に報告をするということ是可以するし、あるいは知事に報告しながら、これは町の議会にもしっかりと報告させていただきますということではないのでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

現在、議会のほうに提出している書類といいますのは、国が定める第三セクターのガイドラインに基づいた、町が出資している財団法人、一般社団法人や一般財団法人に限られているというふうに思っております。

今回おただしの社会福祉法人南会津会につきましては、そういったガイドラインに入っていない法人でございますので、町の判断で議会のほうには情報提供していないということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これは、以前にも私、申し上げたかもしれませんが、国の基準、国の制度運用は大事です。しかも、県とつながりながら、県との連携プレーも、とてもこれは守っていかなくやならない大事な要素であります。

しかし、自分のところの町民が抱える問題を解決するのに、町の独自として、それはそれで

支障があるのであれば、それが県や国の制限を受けるのであれば、やむを得ないけれども、そうでないのであれば、独自に情報を提供しながら、それを議論し、よりよい方向に持っていく、こういうことを今後取り組む、あるいはそういうことを考える、検討するお考えはありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

これは地方自治法なり社会福祉法に基づいて執られている措置でございます、今議員が言われたような理由で、それぞれの法人に町から報告書の提出を求めるといような考えはございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 決まりきった答弁なわけですが、それはそれとして、実は社会福祉法人南会津会の内情を、これも何件あったなんて聞かれるのかもしれないですけど、私のところに届いているものは、中途退職者が結構いるんだと、それから、なかなか新卒が入ってきにくいと、こういうお話も聞いています。

一方で、これは後で議案審議の中でお話ししたいとは思いますが、優雅のほうは新しい職員が入ってきて、社員というんですかね、が入ってきているという。これについて、やっぱり評議員の選任、あるいは役員を選任、これが識見を有するというんですが、その識見というのは前職のことをいうんでしょうか、お答えください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私は理事となって、その辺の具体的な協議に参加してございませんので、この場で答えるだけの情報を持ち合わせておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 町長は、内部登用を進言しているんだと前回の答弁で言っていますので、そういう積極的な姿勢をお持ちなので、今の件についても、もし確認できる場所があれば確認をして、いずれ後でまた質問をしたいと思いますので、そのときにしっかりと、ほかの理事さんたちの考え方もお聞かせいただければありがたいというふうに思いますが、最後に、やはり組織内で、いわゆる南会津会の施設の中で、彼らは彼女たちは一生懸命頑張っているんですね。日夜、本当によく私はやっているというふうに思います。

その方々が内部登用、内部でやっぱり頑張った分、評価をされて、そして、いつかは自分が施設長として、そして施設の運営に関わりたい、あるいは関わればこういうふうになりたい、こんなこともちょっと理事会に上げたい、こう思っているか方々が実はたくさんいて、しかし、

残念ながら、あの中にだけいると、やっぱり識見というのは広がらないんですよ。

つまり、時々ですね経営者になる人たちですからいずれは、経営能力を醸成する意味で、研修等を開いてやっていただきたいと。これは、町長が理事会に参加するわけですので、そこで申し上げるかどうか分かりませんが、私の希望として、そして、できればそういう施設に、新しい学校卒業生が、卒業した者がどんどん入ってくると。株式会社みなみあいづもそうですが、せっかく町が公金を投資して、あるいはエネルギーを注いで頑張っている、そういう団体に希望を持って入社できるような、そんな団体にすることを希望して、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、議員からご指摘いただきました。私も同感できるところあります。

今まで、町のほうに人材がないので、人員管理、それから会計管理のできる職員を推薦してくださいというふうな話がありましたが、そこは議員と同じで、プロパーから現場でそういう人材が育って、施設運営に関わるというのが本来の姿でございますので、その話はさせていただきますし、今後はそういった内部登用から、自分たちの職場をしっかりと考えていく組織になってほしいと、こういうふうに思っておりますので、理事会の場では再度お話をさせていただきます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 期待して、一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、9番、湯田芳博君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 訓 正 議 員

○山内 政議長 次に、15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 どうもご苦労さまでございます。

9月定例会の一般質問、最後となりました。前回も6月定例会のときも最後だったんですが、今回も続けて最後でございますので、一所懸命頑張って、これから一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議席番号15番、渡部訓正でございます。

これから通告に従い、一般質問をさせていただきます。

一般質問の大きな項目としては3点でございます。

まず1点、289号田島バイパス沿線の活性化を。

国道289号田島バイパス、以下、田島バイパスと申します。沿線の活性化について、これまでも一般質問してきましたが、その後どのような動きになっているのか、再度質問します。

鎌倉崎松下線の跨道橋が完成し、田島バイパスの交通量は今後も増加するものと思います。田島バイパス沿線には、多くの公共施設や歴史的建造物が集中し、駐車場やトイレなどが完備され、休憩できる施設もあります。町内の国道121号沿線の中心市街地へも徒歩で行くことができます。このことをもう一度認識した上で、田島バイパス沿線の活性化に取り組んでいくことが大切と考えます。

1点目、各種施設のPRを施設ごとに行うのではなく、まとまって沿線一体で行うことを繰り返し提案してきました。令和3年第4回定例会の一般質問の答弁は、中心市街地にも足を運んでいただけるような仕掛けづくりが重要、関係機関連携してパンフレットを作成したり、SNSなどを活用した情報発信が効果的と考えていると答弁しています。

また、令和5年第1回定例会の一般質問の答弁は、施設ごとにSNSなどでの情報発信にとどまっているので、町なかへの誘導は重点施策であり、案内板設置や散策マップを作成しますと答弁していますが、具体的な動きは進んでいますか。

②田島バイパス沿線の活性化に向けて、今後、どのような対応が必要と考えているか。

次、大きな2番に入ります。

祇園会館の活用を。

南会津町公共施設等総合管理計画個別施設計画で、祇園会館は令和8年度までに廃止するとしています。これまで町の答弁では、町内4か所の屋台格納庫ができ、祇園会館建設の所期の目的は達成されたので、祇園会館は廃止するとしています。

しかし、所期の目的は達成されたとしていますが、公募意見で出された4つの意見に対し、中期的検討はなされていない現状です。また、廃止後の資料館としての活用などについての意見なんかもあったわけですが、それらについても今後議論していくというふうにはしていますが、議論は進んでいないのではないかと思います。

①今後、商工観光課を中心に議論を進めていくと認識していますが、どのような日程で進める考えか。

②これまでの質問に対する答弁の中で、郷土料理の提供などを行っていききたいとの発言があ

ったと認識していますが、そのことについてはどのように考えていますか。

③祇園会館は、これまで町民交流の場の提供も行われてきたと思いますが、それらについての町の認識と今後の町民交流の場はどのように考えていますか。

3点目、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」の利用促進を。

みなみあいづ森と木の情報・活動ステーションきとね、以下きとねと申します、は、令和4年4月にオープンしました。正面入口から見ると、10本の重ねはりが独特の景観をなしています。全て町産材を使用し、中でも町産材を使用したテーブルなどは、素晴らしいものがあります。

しかし、町民の方からは、どこから入るのか分からない、誰が入ってもよいのか、見るものがないなどの声が聞かれます。また、子供連れで訪れる方は限られているとの声も聞かれることから、町民の利用促進を検討すべきと考えます。

まず、①でございます。町民から、以前、会津田島駅の2階で開催された「ピノキオ駅」、これは2018年の催しで行ったような展示物があると、子供がもっと利用できるのではないかとの声もあります。そのような施設を展示することはできないでしょうか。

②南会津町で生産されているキノコなどを各種イベント開催時に販売するなどして、町民に関心を持っていただくような取組を行ってはどうでしょうか。

以上、壇上からの質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 15番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国道289号田島バイパス沿線の活性化に関する1点目、令和5年度第1回定例会の一般質問の答弁の中で、各種施設のPRや町なかへの誘導について、施設ごとにSNSなどでの情報発信にとどまっているので、案内看板や散策マップを作成しますと答弁していますが、具体的な動きはとのおただしをいただきました。

案内看板の設置については、今年の7月に関係課を集めた国道289号田島バイパス周辺公共施設案内看板設置検討委員会を役場の中に設置をして、戦略的な看板の設置等について協議を重ねているところでございます。

今後は、看板の設置場所やデザイン等について検討するとともに、事業費の把握や財源の検討などを行ってまいりたいと、このように考えております。

また、散策マップにつきましては、現在、官民連携まちなか再生推進事業の実証実験の一環として、エリアプラットフォーム構成員から意見を集約し、散策マップのたたき台の作成に取

りかかっているところでもあります。

今後、施策マップを用いて、実際に町なかを散策し、ルートを検証や町なかの見どころをマップに落とし込む作業を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、2点目、田島バイパス沿線の活性化に向けて、今後どのような対策が必要と考えているかとのおただしであります。現在のところ、田島バイパス沿線にある施設については、議員がご指摘のように連携が十分とはいえず、沿線一帯の魅力を最大限に生かすことができていないと、このように考えておりますので、まずは施設のつながりをつくり、エリアとしての魅力を高める取組が必要であるというふうに認識をしております。

また、町内事業者等が連携して、田島バイパス沿線施設等を利用した各種イベントを開催し、にぎわいに寄与していることから、町としては、町内事業者との連携を密にし、必要に応じて情報発信等の支援を行うなど、にぎわいづくりの取組を支援してまいりたいと、このように考えているところでもあります。

さらに、先ほども答弁申し上げました官民連携まちなか再生推進事業の中でも、各施設をつなぐような町歩きのルートの検証や、バイパス側から町なかへ人の流れをつくる仕掛けづくりが必要であると、このような意見もいただいておりますので、実証実験を行いながら、町なかの周遊性を高めて、田島バイパス沿線の活性化も図ってまいりたいと、このように考えているところでもあります。

次に、祇園会館の活性化に関する1点目、公募意見で出された4つの意見に対し、検討されていないのでは、また、廃止後の活用については議論が進んでいないのではないかと、今後どのような日程で進めるのかとのおただしをいただきました。

住民意見公募では、文化育成事業としての活用、町の観光案内人の窓口としての活用、会津田島祇園祭行事としての活用、南会津の伝統や文化、景観画像情報の発信という4項目について意見が出されております。

これらについて、役場内部で検討を行いました。老朽化による故障が危惧される空調設備の使用が必要となるものであること、また、液晶モニター及びプロジェクターが故障していることから、現状の施設での実施は困難ではないかと、このように考えております。

廃止後の活用については、現時点では議論が進んでおりませんが、既存施設または躯体の活用、土地としての利活用等、多角的な視点から検討を進めてまいる考えであります。また、中心市街地の活性化と併せて、現在の祇園会館が担っている役割をどのように果たしていくかについては、関係する皆様との協議も並行して行い、町としての方針を示していきたいと、この

ように考えているところでございます。

次に、2点目、これまでの答弁の中で、郷土料理の提供などを行っていききたいなどの発言があったが、どのように考えているかとのおただしでございますが、現在、祇園会館の指定管理者であるNPO法人はひとつが自主事業として実施している郷土色豊かな料理や会津田島祇園祭の行事食の提供は、伝統文化の継承としても、観光PRとしても、その一端を担っていただいているものと認識をしております。

NPO法人はひとつの意向を尊重しながら、指定管理終了後も町内のほかの場所で郷土料理の提供を希望されるのであれば、町としても支援をしていきたいと、このように考えております。町が直接、郷土料理の提供をするということではなくて、NPO法人のはひとつがそういった事業を継続されるということであれば、積極的に支援をしていきたいと、こういう考え方でご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目、祇園会館は町民交流の場も提供されていたと思うが、町の認識と今後の町民交流の場はどのように考えているかとのおただしでございます。

祇園会館では、これまでの町の事業にとどまらず、地元小学生の学習の場や地元事業者による企画・イベントの場としても活用されてきたと認識をしております。祇園会館が平成7年に開館して以降、町では御蔵入交流館や役場新庁舎、きとね等の公共施設の整備が進んでおります。町としては、これらの公共施設等を町民の皆様の交流の場として利用促進に努めたところであり、今後も活用していきたいと、このように考えております。

祇園会館の中で、NPO法人はひとつのほうは、自主的な企画として、すばらしい取組をしていると思っておりますが、それにつきましては、必ずしも祇園会館での継続ということではなくて、違う場所での開催について支援する用意があるというふうに捉えていただければと思っております。

次に、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーションきとねの利用促進をに関する1点目、町民から2018年、会津田島駅の2階で開催されたピノキオ駅の催しで行ったような展示物があると、子供ももっと利用するのではないかとの声がある。そのような施設を展示することはできないかというようなおただしをいただきました。

おもちゃ鉄道ピノキオ駅でございますが、幅広い世代に木製品に触れていただくことで、木製品が持つ温かさやよさを感じていただくことを目的として、2018年に開催されたイベントでございまして。

木のボールプール、木製乗用おもちゃ、それから木のおもちゃ、これらを集めた木製品体験広場を設けたほか、木工体験のワークショップなどが実施され、期間中は延べ1,420人が来場

するなど、子供たちや親御さんから大変好評を得たところでもあります。この取組の結果からも読み取れますように、町の林産業の振興において、木育、木で育てるといことですね、木育は、重要な視点の一つであると認識しております。

きとねには、幼少期から木に触れ、木に親しみ、木を学び、森林の大切さを伝えることを目的に、木製玩具を配置したあそぶば、木に関する絵本などをそろえたまなぶば、端材などを使って工作ができるつくるばが設けられており、木育を重視した施設構成となっております。

今後さらに、子供からお年寄りまで多くの方に足を運んでいただける施設を目指すとともに、議員おただしのピノキオ駅のような展示物など、工夫を凝らした仕掛けづくりを進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、2点目、南会津町で生産されるキノコなどを各種イベント開催時に販売するなどして、町民に関心を持っていただくような取組を行ってはどうかとおただしでございますが、来る10月1日日曜日に、きとねを会場に南会津林業祭が開催される予定であります。その中では、キノコに関するブースも設けられることから、町内のキノコ生産者に対し、参加の呼びかけを行っているところであります。

キノコは町の貴重な特産物の一つであることから、今後も町内産のキノコのPRに努めるとともに、特産物などを活用した、きとねに対する町民の関心を高める取組を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしくお願ひをいたします。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 それでは、それぞれ1項目めから再質問をさせていただきます。

まず、基本的な考え方というか、その中で質問、意見になると思うんですが、申し上げます。

国道289号バイパスということで、それがほとんど最近、私も荒海のほうから来ますと、真っすぐに行かれる車が結構多い。そういう意味でも、本町を訪れる方の多くというのは、関東方面から、あと若松方面からというふうに前回は申し上げましたけど、自家用車などの利用がやっぱり多いんじゃないかというふうに思ひます。

その方々に本町に立ち寄っていただくには、交通量が増える田島バイパス沿線にある各施設の駐車場を利用していただくことが、まず第一歩というふうに私は考えているもので、このように申し上げておりますが、それについては、一番の基本的な考えでございますので、どのように考えますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

バイパスの関係の案内看板の件かと思いますが、案内看板でよろしいですかね。町の総務課であったり、農林課、建設課、商工観光課、生涯学習課、総合政策課の中で、先ほどありました検討会のほうの設置ということで、沿線の案内のほうの検討をさせていただいております。

ただ、まず一番は、今いろんな看板があるもんですから、一旦看板の洗い出しですとか、施設の利活用関係も含めて、少し戦略的に看板の配置をしなければならぬだろうということ考えておまして、まだ具体的に、どの場所をどう使うというようなことまではいっていない状況ですので、その前の段階ということで、今の段階ではご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも追加で答弁をさせていただきますが、今ほど総務課長から、これまでの経過を踏まえたお話がありました。

今回、複数の課が絡む内容でございます。そういった意味で、庁内に検討組織をつくって検討を進めていると。私も建設事務所の所長さんのほうに、もし町が国道沿いにそういった構造物を造るということであれば、協力していただけませんかというようなお話をし、具体的な相談があれば担当のほうに来てくださいというような話をいただいておりますので、これらについては今後の検討の中で、費用だとか場所だとか、そういったものを整理していく必要があるというふうに理解しております。

それから、議員が今言われましたように、立ち寄ってもらうために、今ある駐車場を例示して、そこで降りてもらう。そこからまた、旧中心市街地のほうに入ってもらうというような取組は当然でございますので、そういったところも、今後の案内サインの中で重要視する内容だというふうに感じております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今、急いでいるという答弁はいただいたわけですが、やっぱり一つの、これだけ年数がたっていますし、そして田島バイパスが本格的な開通を迎えたということですから、私は本格的な開通を迎えた段階までに、そういったものをちゃんとそろえて、そして対応することが、やっぱり必要なんではないのかなというふうに考えておまして、それで先ほど冒頭に申し上げたように、令和3年のときから何回か、一般質問に入れさせてもらっていました。

やはり私は一番心配なのは、田島バイパスが、ほかから来られた車の単なる通過道路として

の利用だけというふうになったとすれば、そういうふうにはならないように、田島バイパス沿線に駐車していただくよう、やっぱり案内板の設置なり、それらのPRというか、各施設ごとじゃなく、全体であそこの一帯のPRをして、それが田島バイパス沿線の活性化にもつながってきますし、あとは、国道121号の旧市街地まで足を伸ばしていただくきっかけづくりにつながっていくのではないかというふうに思いますので、なかなか数値目標的な形で、いつ頃までにやりましょうというような答弁には、やはり今時点ではならないというふうになるのでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 先ほど総務課長のほうから答弁がありましたように、現在、既存の看板の設置場所の洗い出しですとか、その後の戦略的な配置というのを検討している段階でございますので、現時点で明確に、いつまでというような形でお答えすることはできません。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 私のほうから答弁させていただきます。

私のほうは案内看板の設置ではなく、散策マップの件に関しての今の状況ということでお知らせさせていただきます。

今ほど町長から答弁ありましたとおり、官民連携まちなか再生推進事業の中で、実証実験として散策マップを作成中でございます。そのプラットフォームの会議も、この間、第2回目の会議を行いまして、具体的なマップの表示ですとか、様々な意見を出させていただきました。年内には、そういった部分で作成をしまして、みんなでそのマップを基にして、どういう楽しみ方ができるか、中心市街地からバイパスまで、逆にバイパスから中心市街地までのルートをきちんとメンバーの皆さんで議論いたしまして、そういった中で作り上げたものを、きちんと自分たちで楽しめるように、そういった検討しているところでございますので、そういった部分で、みんなが楽しめるものを、やっぱりほかから来た人に対しましてPRできるような、そういった形の散策マップを作成しているところでございますので、ご理解ください。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひこれを、この後12月とか3月に質問しなくてもいいように、進めていていただきたいというふうに思います。

私自身は、これまでも言ってきましたけど、田島バイパス沿線には、本当にまとまって多くの公共施設や歴史的建造物が集中しているのは、やっぱり南会津町ではこの沿線しかないのではないかと。やっぱりここを大事にしていくということは、すごく大切なんではないかと、その

認識を、町長はこれまでの答弁の中で私も聞いていますが、十分認識をしてもらっていますから、そののと同じ視点に立って、大変でも事務方も頑張っていたきたいなというふうに思います。

今年は、日本三大祇園の一つというふうに小史伝えられています田島祇園祭は、本当にちょうど田島バイパスの中間に位置する田出宇賀神社、熊野両神社において通常開催をされました。多くの観光客が訪れました。やっぱり多くの方々に訪れていただくためにも、先ほど言った散策マップとか田島バイパス沿線のPRの、そういうチラシなんかも大事なんではないかというふうに思っています。これはそういう認識でいいと思うんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 289号田島バイパス沿線に特徴のある公共施設が集中していることは、議員がおっしゃるとおりだと思いますし、また駐車場も、そこに一定規模ありますので、そういったところに車を止めていただいて滞留していただくというふうなことが、非常に重要なポイントだというふうに思っております。

八十里越の道路開通の動きもございますし、そういったタイミングを逃すことなく、町としてもしっかり対応する必要があると思いますし、今、私もよく分かりませんが、カーナビの設定がどうなっているのか、新しい情報としてそこが表示されるようになっているのかどうか、その辺も担当課のほうからリサーチをさせていただきたいと、このように思っております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 あと、これは現在、先ほど旧市街地というか、国道121号沿線の中心市街地の活性、正式な名称を私、間違っていたら失礼ですみませんが、中心市街地活性化に向けた計画策定に取り組んでいるというふうに、前回の議会の中で聞いています。

田島バイパス沿線の活性化については、先ほど答弁の中であつたように、関連を持って計画する考えになっているのかどうか、それについてお聞きします。

○山内 政議長 もう一度質問しますか。

15番、渡部訓正君、もう一回質問をお願いします。

○15番 渡部訓正議員 中心市街地というのが、国道121号線の計画策定というのが、6月時点で一般質問の中にもあつたのではないかというふうに認識をしています。それ間違いだったら指摘をお願いしたいんですが、一応、この121号線の中心市街地と、そしてあと、田島バイパス沿線の活性化というのを、私は関連づけたやっぱり内容になってくるのではないのかなと、一体として考えるべきではないかというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

まず、基本的な計画というものは、中心市街地、ちょっと、令和4年度に作成した計画がございます。それに付随しまして、今回、先ほど言いました官民連携まちなか再生推進事業の国の補助をもらって、さらに未来ビジョンを作成していくという考えで、今年度はプラットフォームの会議もメンバーをさらに拡充しまして、本来ですと上町までのエリア、上町、西町までのエリアだったんですけども、そこを中町、本町まで、大町も含めて、上仲町も含めて、広く拡充しまして、そういった部分では、中心市街地とプラス、バイパスも含まれた形で、当然活性化にはつなげていかなきゃいけませんので、そういう部分で、先ほど言いましたように、バイパスから中心市街地に流れる取組、あと中心市街地からバイパスに流れる取組も含めまして、両方行き来できるような、そういった取組を一緒になって考えていくというものとなっております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひ田島バイパス、そして、121号線は今度県道になるというような形ですが、やっぱりぜひ、その両方のところの活性化でないと、なかなかこの地区の活性化というのは出てこないんじゃないかというふうに思いますので、頑張ってくださいたいな、私らも協力していけるところを頑張っていきたいというふうに思っています。

以上で、1点目の国道289バイパス沿線の活性化については終わらせていただきます。

次に、2番目の祇園会館の活用をということで、これは、6月議会定例会では3名の議員から、祇園会館の活用に向けた一般質問がされました。今回も一般質問で、私も含め3名の議員からの質問です。いずれの質問も、廃止ありきではなくて、活用に向けた質問なり意見もあったというふうに考えます。

先ほど町長答弁の中に、パブリックコメント、出された意見についての内容の説明があって、老朽化をして現状では困難、検討はしているんだけど、現状の施設の中ではちょっと無理じゃないかということの話がありましたから、そこで思うんですが、今回、廃止というのがぼーんと出ちゃっているんですが、この廃止というのは、ちょっと行ったり来たりするかもしれませんが、廃止をして、そしてその施設は、どのように利用する考えをお持ちなんですか。

それらについても、全くその話が出ていないんですよ。それはそうですね。施設管理計画の中で出されているのが、廃止をするというだけでしょう。だからみんな、本当にこのままでいいのかということで、いろいろ意見が出てくるんじゃないでしょうかね。どう思いますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

まず、住民意見公募のいわゆるパブリックコメントのことなんですけども、令和2年1月に実施いたしました。南会津町の公共施設等総合管理計画個別施設計画の第1期の案に係る住民意見公募ということで、出された意見ということで、今ほどありました4つの意見について出されたものに対して、町の見解その当時の見解につきまして、おさらいをさせていただきますが、祇園会館については、当時24年経過ということで、24年経過し、通常管理経費約1,400万円が多くかかることや、老朽化が進行し、今後の修繕費約5,100万円が多く見込まれること、また、4つの屋台格納庫を整備し、本物の屋台が年間を通じて見ることができると、祇園会館の当初の目的が達成されたことから、町としては施設の廃止という方向性を出したということです。

提出された意見に関しましては、今後、施設所管課、総務課にはなるんですけども、中心に、財政状況も考慮しながら、中期的に検討を加えていきますということで、意見に対する答弁をさせていただきました。その後のやり取りは特に、その意見をいただいてからの追加しての意見はございませんでしたので、そういう部分での、廃止の方向性をきちんと決めているという部分での理解をしていただければなというふうに思っております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ちょっと一つずつ、私が考えていることを申し上げます。

まず1点の4つの、これ本当に私、すごく印象が、やっぱり町長も副町長時代、そして町長になられてからも、ここは変わらないで、そういう答弁がされているというふうに認識していますが、4つの屋台格納庫ができて、本物の屋台が年間を通して見ることができると、祇園会館の所期の目的は達成されたことから、私は施設を廃止するというのが、前提条件はございますよ、24年、私がここにまとめたのは25年経過で、それから2年ですか、経過をして、老朽化して、5,100万円ほどの維持管理、冷暖房の関係の配管がかかる、あと、維持費が1,400万円ほど毎年かかって大変なんだということで、だから、その結果、廃止をするというふうになっていますが、まず一つ、屋台格納庫だけを捉えてみますけど、来客者が開放されている屋台を見ただけで、祇園祭を理解できますか。

そうではないんじゃないか、やっぱり本町の祇園祭文化を守るためにも、もう少し時間をかけるか、そして、もし廃止をするとしたら、じゃ祇園祭文化を守るための施設はこういうところで対応していくんだというようなものがあると、やっぱりみんな議員も、町民の中で、何人

言っているんだなんていう話、またそういう形になると困りますが、結構やっぱり、そういった不安がっている人というのは多いんですよ。このままなくなったらどうなるんだと、やっぱり何らかの形で、祇園祭文化というのは守るべきじゃないのかという声がすごくあります。その点については、どのように考えるでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今日傍聴されている方もいらっしゃるので、当時の経過から改めてお話を申し上げます。

公共施設の管理計画の策定というものがあって、今後、町の公共施設を約半数ぐらい減らしていけないと、今後の財政運営には非常に重たい影響が出るというような話が大本の計画の中であって、その次に、個別施設計画の策定というものを平成30年頃から検討組織を立ち上げ、その都度、議会に説明を申し上げました。

平成30年6月に議会懇談会、そして31年の2月に、やはり議会の懇談会、この中で計画の方向性のお話をし、元年の12月に、今度は議会の全員協議会の中で個別計画の案の説明をして、最後に令和2年2月28日、議会の全員協議会で町の考え方をお示しし、私としては理解をいただいているものというふうに思っております。

それで、祇園会館の役割ですが、祇園祭を年間通して展示する展示館として、一般の参観に供するというようなことが、この施設の目的なんです。それで、施設の老朽化もあるし、中に入っているロボットが動かないとか、マルチビジョンが動かないとか、さらには空調に相当の金がかかるというようなことを踏まえると、新しい4屋台ができて、祇園祭の屋台の展示によって、こういったものの解消できるだろうというようなことから、廃止というふうな流れに至っているということでございます。

今、祇園会館では、NPO法人はいつのほうで、南会津に特色のある郷土食の料理の提供だったり、祭りの料理の提供だったり、そこはすばらしいと思いますし、イベント等、コンサートがあったり、落語の提供があったりして、にぎわいもつくられているのはよく理解しております。その郷土色なりにぎわいの部分と本来の祇園会館の役割は、別に考えなくてはいけないうふうなふうに思います。

それで、今議員から言われたように、そういったものが、ここをなくしたときに代替としてあるのかというようなところについては、関係する方々と今後やっぱり詰めていけなくちゃいけないと思いますし、例えば祇園祭の展示といいますか、そういったところが、ほかの場所で必要なかどうなのか、または4屋台の開放について、もう少し柔軟な取扱いができるのか。

あと一方、申し上げましたが、NPO法人で郷土色豊かな料理の提供しているのであれば、それについては、別な場所での提供について、町としては支援する用意があるというようなこととございますので、これまでも過去、同じようなご質問に対して、同じく答弁してまいりましたが、祇園会館の廃止というところは、一つ決定事項として認識しておりまして、その不足する部分を今後どうするのかというのは、検討課題の一つだというふう認識しているところであります。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 加えて答弁させていただきますが、祇園祭の屋台の格納庫の今後の役割という部分での考え方としましては、やはり4つの屋台があるということで、通年見られることは見られるんですが、じゃ、いつ見られるのという部分での問題があると思います。

そういう部分では、4つの行政区、地域との連携を図りながら、今後、町を周遊してくる観光客にもきちんと見られるような形で、調整を図るような機会をつくりまして、地域の役割として、きちんとやっていただければなというふうに思っております。

格納庫には、集会施設も兼ねておりますので、そういった部分での文化の継承としても、地域の子供たちにそういった勉強する機会の場合にもなれると思いますので、そういった部分での地域の役員さんですとか、そういった部分の方々が、地域の子供たちに文化の継承をしながら、さらには周遊してくるお客様にも、こういった祇園祭の歴史ですとか屋台の説明などができるのかなというふうに考えておりますので、そういう部分では、あまり4つの行政区の方々に負担にならないような形で、そういう部分での機関といいますか、任意的な組織にはなってしまうかもしれませんが、そういった連携を図れるような組織を立ち上げて、有効な観光資源にさせていただくような考えでおりますので、ご理解ください。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 それで、今ほど町長から、そういう考えでこれまで、大分皆さんには説明をしてきたよという発言がありました。それで、昨日の、これは全く違うものになるわけですが、これは昨日答弁に出てきた中で、中小企業診断士への委託で16施設をやりますよ、スキー場をはじめ、株式会社みなみあいづがやっているものも含めて、その中で、祇園会館は観光施設であるが、廃止方針であり、中小企業診断士への委託は行わないとの説明でした。これはいかながなものでしょうかね。

祇園会館については、先ほど、私も今日こうやって質問していますように、やっぱりなぜという声はあるんですよ。確かに何回も説明してっぺと、だから、それで分からないのは議員の、

そこまでは言っていないんですが、議員にやっぱり私らも本当に、何でこれだけ頑張っているのになくなっちゃうのというような声も寄せられます。

一応これは、祇園会館も委託対象に入れて、診断を仰いだらどうですか。それで、その中でちゃんと結果を出していただくというようなことが、やっぱりそういうのが、ある意味での不信感が出てこない内容ではないかというふうに思いますが、どうですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

観光施設の評価業務委託を予算化するに当たって、じゃ、どういう基準でということで、内部でも検討いたしました。その中で、やはり公共施設管理計画の中で既に廃止となっていて、今後、指定管理をそもそも出さないというようなものにつきましては、今回の委託には入れないということにしましたので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そこなんです。令和8年度までにというから、多分令和7年度の3月31日までには、施設を廃止する事務手続まで全て終わらないと駄目だというような形で、今、令和5年ですから、そうすると6年、7年で、あと2年しかないんですね。

ただ、ないとしても、やっぱり今運営されているわけですから、そういう中で、その意見というか、中小企業診断士への委託をそこに入れて、そしてやったほうが、すごく説明もしやすいんじゃないですか。廃止するというふうに決めたからとって、それはなかなか、やっぱり事務方で、その廃止の方針について決めた内容について、十分に専門家の意見を入れないと、弱いところが、十分じゃないというふうに判断をされたんじゃないかな。

ほかの施設だって、現実的には大分経費もかかっているところもありますし、そして、そういうところの比較対象を同じ視点でやられたらいいんじゃないかなというふうに考えるんですが、そんな事務的な割り切り方になるんですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 16施設の選考の中に、その議論もあつたのは事実でございます。

しかし、町としての方針が、廃止という形で明確に出されている。そして、公共施設個別計画の決定事項でもあるというふうに理解している以上、町としては、今回の16施設に含めて再評価を行うというような判断にはなかったということでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そこは町長の、町の考えというのは、理解したというよりも、そう

いう考えで動いているということですので、それについては分かりましたというふうに言うし
かない。

ただ、私としては、やっぱりその考えは、すごくみんな意識として、そういうことはあるん
じゃないかなというふうに思うんですよ、町民の方だって。あの1か所だけ入れたっていいん
じゃないですか、何でそこまで割り切らないと駄目なんですかというふうな形になるのではな
いかなというふうに思います。これについては同じ答弁でしょうから。

ただ、その中で、以前、敷地の一部、大体3分の1くらいというふうに私は承知をしている
んですが、借地のため、祇園会館のですね。数年前に買収し、町有地になったというふうに承
知していますが、こういう廃止するのに、買収がここのところは必要だというふうに判断して
いるのは、何かこの後、活用というのは考えているんですかね。考えているというか、そうい
う計画があって、そういう買収やったんでしょうかね。

何でかといいますと、こういう敷地を買収する場合、次の計画があって、買収を決めるん
ではないんでしょうかね。それがもしなければ、ちょっといかなもんかというふうに思うん
ですが、どうですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 用地取得の話でございますが、これについては、ここにいらっしゃる湯
田町長の時代から用地を取得したいというようなことで、町として公有化に向けた動きをして
きたところでございます。しかしながら、それぞれの事情があって、それには応えていただけ
ませんでした。最近、町の情報を説明をして、了解をいただいて、町が用地を底地を買い上
げたというのは事実でございます。

そこに至った背景でございますが、周りが町有地なんですよ、中ほどに個人有地があって。
例えば、そのままにしておけば、契約解消と同時に建物を壊さなくちゃいけないという物理的
な問題もありますし、町有地の一面の土地としての活用から考えれば、どういうふうな用途に
使おうとも、そこを町が取得して一体的な土地利用を図るというのは、行政の方針としては間
違ってないというふうなことから、用地の取得に至ったということでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応それについては、私も用地そのものの買収が悪いとか、そうい
う認識ではありません。今言ったように、一部分が借地だというのも聞いていましたので。た
だ、やはり今、廃止をするという方針が出ていると、出されている。その中で、廃止し、取り
壊して新しい施設、つまり老朽化しています、25年経過、今、多分2年たっていますから、27

年経過しているかと思うんですが、やっぱりそうなると、廃止をして取り壊して、新しい施設の新築となれば、莫大な経費がかかるでしょう。

取り壊すだけで1億円、多分あの施設ですから、そんなものではきかないんじゃないかというふうに思います。それこそ修繕費や維持管理費の経費どころではないと思うんですよ。そこまでの今、方針というのは出ていないんですかね。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

建物の躯体がどのぐらい強度があって、建物だけは使えるという可能性もあると思うんですよ、別な目的に変えてね。そういったところは明確な方針は出ておりませんが、建物として使うのか、更地として使うのか、更地として別な建物を建てるのか、そういったところを含めて、今、今後の課題だというふうに思っております。

しかしながら、ここを町として用地を取得しておかなければ、今後の町有地の有効活用にはつながらないという視点でございますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 もう一回、私はやっぱりこの話、やり取りさせてもらって考えるのは、私もこの施設であれば、結構老朽化しているというあれですが、配管のそういう、冷暖房の配管のがなで5,100万円、そして毎年の維持管理費の1,400万円、それらも検討がもっとできるのではないかなど。そして、修繕をすることによって、つまり修繕によって、長寿命化計画って、多分これは町営住宅なんかは、そういうことをやって、この後40年長く使えますよというふうになっていますから、やっぱり経費を安く上げるため、そして施設を大事に使うため、そして、そんな形で建物自体をやっていくことが必要なんではないか。

やはり取壊しをして、新しいものを建てるというのは、確かにきれいでいいんですが、すごい経費がかかってきます。やっぱり、あそこのところをもう少し生かす意味でも、そういう30年程度の長寿命化が図られるというふうに思うんですが、それらの考えなんかも、まだありませんか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 それは、箱物としての活用の話なんでしょうか。もう一度ちょっと……

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 建物です。そのとおりです。

どうしても修繕をしなくちゃならない施設というか、今言ったように、冷暖房の配管関係は

大分腐っているというようなふうに聞いていましたから、それらについて、一応やっぱり長寿命化の工事なんですよ、建築関係の。それは多分、あの施設であれば、ちょっと建設課なり課長なり、本当は町長に聞かなくちゃならないことは分かっていますが、そういう専門的なことは、なかなか町長も承知はしていないかもしれませんが、そういう施設ではないかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 建物の中身、構造的な話、例えば外側がしっかりしているので使うというような方向性は、残っているのかなという気はしますが、やはり莫大な修繕費がかかるというようなことを感じておりますし、依然いずれかの時点では、取り壊しというような経費が来るわけですね。

ですから、その施設が祇園会館という役割が果たした後に、更地としてその土地を活用するのか、新たな構造物を建てて公共の用に供するのか、または、建物はしっかりしているので改修で使えるのか、その辺については、今後の検討課題であるというふうに認識をしております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひこのところについては、議論がされているというふうに町長は繰り返しましたが、私はまだまだ、そうじゃないんじゃないかというふうに思うんですよ。廃止方針というのは決まっているんですということを言われましたけど、私も管理計画の際に、あのとき発言したと思うんですが、それは議案という形で、決定事項ではないでしょうというふうに言った記憶がございます。

やっぱりそのところで、本当に議論としてちゃんとやっていかなければ、それはまだ決定事項ではないというふうに私は認識しているんですが、そのところはどうですか。決定事項というふうな形で捉えているというふうに先ほどあったんですが、どうなんですかね、議案として。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 はっきり申し上げます。町としては決定事項であるという認識でございます。

ですから、祇園会館の祇園祭の展示施設として、その施設を今後とも活用していくというような発想には立っておりません。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、町長の最後の答弁で、状況というか、町の決定事項だという

のは、これはそういうことでしょうか、承知をします。

私の一般質問については、以上で終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

明15日は、午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

令和5年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

令和5年9月15日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 委員会提出議案第4号 南会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の
制定について
- 日程第 2 報告第 7号 専決処分の報告について
専決第13号 損害賠償の額の決定及び和解について
専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 3 議案第40号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第 4 議案第41号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第42号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第43号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第44号 町道路線の廃止について
- 日程第 8 議案第45号 町道路線の認定について
- 日程第 9 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 報告第 8号 令和4年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に
関する報告について
- 日程第11 報告第 9号 債権放棄の報告について
- 日程第12 議案第46号 令和4年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第47号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第14 議案第48号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第15 議案第49号 令和4年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第16 議案第50号 令和4年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第51号 令和4年度南会津町下水道事業会計決算の認定について

- 日程第18 議案第52号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第5号）
 日程第19 議案第53号 令和5年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第20 議案第54号 令和5年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第21 議案第55号 令和5年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）
 追加日程第1 諸報告
 追加日程第2 議員派遣の件について
 追加日程第3 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
星英雄	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	鈴木秀和	税務課長
星貴夫	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
楠昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長

渡部 さつき	会計室長	菅家 康夫	農業委員会 事務局長
阿久津 勝英	学校教育課長	廣野 友一郎	生涯学習課長
渡部 浩明	館岩総合支所長	馬場 誠	伊南総合支所長
平野 芳和	南郷総合支所長	渡部 寛	代表監査委員

事務局職員出席者

星 博文	事務局長	星 彰	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によってその発言時間は答弁も含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎発言の申出

○山内 政議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○月田 啓総務課長 おはようございます。

既に配付をしております令和5年第3回議会定例会の配付資料の一部に誤りがありました。議長の許可をいただきましたら職員により正誤表を配付する方法で修正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

修正箇所を申し上げます。

令和4年度事務報告・主要な施策の成果をご用意いただきたいと思います。

こちらの187ページでございます。

(4) ごみ分別による収集回数及び収集量並びに直接搬入されたごみの量といった表がございますが、この表の中の数字に誤りがございました。修正箇所が複数にわたり煩雑な内容となっておりますので、正誤表の配付によりまして修正いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○山内 政議長 ただいま総務課長説明のとおり、令和4年度事務報告・主要な施策の成果の一部に訂正がありますので、正誤表の配付についてこれを許可します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○山内 政議長 議会を再開します。

お手元に配付の正誤表のとおり令和4年度事務報告・主要な施策の成果の一部を訂正しますので、ご了承願ひます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎委員会提出議案第4号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 議事日程第1、委員会提出議案第4号 南会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第7号の質疑

○山内 政議長 日程第2、報告第7号 専決処分報告について、専決第13号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠正次議員 専決13号について、さきに説明いただいたところでは町が60%の過失で相手方が40%の過失ということですが、相手方の40%というのは、その根拠、越えるためのホースを守るためのものにぶつかって損傷したというような話だったと思うんですけども、相手方40%の根拠を説明いただきたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちらの和解につきましては、保険会社さんのほうに委託をしております。結果してどのような形で40対60になったかというのは確認していないところでございます。ただ、車の車高

が低かったというのも少し影響していたのかなというふうには感じるころなんです、それがこの負担割合になったかどうかというのは確認していないところでございます。

○山内 政議長 そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第40号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第3、議案第40号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第41号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第42号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第43号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第44号 町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第45号 町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第3号の質疑、採決

○山内 政議長 日程第9、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。



◎報告第8号について

○山内 政議長 日程第10、報告第8号 令和4年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、この後、審議に入ります令和4年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計に係る決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第8号は、日程第12、議案第46号以下、各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、報告第8号は、議案第46号から議案第51号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにします。



◎報告第9号の質疑

○山内 政議長 日程第11、報告第9号 債権放棄の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第9号 債権放棄の報告についてを終わります。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第12、議案第46号 令和4年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 事務報告の中身について質疑させていただきたいと思います。

まず1点目であります。187ページ、先ほど差し替えのありましたごみ収集実績について、これを1点と、もう1点は、この事務報告に記載がなかった補助事業、令和4年度の、この部分、質疑、質問をしていく所管事務調査の中でも記載がなかったためにできなかったの、ここで大きなくりの中でちょっと考え方等々を質疑させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○山内 政議長 はい、許可します。

○12番 楠 正次議員 それでは、まず1点目のごみ収集について、差し替えということで、私も昨日、30年度、元年から2年、3年と、4年まで比較をしてきたんですけど、あら、数字が変わっちゃったのかなと思ってちょっと驚きましたが、私、思ったのは資源ごみの部分なのでそのまま質問できると思います。

令和4年度の前年度対比で瓶類は4トン、率で4.56%減少している、ペットボトルは760キロ、約3%増加、プラ容器は960キロで約2%の増加、紙製容器は420キロ、約3%減少、紙パックは70キロで約25%の減少、段ボールは17トンで20%増加とかなり大きく増加しております。古紙は12トンで約10%増加というふうに記載があると思います。

誤っていたら指摘させていただきたいと思いますが、平成30年と令和元年を比較すると7種類の資源ごみが全て減少していました。可燃、不燃、危険ごみなどは減少することが望ましいと考えますが、資源ごみは、回収率を上げることも重要、そして持続可能な社会につながるというふうに考えますが、この辺の動きについていかが考えますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

資源ごみ、可燃ごみ、それから不燃ごみの中で、本来、資源ごみとして処理されるものが含まれているならばここが増えていくこともあるかと思いますが、ただ、人口減少がすさまじい

状況ですので、ごみ自体の量は増えるということはなかなか考えにくいかなと思っております。

今の現状を見ますと、家じまいですねやられる方がいて、それで大量にごみを持ってこられる方がいらっしゃいますので、そういう意味ではごみが増える要因の一つになるかと思えます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

人口減少が本当に著しいので増えてはいかないのかなというふうに思いますが、資源ごみの表記なんですけど、資源の回収だというふうに私は考えますが、ごみという表記は、家庭で要らないものはごみというふうに表記するのか、この辺も資源の回収であるべきなのかなというふうに思いますが、この資源ごみ、この表記については何か意図があるのでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 資源ごみという呼び方につきましては広く一般的に使われているものだというふうに思っております。これは、廃棄物の中で資源化できるものなので資源ごみという呼び方をしているんだらうというふうに思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 以前に私、廃棄物を担当していたことがあるのでお答え申し上げますが、国のほうの統計上、こういう取扱いで全国一律に統一しているというふうに理解をしております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 プラ製容器やペットボトルは洗浄しても、汚れの程度、これがきれいじゃないと資源にならないということを衛生組合のほうから聞いたことがありますけども、実際に資源ごみとして回収をして、一般家庭では洗浄して資源ごみの回収場所に出した、回収をしたけど資源とはならなかった。汚れていたりかびたりすると資源にならないということを聞きましたけれども、それはそのとおりなのでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

資源ごみ、例えばプラごみ等につきましては、衛生組合のほうで収集した後に分別する工程がございまして、そこで職員が目視によって資源に回せないものをはじいているというような状況でございまして。その資源ごみ、資源に回せない部分についてはそのまま焼却処分をしているというふうに聞いております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 その収集した中から衛生組合の職員が目視で、これは駄目、これは

大丈夫というふうに分別するというふうに今、理解しました。

とすると、その収集したものからの資源率といいますか、焼却にしてしまう部分、資源となる部分あると思うんですけど、これのパーセントというか、一般から出されたもの、事業所から出されたものを合わせても結構ですし、一般家庭の協力で洗浄して出していただいて、私たち、ぱっと見るときれいに見えますけども、その中でどのくらいの割合が焼却のほうに回されるのか、数字的にはどうでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

資源率というものを計算して公表しているものはございませんが、リサイクル率を計算する際に収集した分からどれだけ資源に回ったかというものがあまして、例えばプラスチックごみですと、収集したうちの約83%が資源としてリサイクルに回っているというふうな状況でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。17%がそうすると焼却処分されるというふうに、結構な量だなというふうにも思えるんですけども、世界の気候変動であったり大規模火災世界で起きています。そして線状降水帯等が頻発する。これらも地球の温暖化、それに影響するものが多いというふうに聞きますけども、やはり持続可能な社会を実現するためには、きちんと資源として活用できるものは資源として活用する、そういうことがとても大事なんだろうと。そして、未来のよりよい環境を残していけるかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員おただしのように、今、SDGs というような言葉にありますように、17の開発目標に向けて地球規模で取り組んでいるというようなことでございます。資源の有効活用、それから既存のもの再利用等を含めて、当然それはやっていかなくちゃいけない流れだと思っております。

昨今の新聞報道でも、福島県はごみの排出量が多い、それからリサイクル率もよくないというような報道があります。南会津町環境衛生組合、それから当南会津町でもやはりそこは注意してこれから改善すべき点だというふうに思っておりますので、今、担当のほうと協議をしながら、どういうふうな取組をすればごみ全体の減量化につながるのか、リサイクル率を上げることができるのか、そういったことを衛生組合のほうとも連動しなくてはできませんけども、そういったものが今後の求められている施策の一つだというふうに理解をしております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 187ページについては以上で終わりました、住民税非課税世帯に対する令和4年度の緊急経済支援価格高騰対策事業、これが事業が記載されてなくて、所管外の事務と思い込んだということですがどうですかとお話しさせていただきましたが、この金額にすると、予算当時、2,400世帯で1億2,000万でやった事業、決算書等には1億1,490万とかという数字が載っていますけど、この事業を事務報告に、もうちょっと少ない金額でも原油高騰対策とか事務費に載っておりますから、これは載せるべきだろうというふうに私は考えるんですけども、載せること。

税務課さんが、私、こういう事業をやるというのも今まであまり記憶になくて、住民生活課所管外のところで所管事務調査等であるのかなと思ったけど、委員に聞いてもそれもないということだったので、私もずっと見たんですけど、どこにもこの記載がなかったということなので、これを載せるべきではないかと。事務報告永年保存ということで、この時期にこういう事業をやって、これだけの支給ができた、辞退された方もいたよ、申請できなかった方もいたよとかということもきちんと調査すべきだというふうに思って、載せるべきだというふうに思うんですが、これはいかがでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 答えいたします。

今ほどの議員のご指摘につきましてはそのとおりであるというふうに思っております。きちんと記録として残すべき内容だというふうに思っておりますので、ご指摘のあった事業以外につきましても漏れがないかということで全体を精査をしまして、改めて確認をさせていただいて、その上で後日、報告という形で提出をさせていただきたいと思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 その資料は、例えば対象世帯数であったり支給世帯数、先ほども申しましたが、辞退される方、申請には至らなかった、これは申請ができなかったのか、それとも内容が理解できなかった、また高齢のためにちょっと難しかったとかいろんなことがあると思うので、ぜひとも、今、副町長が答弁されました報告の中にそういう部分をきちんと網羅した中で、事務報告と一緒に保管するということが大事なのかなと。将来にわたって、この事業こういうことがあったということ、今回は新人の議員さんたちはきっとどこを見てもそういうことがなかったということで、この議会はなかなか難しい、非課税世帯がどれだけいて、どういうふうな年齢層とか、そういうものもやっぱり我々、情報を共有する必要があると思うので、

その辺も含めてぜひお願いしたいと、お願いは駄目ですね、やるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 今ほどの議員のお話にありましたように、実績だけではなくて、対象世帯数とそれに対して何件の申請があったというようなことも含めて、記載すべき内容については精査をして報告をさせていただきたいと思います。

○12番 楠 正次議員 終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、議案第46号の歳入歳出決算の認定の中で、別冊、監査委員の意見ということで添付されておりますので、そのことについて質疑したいと思います。

基金運用状況の審査意見ということになっておりますが、その中で4ページ、5ページ、6ページになりますが、それぞれ町税の未納状況、それに不納欠損の処理、使用料等の未納状況、それぞれの特別会計ということに報告がなされて監査のご意見が示されております。

その中で、不納欠損処理についての合わせて1,569万円の不納欠損の処理ということで出ておまして、それぞれ項目ごとに出ている中で非常に不納欠損額が大きいこと、それと消滅時効の額としても大きいこと、それと徴収計画書を作成し、ということでそれぞれ意見が述べられておりますし、5年で消滅時効にかかるため時効更新の管理を徹底することということで、それぞれここに書いてあるとおりでありますけれども、非常に町としても財政難の中で、また不公平の税政徴収関係にも関連してまいりますので、それらのご指摘のご意見のとおり、これからどう進めるのか、その辺を町長にお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○山内 政議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

今ほどの不納欠損処理状況についておたしをいただきました。不納欠損処理につきましては、主に事由としましては3つありまして、執行停止後3年で消滅するもの、あとは即時消滅といって死亡であったり相続放棄であったりする場合に該当するもの、あと、今ほどお話のありました法定納期限後5年で消滅するものということで、それぞれの事由に応じて、毎年、不納欠損処理をしているところでございます。

ただ、今回、昨年度までと金額が大幅に不納欠損処理額が増えたという実績でございます。

これにつきましては、例えば相当数法定納期限から相当年のかなり年数の経過したもの、あるいは収入がもうこれ以上見込めないであろうとか、あとは代わりに払ってもらえるような家族の方とか、そういった身辺調査、財産調査をした上で、これ以上徴収することがもう困難であるというものにつきまして不納欠損処理をさせていただいたところでございます。

ただ5年経過したから全て不納欠損処理をするということではなくて、それぞれの滞納者の方の生活状況、財産調査をした上で、安易に5年で消滅したからといって不納欠損することではなくて、それぞれの状況を見極めながら慎重に判断しながら、来年度以降も滞納処分をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 私の方からもお答えをさせていただきます。

毎年8月下旬から9月上旬にかけて滞納処理委員会というものを開催しておりまして、その中で前年度の滞納状況であるとか税金の回収状況、収納状況、それから不納欠損状況等について確認をしております。また、その上で、今年度以降の回収の方向性であったりとか、未納解消に向けて庁内で情報の共有を図っているところであります。

今ほど課長の答弁にもありましたように、新たな滞納を増やさないということで未納の回収に取り組んでいるわけですけれども、ご本人がお亡くなりになっているだとか相続人がいないとかそういったことで回収が不能になっている、または収入がないので納税ができないというような場合もありますので、そういった回収の見込みがないものにつきましては、不納欠損処理というものを5年以上経過した時点でさせていただいているところでございます。

ただ、議員のご指摘にありましたように厳しい財政状況というのはそのとおりでございますので、そういったことも踏まえまして、回収できるものにつきましては引き続き納めていただいて、本町の財政の健全化というのを図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

今その努力を聞かせていただきましたけれども、一般的にはやはり民間と違う甘さがあるのかなというような指摘も周りから聞いてきます。あくまで公平性がなければならぬし、このまま3年、5年の執行の中で出て不納欠損ということの処理が多くなれば非常に町自体が困ってくるわけでありまして、その辺はより厳しくできないのかなというふうに思います。

また、私の知識の中では、滞納の関係では、民間とかほかに移管して徴収を委託するとか、

そういうふうな方法もしているところも県等あるようではありますが、その辺についてご返答をお願いしたい。

○山内 政議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

今ほど議員おただしのように、そういった徴収業務を民間とか外部の機構のほうに委託している自治体もあるということは私どもも認識しております。ただ、そちらのほうがどういうふうな手順で、どういうふうな中身でやっているのかというのは私のほうでちょっとまだ知識としてございませんので、今後、そういった活用をしている団体等の事例も研究しながら今後の滞納対策のほうにつなげていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 先ほどの中にもありましたが、これから具体的に徴収の計画書がそれぞれ個別の中に出てくると思うんですが、その辺は今後どのように進めていくのかお聞きしたいと思っております。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えいたします。

この計画書につきましては、それぞれ個人の事情等がありますので、納税に納めに来庁されたタイミングですとか訪問した際に個別の事情等を聞き取りしながら、ヒアリングしながら、その収入状況等を加味しながら、計画書をそれぞれ個別に作って対応していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

それでは、税の徴収について今後ともご努力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 主要な施策の成果の93ページについて質問させていただきたいと思っております。

この中の優雅の項目があります。いわゆる特別養護老人ホームの申込者数の状況ですが、ここで合計で23名ということに記載されておりますが、これの入所率というのはお分かりでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたしますが、入所率といいますのは、現在、「優雅」はご承知のとおり60床、60人利用できるんですが、その長期入所者の60人の入所状況、稼働率という理解でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○湯田賢史健康福祉課長 こちらは、大体退所される方というのはお亡くなりになられる方々なんですけど、その退所をされて次に入所されるまで一定の手續等もありまして1週間から2週間の期間はあるものの、こちらで把握しているのはおおむね60床満床ということで、ほぼ100%、その月によっては90%等ありますが、手續等をなくしておおむね60床、常に満たされているというような状況を把握してございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 文教厚生委員会のほうから、情報を共有したいということで議会全員に配付された資料があります。特別養護老人ホーム「優雅」の経営状況についてでありますけど、これを見ますと町からの補助金が支出されていて4年目になると。ここでも明記されておりますが、長期入所者の受入れが増加しておりますと。それで、前年比で約600万円の増収となりましたということなので、この効果が現れているんだらうと私は解釈していますが、具体的にどういうふうはこの補助金が有効活用されてこういう結果になったのかが見えません。

そこでまず一つお聞きしたいのが、職員の雇用条件の改善を図ったということですが、経営改善を支える職員の処遇改善も強化されました。この職員の処遇改善が、例えばですけれども、ここの入所者数を増加させた、あるいはそれが収入の増加につながった、これらの因果関係がもし分かれば教えてください。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

詳しい因果関係まではお答えできませんが、まず処遇改善を図ったといいますのは、ご承知のとおり、国の制度によりまして職員の賃上げということで処遇改善が図られております。その処遇改善につきましては、現在は介護報酬に盛り込まれまして、その介護報酬から職員の賃金に上乗せをしていくという制度の中で行っております、今回お示しした資料の中にそういった記載を設けましたのは、その国の制度を活用して介護報酬を多く取りまして、その介護報酬を施設でためるのではなくて、そのままストレートに職員の賃金に上乗せするというような

ことで、職員の皆さんは非常に頑張っておられますので、施設長もしくは各セクションの担当者の話を伺いますと、そういった頑張ってくれている、営業改善を図っている職員の賃金を図るために処遇改善という制度に手を挙げて介護報酬を増やして、かつそれを賃金のほうに上乗せして処遇の改善を図っていったという報告を受けております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、ここでもう一つお尋ねしようと思っていたんですが、この国の制度を活用し1,300万円の賃金の増加を図るということであるんですが、今お話のあった国のいわゆる賃上げ、基本的には賃上げの実態をここで国の制度として捉えているのかどうかお答えください。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 国の制度を反映して、その制度を使って報酬を得まして賃上げを行っているということでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、そのことは「優雅」に限った事例ではなくて、ほかのいわゆる特別養護老人ホームについても同じような措置がされて、それがいわゆる職員の雇用条件の改善になっていると、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

この制度の経過も含めてご説明いたしますが、以前はこの処遇改善というのは、一時的な施策といたしまして、補助金という形で各施設希望する施設のほうに支給されておりました。ですが、冒頭申し上げましたとおり、今は公定価格の介護報酬にこちらが入っておりますので、希望する施設につきましては、例えば田島ホームでありますとか、それ以外の特養もありますが、希望している施設につきましては介護報酬として賃金の上乗せに使われているという制度でございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そういうことなんですよ。つまり、これまで介護施設の経営、あるいは保育所の経営もそうかもしれません、人件費をコスト管理をしてきた。これは自治体にも言えるかもしれませんが、本来、国の制度運用で実施する全ての事業については、その地域差はあれ、基本的な運営の基盤は本来国がつくっていかなくちゃならないものなんです。国とい

うのは、私は国全般のことを知り得ているわけではないから、ある意味、こういう言葉が妥当性があるかどうかは分かりませんが、国民の生活の隅々まで理解して、そうして制度設計しているわけではないんです。つまり、これまで質問してきた内容がここで一つの実りを得ているわけですね。この実りを今後私たちはどこに焦点を絞っていわゆる政治家として活動していくかということが暗に示されたとは私は思っているんですね。

そういうことを含めると、この報告を基に、今後、介護保険のみならず、私たちの生活を個人個人に責任の持てない領域についてはしっかりと県や国にその課題を、問題を提起していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 現場との乖離がある部分についてはしっかりと意見として申し述べて、制度の改築、そういったものを地方から声を上げるというのは当然必要だというふうに思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私たちが目指すものは確かに制度に乗った正しい運営が必要です。しかし、その制度をそれぞれの地域が抱える課題に近づけたものに改正していく、あるいは改築していく、これも仕事だと思いますので、私は、この事例をいいあるいは見本の事例として、今後、大いに町の政策を進めていただきたいと期待して、質問を終わります。

○山内 政議長 そのほか質疑はありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私からは1点なんですけども、まず事務報告に関わることかなというふうには思うんですが、この中に記載されていない内容に関わることなんです。ただ、町全体の会計処理に関することですので、まず議長から発言の許可をいただきたいと思いますが。

○山内 政議長 確認を申し上げますが、5番、古川議員が質問したいのはどの部分ですか。何か部分がないと質問できませんので、ここは。質疑ですので、そこに関わらないと何でも質問できるというわけではありません。もしもだったら次の一般質問とかじゃないと、多分、答弁できないこともありますので、何ページのここから入ってとか、そうじゃないと議長としては許可できません。

○5番 古川 晃議員 では少々お待ちください。

○山内 政議長 そのほかにございませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、大変申し訳ありません。会計処理全般というふうに言った

んですけども、ということは総務課の部分に関わるところなのかなというふうに思うわけなんですけど……

○山内 政議長 ページ数ありましたら、明示ください。

○5番 古川 晃議員 では1ページでお願いしたいと思いますんですけど……

○山内 政議長 事務報告の1ページですか。

○5番 古川 晃議員 はい。事務報告の1ページで、基本計画の中に、4番、次世代の地域を担う人材の育成とか、5番の町民と行政との協働によるまちづくりとあるわけなんですけども、ちょっとこのところに強引に関連づけて質問するようになってしまうかもしれないんですが、私がちょっとお聞きしたいのは電子帳簿保存法についてなんです。

2022年1月に法改正があって、現在、猶予期間で2024年1月までは猶予期間ということなんですけども、行政に関する電子化を推奨して受領する電子データを電子保存を義務化していくという、そういった法改正がなされたと思うんですけども、そのことについて、実はこの事務報告とか一般会計見回しても、これに対応するための手だてとかあるいは予算執行とかそういうものがないんですけども、もう猶予期間あと4か月になるわけですね。

で、これには罰則規定もあつたりします。全事業者が対象ということですので、役場のほうが対応しても、町民の皆さん、民間事業者の方たちはもしかするとそんなものは初耳だという、今の段階でそういう方もいらっしゃるかもしれないなということで、次の一般質問でというようなお話もあつたんですが、もしこれ遅れてしまうと町民の皆さんも一般事業者の方々も大変ご苦労なされるんじゃないかなというふうに思ったりしたので、この辺の町の対応状況というのをちょっとお聞きしたかったんですけど。

○山内 政議長 議長として許可をいたしました。この決算の中身の中で関連したやつで執行部のほうで答弁できるものがありましたら、答弁をお願いします。なかったらなかったで結構です。

総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今ほどありました電子帳簿保存法の関係につきましては、令和4年度の中で取り入れた活動等もしておりませんでしたので、今の時点では具体的には動きをしていないというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 もしかするとそういうこともあるかなということでちょっと質問させ

ていただいたんですけども、先ほど言ったように2024年1月までの猶予期間ということで、これリース会社の方から小耳にして頂いた資料なんですけども、その中には2022年1月に法が改正されて……

○山内 政議長 古川議員に申し上げますが、決算の報告でありますので、先ほど総務課長はしていないという答弁でありますので、質問の終結を議長として申し上げます。

○5番 古川 晃議員 はい、ぜひこの辺、検討なされたほうがよいかと思います。
以上です。

○山内 政議長 そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第13、議案第47号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第14、議案第48号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第15、議案第49号 令和4年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第50号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第16、議案第50号 令和4年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第17、議案第51号 令和4年度南会津町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第18、議案第52号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠正次議員 一般補正12ページの3款民生費、2項1目12節、14ページの8款2項1目14節、同じく2目12節及び14節、15ページの10款5項4目18節について質問します。

まず1点目であります。放課後児童対策事業、放課後児童クラブの運営費委託料の追加理由をお聞きします。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

まず、今回の追加補正204万6,000円でございますが、こちらはいわゆる学童に対する追加補正でございます。その内容が先ほど別な件で触れさせていただきましたが、今回、学童で働かされている指導員の皆さんの処遇改善を図るための追加予算として計上させていただきました。

処遇改善ということで職員の賃金を月額1万1,000円増額する補正でございまして、それがこの内訳で173万9,000円が職員の処遇改善による補正予算、残りでございますが、これは1つの学童で受入れ人数が増えたということで、申込みの希望がございまして、待機をなるべくなくしたいというような要望もございまして、できる限り受け入れたいという委託先からの要望がありまして、その学童の受入れを増やすための賃金を1時間当たりの勤務時間を増やして増えた児童に対応するというので、その費用30万7,000円の今回追加で計上させていただいたものでございます。

繰り返しになりますが、職員の処遇改善と、さらには学童の受入れ児童増えたことによる経費ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

次に14ページ、14節工事請負費、道路修繕等工事請負費、この追加理由をお聞かせいただきたいと思っております。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

14款道路橋梁維持費、工事請負費の400万円の増額部分でございますが、こちらにつきましては田島地域の小出原地内の舗装の修繕工事でございます。こちらは令和4年度から舗装のほうを実施しておりまして、全体的には400メートルございますが、令和4年度に240メートル、令和5年度160メートル、こちらをもって舗装のほう完了する工事でございます。

なお、現状が切削材等で一部の舗装になってございますが、切削材のちょっと劣化が激しいものですから、住民の方々の生活交通や除雪に関しまして影響があるということで2か年で工事を完了するというもので、最終年度でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

2目12節の委託料1,447万6,000円のこれは減額であります。この理由もお聞かせいただきたいと思っております。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

委託料1,447万6,000円の減額でございますが、大きく3点の減額理由がございます。

まず、道路施設点検業務委託料でございますが、こちらにつきましては、町道関本古内線に架かります長澤橋、こちらの橋梁修繕の部分でございますが、当初、こちらにつきましては設計積算委託ということで積算の業務を委託する予定でございましたが、今現在、南郷橋等で積算業務を実施していたという実績もございまして、今回、全体的な予算の関係もございましてこちらを減額200万をしたというものが1つでございます。

続きまして、交通安全対策事業、永田中荒井線建物調査委託料、こちらにつきましては事業費の確定に伴う委託料の減額でございますが、不動産鑑定業務、さらにはそちらの補償額の算定ということで、そちらの額が確定したものに伴います減額ということで39万6,000円でございます。

あと、大変失礼しました、もう一つ、道路施設点検業務委託料の中に、橋梁点検業務、さらにはトンネル点検業務、もう一つが橋梁の長寿命化更新計画ということで大きく3つの点検業務のくくりがございます。こちらにつきましても、国からの予算配分が減額したことに伴います減額と、それらに伴います橋梁長寿命化計画更新というのがございまして、こちらにつきましては長寿命化計画の更新ということで、これは法定的に10年間、5年間に1回、点検をしなければいけないということになっておりまして、今現在、本町でございますが、2巡目の最後の年ということで10年目の点検を今しているところでございます。

そちらの点検業務と、それに伴いますシステムがございまして。そのシステムが今まで現在はスタンドアローンと言われる一般的なパソコン、役場の中にパソコンを持ってやっていたんですが、そちらをクラウドシステムということで、ネットにつながってシステムを管理するというようなものになりまして、そちらの減額ということで、合わせまして1,447万6,000円の減額というところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 最後のクラウドシステム、ネットでシステム管理するということがあります、それはどこに委託しているのでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 こちらにつきましては、今、いわき市等や県等で実施をしていますEMSSというところのシステムを使うことになってございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 10年間点検をする、そしてこれは2回で、10年以降はそういうことはなくなるというふうな理解でよろしいですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 橋梁点検につきましては、5年に一回今、対象橋梁が407か所ということで、そちらの橋梁を5年に1回、全ての橋梁を点検するということでございます。それについて今回2回目ということで、約10年目に突入しているということでございますが、これは法定的に今後ずっと続いていくものでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

続きまして、14節の工事請負費2,661万9,000円の減額の理由について伺います。

○山内 政議長 工事請負費の減額の理由です。

建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

こちらのまず社会資本整備交付金事業、町道改良工事請負費でございますが、関本古内線でございます。こちらにつきましても関本古内線に架かる富貴沢橋というものを今現在、工事をしてございます。こちらの内容が、国からの予算が当初見込んだ額よりも減額されたということで2,100万円ほどの減額になってございます。

それと大新田1号線、こちらにつきましては同じく南郷橋の部分でございます。南郷橋につきましても、今現在、橋梁の撤去工事ということで進めてございますが、こちらにつきましては逆に当初予算がなかったんですが、今回の補正の中の組替えということで、南郷橋の撤去を早めに進めたほうが工事のほうが完了するというところでございますので、こちらにつきましては増額をさせていただくというようなことでございます。

続きまして、道路メンテナンス事業でございますが、こちらにつきましては橋梁補修工事で、南郷の下山橋、さらには先ほどの関本古内線の長澤橋、宮ノ下橋、これ塩江地区でございますが、こちらの修繕工事の部分で、こちらにつきましても全体的な予算の配分の減額によりまして4,073万円ほどの減額になってございます。

続きまして、交通安全対策事業、こちらにつきましても若干でございますが予算の組替えということで、工事の内容はほぼ変わってございませませんが、35万1,000円程度の減額という形になってございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 富貴沢橋減額、国の予算が減額されたというような説明がありましたが、これだけいろんなものが値上がりをしたりとかしている中で国で減額するというのは、

どういふ理由で減額になったのでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

予算の配分の減額内容は、県にも確認はしておるんですが、明確な回答が来ていないところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 その減額の理由が分からなくて減額をされて、工事には特に影響なくできたというふうに考えてよろしいですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

若干でございますが、やはり工事のほうには支障が出てきている部分がございます、工期が延びたり、そういった部分については出てくるというふうに考えてございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、15ページの社会教育費、指定文化財修復事業補助金125万の減額理由をお聞きます。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、祇園祭のお党屋行事という中に4つの屋台が指定の中に入っているわけでございますが、このうちの上大屋台が、今回、上大屋台世話人会が事業主体となりまして国の補助申請を行いました。総額が約500万円ということで、そのうち国が7割ほどを見込んでおりました。ここについて、文化財保護、町の条例によりまして、かさ上げの補助をできるということで、その割合によりまして125万円ほど計上しておりましたが、今年度、国の補助事業に採択にならなかったということもありまして、この事業が実施できないことから今回、減額させていただきました。

以上でございます。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

○山内 政議長 そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第19、議案第53号 令和5年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第20、議案第54号 令和5年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第21、議案第55号 令和5年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室2で開催をします。

再開の放送は5分前に行います。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時50分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○山内 政議長 先ほど、諸報告1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し議題とすることに決定しました。



◎諸報告

○山内 政議長 追加日程第1、諸報告を行います。

9月6日に開催されました文教厚生委員会所管事務調査報告はお手元に配付のとおりです。



◎議員派遣の件について

○山内 政議長 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○山内 政議長 追加日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本定例会に付された事件は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

以上で会議を閉じます。

令和5年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 星 和 孝

署 名 議 員 楠 正 次